

# 第3次 和泉市障がい者計画

平成28年3月

和泉市



## はじめに

和泉市では、平成 18 年 3 月に「障がいのある人もみんないきいき共に暮らせるまち・和泉」を基本理念とする「和泉市第 2 次障害者計画」を策定し、その計画に沿って、障がい者施策・事業の推進に努めてまいりました。

この間、国においては平成 18 年に障害者自立支援法が施行され、平成 25 年には障害者自立支援法に代わり障害者総合支援法が施行されました。

また、平成 19 年には障害者の権利に関する条約に署名し、その批准に向けて障害者基本法の改正、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、障害者雇用促進法の改正や制定を行い、障がい者に対する差別の禁止を基本原則として明示するなど、障がい者に関わる重要な法の整備等が行われてきました。

こうした障がい者を取りまく大きな変化の中、本市といたしましても新たな障がい者施策を行っていく必要があります。

今回、第 3 次和泉市障がい者計画の策定にあたっては、第 2 次障害者計画の基本理念・基本方針を引き継ぐとともに、社会的障壁の除去について合理的な配慮がなされなければならないことから、「障がいのある人の尊厳を保持する地域づくり」「差別のない社会づくり」を新たな基本方針に加えました。

さらに、「自立支援協議会の充実」「相談支援体制の整備」「ネットワークの構築」を最重点施策として掲げ、すべての障がいのある人の自立と社会参加の実現をめざして、関係機関との緊密な連携のもと、計画を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました和泉市障がい者施策推進協議会、和泉市障がい者地域自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等にご協力・ご意見いただきました皆様、関係団体の方々に厚く御礼申し上げます。

平成 28 年（2016 年）3 月

和泉市長 辻 宏 康

#### ※用語変更

第2次計画期間中に、法制度の改定、和泉市政の方針などにより、計画書記載の語句等の表記を変更した箇所があります。次の用語については、第3次計画では個別に断りなく置き換えています。

- 障害 → 障がい

障がいのある人の思いを大切に、市民の障がい者理解を深めていくため、この計画においては、マイナスのイメージのある「害」の漢字を用いることを避け、法律等の名称以外はひらがなで「障がい」と表記しています。

- 養護学校 → 支援学校

- 養護学級 → 支援学級

平成18年6月の学校教育法改正にしたがい、表記を変更しました。

- 特別支援教育 → 支援教育

大阪府での表記にしたがいました。

- 共同作業所・授産施設 → 障がい福祉サービス事業所

平成18年10月の障害者自立支援法施行後、表記を変更しました。

# 目 次

## 第 1 章 第 3 次和泉市障がい者計画の策定にあたって

1. 第 3 次計画策定の趣旨	1
2. 第 3 次計画の位置づけ	2
3. 第 3 次計画の対象	3
4. 第 3 次計画の期間	3
5. 当事者参加による第 3 次計画策定の取り組み	4
6. 和泉市第 2 次障害者計画の振り返り	5

## 第 2 章 障がいのある人の現状と課題

1. 和泉市の概況	21
2. 障がいのある人の状況	23
(1) 身体障がいのある人の状況	23
(2) 知的障がいのある人の状況	28
(3) 精神障がいのある人の状況	30
(4) 難病患者の状況	32
3. 障がいのある人を取り巻く生活の様子と課題	33
(1) 障がい者（児）・市民向けアンケート調査からみた生活の様子と課題	33
(2) 当事者団体アンケート調査からみた生活の様子と課題	67

## 第 3 章 第 3 次和泉市障がい者計画の基本的考え方

1. 基本理念	71
2. 基本方針	72
3. 最重点施策	74
4. 施策体系	76

## 第 4 章 生活場面に即した施策の展開

1. 地域で過ごす	79
(1) 地域生活支援の充実	79
(2) 人にやさしいまちづくりの推進	84
(3) 緊急時の対応の充実	86

2. 育つ・学ぶ	88
(1) 障がいのある就学前児童の保育・療育等の充実	88
(2) インクルーシブ教育の推進	89
(3) ライフステージに沿った支援の推進	90
3. 働く	91
(1) 働く場の拡大	91
(2) 就労支援体制の強化と充実	92
4. 健やかに生きる	93
(1) 疾病の予防と障がいの早期発見とその後のフォローの充実	93
(2) 医療・リハビリテーション体制の充実	95
(3) 精神保健対策等の推進	96
(4) 医療的ケア・難病等への支援	96
5. 遊ぶ・つきあう	97
(1) 文化・スポーツ活動の推進	97
(2) 主体的な余暇活動の促進	98
(3) 交流・ふれあいの場の充実	99
6. 人としての尊厳を持って生きる	100
(1) 相談・情報提供体制の充実	100
(2) 障がい者や障がいへの理解の啓発	103
(3) 人権・権利擁護の推進	105
(4) 情報バリアフリーの推進と意思疎通支援の充実	107

## 第5章 計画の推進

1. 計画の進行管理	109
(1) 計画の進捗状況の把握・点検・評価体制	109
(2) 和泉市障がい福祉計画との連携	109
2. 計画の推進体制	110
(1) 全庁的な施策の推進	110
(2) 地域における各種関係団体・民間企業等との連携	110
(3) 多様な主体の協働による推進	112

## 資料編

1. 計画の策定経過	113
2. 計画の策定体制	114

# 第1章 第3次和泉市障がい者計画の 策定にあたって







## 1. 第3次計画策定の趣旨

本市では、平成18年3月に「和泉市第2次障害者計画」を策定し、「障がいのある人もみんないきいき共に暮らせるまち・和泉」を基本理念として設定して、基本理念に基づく将来像を実現するために、さまざまな施策・事業に取り組んできました。

この間、国においては、平成18年の「障害者自立支援法」の施行による障がい福祉サービス等の計画的な提供、平成25年4月の「障害者総合支援法」の施行による共生社会の実現を理念とする障がい福祉サービス体系の再編成など、社会の変化に対応した制度改革が進められています。

国は、平成21年12月には「障がい者制度改革推進本部」を設置し、「障害者権利条約」の批准にともなう国内法の整備や障がい者に係る制度の見直しに着手しました。平成23年8月には「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義を、機能障がいのみではなく社会的障壁という社会との関係性においてとらえることや、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がされなければならないとの規定が設けられました。平成24年10月には「障害者虐待防止法」が施行され、また、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行されることになっています。

本市としても、これまで進めてきた障がい者施策のさらなる推進とともに、当事者だけでなくすべての市民を含めた合理的な配慮が地域で深まるような政策を整備していくことが求められています。

本市においては、「和泉市第2次障害者計画」の最終年度が平成27年度となっていることから、国や社会のこうした動きを踏まえて、今後5年間の障がい者施策の方向性を示すため、この計画を策定しました。

## 2. 第3次計画の位置づけ

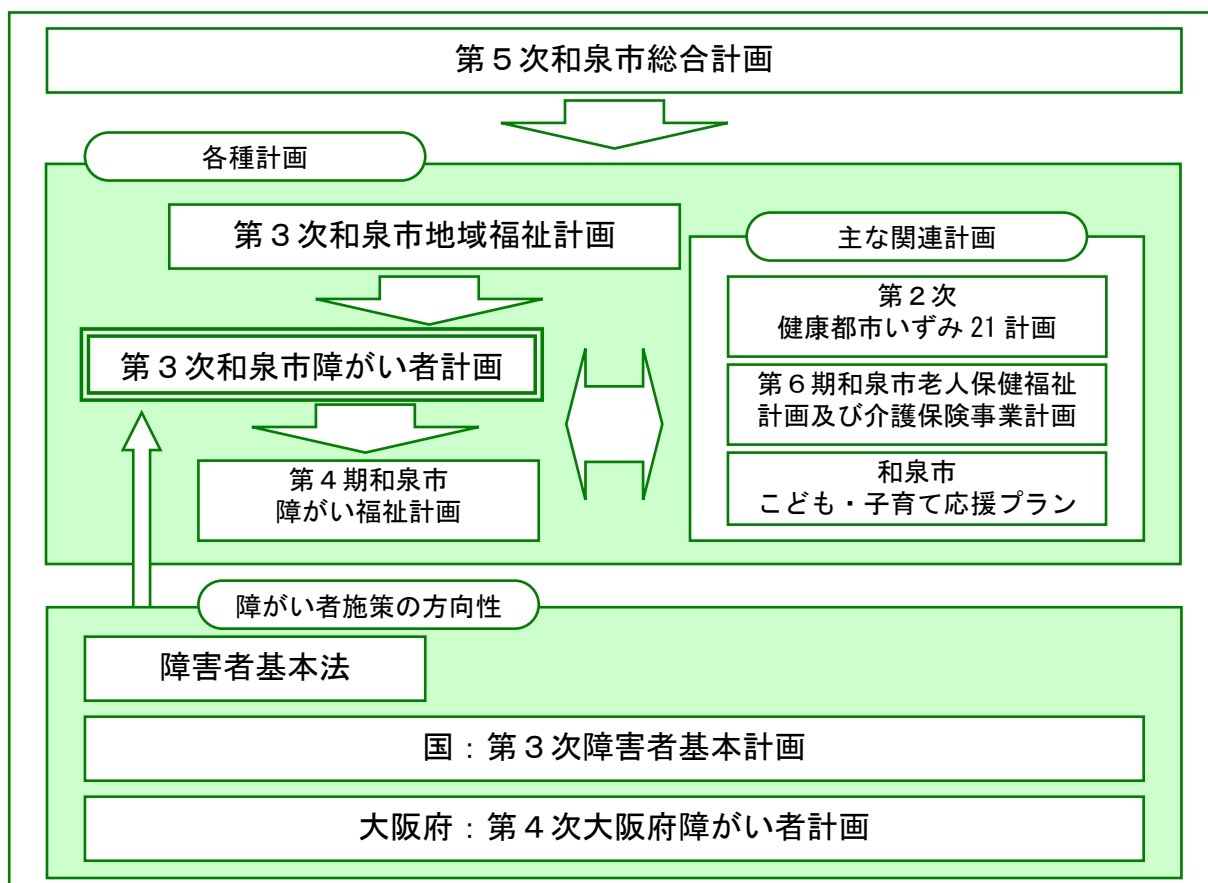
この計画は、平成23年8月改正「障害者基本法」（第11条第3項）に基づく「市町村障害者計画」であり、国の「障害者基本計画」（第3次、平成25年9月策定）および大阪府の「第4次大阪府障がい者計画」（平成24年3月策定、平成27年3月改定）との整合性に留意しています。

また、「和泉市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」（第6期、平成27年3月策定）、「和泉市こども・子育て応援プラン」（平成27年3月策定）、「第3次和泉市地域福祉計画」（平成26年3月策定）、「第2次健康都市いずみ21計画」（平成26年3月策定）等関連計画との整合性を図り、また策定作業中の「第5次和泉市総合計画」の動向にも留意して策定しています。

さらに、この計画は、今後の障がいのある人に係る施策・事業の基本的な展開方向を示し、市行政の指針となるとともに、市民をはじめ関係機関・団体、サービス提供事業者、企業等が一体となって目標とする社会を築くための指針として位置づけます。

なお、具体的なサービスの見込量等については、別に平成27年度に「第4期和泉市障がい福祉計画」を策定し、今後も3年を1期として定めることを予定しています。これは、国の基本指針に基づき、市町村は「市町村障害福祉計画」を策定することが義務づけられていることによります。

■図表 01 計画の位置づけ



### 3. 第3次計画の対象

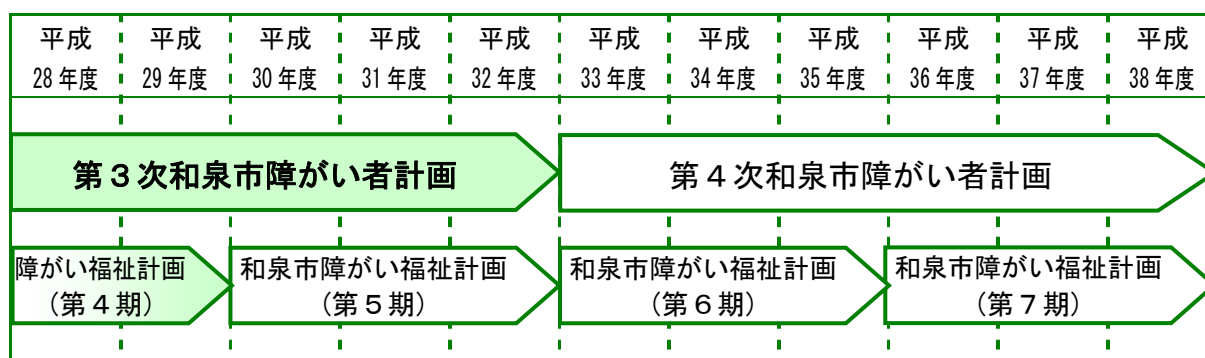
この計画の対象は、「障害者基本法」第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人とします。また、「その他の心身の機能の障害がある者」には、難病患者や高次脳機能障がいのある人などを含みます。

### 4. 第3次計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

なお、「障害者総合支援法」第88条1項に基づく「市町村障害福祉計画」である「和泉市障がい福祉計画」を、3年を1期として別に策定します。

■図表 02 計画の期間



## 5. 当事者参加による第3次計画策定の取り組み

この計画の策定にあたっては、学識経験者、福祉関係者、当事者団体等の参画のもとに、可能な限り幅広い意見の聴取と、施策に係る広報・啓発に努めました。

### ① 計画の検討を行う障がい者施策推進協議会の開催

この計画の策定にあたり、障がいのある人に関する施策の点検・評価等を行う機関として設置されている「和泉市障がい者施策推進協議会」により、学識経験者、福祉関係者、当事者団体、公募市民等の参画を求め、幅広い意見の反映に努めました。

### ② アンケート調査等による意見の聴取

「和泉市第2次障害者計画」の見直しのための基礎調査として、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、難病患者を対象に、現在の暮らし方、保健・医療、仕事、障がい者の人権の尊重、災害時のこと、将来の暮らし方、介助者の状況などについて、実態や意向を把握し、当事者の視点を施策に反映するためのアンケート調査を実施しました。

また、市民の理解を深め行動に移すための課題の把握と施策の検討を目的として、障がいのない人を対象に、障がいのある人との交流、障がい福祉への関心について、アンケート調査を実施しました。

いずれの調査票にも自由記述形式の意見欄を設け、意見や提案について広く収集し、計画内容を検討する際の参考としました。

さらに、当事者団体を対象とするアンケート調査も実施しました。

### ③ パブリックコメントによる意見の募集

平成27年12月から平成28年1月に、「第3次和泉市障がい者計画」について、広く市民の意見を募集するため、市ホームページに掲載するとともに、市役所（障がい福祉課）をはじめ主要公共施設で閲覧ができるようにしました。

## 6. 和泉市第2次障害者計画の振り返り

現行計画の施策・事業について、施策体系にしたがい、計画期間中に実施したものを点検し、進捗状況と主な課題をまとめています。

■図表 03 第2次障害者計画の施策体系

基本理念	基本目標	施策の方向
障がいのある人もみんないきいき 共に暮らせるまち・和泉	1 日々の暮らしの基盤づくり	(1) 相談・情報提供体制の充実
		(2) 人権・権利擁護の推進
		(3) 地域生活支援の充実
		(4) 暮らしの場の確保
		(5) 保健・医療サービスの充実
	2 社会参加の促進と生きがいづくり	(1) 療育・教育環境の整備
		(2) 就業支援の強化
		(3) 社会参加活動の促進
	3 共に進める支えあいの地域づくり	(1) 心のバリアフリーの推進
		(2) 情報バリアフリーの推進
		(3) 人にやさしいまちづくりの推進
		(4) 緊急時の対応の充実
		(5) 地域福祉活動の推進

## 基本目標1 日々の暮らしの基盤づくり

### 施策の方向（1）相談・情報提供体制の充実

#### ① 相談体制の充実

- 『相談支援事業並びに地域活動支援センター事業の推進』については、平成26年度から基幹相談支援センターを設置し、同じく平成26年度から地域活動支援センターを1箇所から2箇所に増やすなど、拡充を図りました。
- 『福祉総合相談窓口「いきいきネット相談支援センター」の周知』については、平成23～25年度には障がい福祉課だよりに掲載し広報折込にて配付し、平成26年度にはコミュニティソーシャルワーカー（CSW）活動日記のホームページでの掲載を開始して、周知に努めました。また、いきいきネット相談支援センターの配置を拡大するなど活動の強化に努めていますが、認知度をさらに高めることが課題となっています。
- 民生・児童委員の相談活動により、障がいのある人をはじめ高齢者や子どもなど地域住民の生活の安心につながっています。
- 『障がいのある子どもやその家族に対する相談の充実』については、ふたば幼児教室・保育所・幼稚園・小学校等と連携し、個別相談による継続支援により成長発達を確認しました。また、言語聴覚士等の専門職による保育所などへの訪問指導・相談業務を実施しました。  
より効果的な支援を図るため、関係機関との一層の連携が必要となっています。

■図表04 相談支援事業・地域活動センター事業の事業所数

項目	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3	3	3	1
地域活動センター事業	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	2

資料：障がい福祉課

■図表05 民生・児童委員の相談件数・活動日数

項目	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
相談件数	件	8,091	8,090	8,570	7,793	3,938
活動日数	日	21,092	21,092	21,043	22,042	19,433

資料：生活福祉課

※平成25年度から平成26年度にかけて大幅に件数が減少しているのは、集計方法の変更による

## ② 情報提供体制の充実

- 高齢者や障がい者をはじめ誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるまちづくりをめざし、国や府の住宅関連事業の情報提供を行いました。
- 「声の広報いずみ」や「市議会だより」を音声記録媒体にして配布しました。
- 『障がい福祉ガイドブックの充実』については、障がいに関する各種制度やサービス・相談窓口等を掲載したガイドブックを配布し、変更になった内容について適宜改定しました。また、情報の周知にも努めました。
- 『情報機器や備品の設置の促進』については、障がい福祉課で、聴覚障がい者等との連絡の迅速化を目的としたFAX機の設置や、視覚障がい者向けの機器の活用を行いました。また、庁内に視覚障がい者向け機器の活用を周知・啓発しました。

さらに、図書館ボランティアの協力のもと、点字・録音図書の蔵書を増やすとともに、平成22年度には和泉図書館に对面朗読室を設置し、平成23年度にはデジタル図書及び録音再生機を導入しました。障がいのある人への図書館サービスについての周知が課題となっています。

■図表 06 声の広報いずみの利用者数

項目	単位	H24	H25	H26
		年度	年度	年度
利用者数	人	53	45	46

資料：いずみアピール課

■図表 07 点字・録音図書の充実・貸出

項目	単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
点字図書の年間増加数	点	89	50	54	53	60	31	51	69	59
録音図書の年間増加数	点	151	128	128	31	40	66	26	49	34
点字図書の年間貸出数	点	65	21	7	0	11	20	32	18	4
録音図書の年間貸出数	点	3,471	3,229	2,853	2,106	1,495	1,535	1,283	1,595	1,869

資料：読書振興課

■図表 08 对面朗読の充実

項目	単位	H25	H26
		年度	年度
对面朗読の年間回数	回	37	32

資料：読書振興課

## 施策の方向（２）人権・権利擁護の推進

### ① 市民に対する理解・啓発活動の推進

- 『障がい者の人権に関する啓発』については、年に2回「障がい福祉課だより」を発行し、広報紙に折込むことで多くの市民への理解や啓発を行いました。

### ② 関係者に対する理解・啓発活動の推進

- 『市職員に対する研修の充実』については、障がい福祉課職員は各種研修への参加及び研修内容の共有化を行いました。また、庁内各課に対し、視覚障がいのある人への書類のSPコード添付の協力依頼をしたり、聴覚障がい者の来庁の際の対応方法を案内しました。  
また、障がいのある人や高齢者にも安心かつ快適に来庁いただけるように、おもてなしの研修を実施しました。
- 『教職員等に対する研修の充実』については、市教委主催の支援教育研修をはじめ、学校園巡回コンサルテーションの実施や、夏期休業中に3市1町で合同の支援研修を実施するなど、教職員の資質向上に努めました。教職員の世代交代が進んでいるため、今後も継続して資質向上に取り組みます。

### ③ 人権教育、福祉教育の推進

- 『人権保育・教育の推進』については、市教委主催の人権教育研修のほか、人権教育研究団体の主催する研修への参加を支援し、各校園が作成する人権教育推進計画について指導・助言を行うことで、「ともに学び、ともに育つ」教育をめざしました。
- 『学校における人権教育、福祉教育の推進』については、市内各校において車いす・アイマスク体験、福祉施設との交流等を通して障がい者理解を深めました。また、校内の支援学級との交流を通して、共に生きる心を育むことに注力しました。

### ④ 虐待防止の総合的な対応

- 『虐待の早期発見、防止のための支援体制づくり』については、平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に合わせ、相談支援事業所、サービス提供事業所、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、障がい者団体と虐待についての支援体制づくりを検討し、本市独自の虐待防止マニュアルを作成しました。また、平成26年度から虐待防止センターを設置し、支援体制の構築を行いました。



## ⑤ 権利擁護体制の確立

- 『権利擁護相談の充実』については、従来から委託相談支援事業所がさまざまな相談を受け付けてきましたが、平成 26 年度から基幹相談支援センター内に虐待防止センターを設け、権利擁護に関する相談も受け付けました。
- 『成年後見制度の利用促進』については、意思能力や契約締結能力が不十分で、親族等により支援を受けることが困難な人に対し、成年後見制度の利用ができるよう支援しました。また、平成 25 年度には後見人の報酬助成制度を創設しました。今後は、認知度を高めていくことが課題です。

## 施策の方向（3）地域生活支援の充実

- この施策の主な対象である障がい福祉サービス等の必要量や確保方策については、別に策定した「障がい福祉計画」を参照してください。この計画では、全体の概要及びサービスの進捗状況に係るデータのみを掲載します。
- 『自立支援医療費の支給』については、障害者総合支援法の規定に基づき、身体及び精神障がいのある人に対して自立支援医療（更正医療・育成医療・精神通院）費を助成しました。
- 『補装具費の支給』については、身体障がい者（児）の身体機能を補完・代替する必要不可欠な用具として給付を行いました。
- 『高額障がい福祉サービス費の支給』については、一定の基準を超えた場合に負担額を返還する高額障がい福祉サービス費を支給しました。障がい福祉サービス利用者に対しては案内文を送付し、周知に努めました。
- 『療養介護医療費の支給』については、障害者総合支援法の規定に基づき、療養介護のうち医療費に係るものに助成しました。
- 『地域生活支援事業の推進』については、利用方法を分かりやすくするため、移動支援のガイドラインを定めました。また、平成 26 年度には、日常生活用具の要綱改正を行い、品目や対象者を見直すことで、より時代の変化に合った制度となるよう努めました。
- 『生活支援対象者の把握』については、民生・児童委員等が把握した、障がい福祉分野の支援の必要な人に、迅速に対応できるようなネットワーク構築に取り組みました。相談支援事業所が平成 25 年度以降変動したこともあり、基幹相談支援センターを中心としたネットワーク構築に取り組んでいます。

- 『ケアマネジメント体制の整備』については、平成24年度の計画相談支援の開始時に、市内関係事業者への計画相談支援事業参入の依頼や、対象者への制度案内などを行いました。また、平成26年度から障がい者基幹相談支援センターを設置し、特定相談支援事業所に対し、助言や指導を行いました。また、平成27年度には、障がい者相談支援センターを3箇所設置しました。平成27年度から、障がい福祉サービス利用者へのサービス等利用計画の作成が必須となったことから、計画作成を推進しました。
- 『保健・医療・福祉の連携』については、障がいのある人や機能訓練教室参加者への継続的な支援に際し、必要に応じて介護支援専門員や医療機関等の関係機関との連携を図りました。「和泉市市民を中心とした医療と介護の連携推進条例」に基づき、医療介護連携推進審議会において、5つの課題を柱に関連職種の研修や市民向けフォーラム、勉強会等に取り組みました。また、平成25年の障害者総合支援法の施行により、難病患者が制度の対象となったため、難病患者を含めた障がい者支援のための連携を進めました。
- 『入所型施設利用者の地域生活移行の推進』については、障がい者施設に長期入所する障がい者が地域移行を希望する場合に、相談支援事業所等と連携し、退所後に必要なサービスを調整した結果、毎年、数名の地域移行者がおられました。なお、精神科病院の長期入院患者の地域移行については今後の検討課題です。

■図表 09 障がい福祉サービス等の月平均利用状況

項目	単位	H23	H24	H25	H26
		年度	年度	年度	年度
居宅介護	時間	8,465	8,425	8,479	8,326
	人	338	303	330	339
重度訪問介護	時間	2,549	2,905	2,903	2,969
	人	10	11	14	14
同行援護	時間	1,078	1,927	2,096	2,142
	人	45	48	51	49
療養介護	人	2	7	7	7
短期入所	日	300	352	398	490
	人	71	60	69	93
施設入所支援	人	77	83	87	79
共同生活援助※	人	94	88	110	123

資料：障がい福祉課

※平成24年度以前の共同生活援助には共同生活介護を含む

## 施策の方向（４）暮らしの場の確保

### ① 居住支援サービスの充実

- 『重度障がいのある人が地域生活をおくるためのしくみの検討』については、支援の必要な方とサービスを結びつける相談支援の充実に取り組んできました。地域生活支援拠点については、第4期和泉市障がい福祉計画で整備に言及しましたが、引き続き検討が必要です。

### ② 障がいのある人に配慮した住宅整備の推進

- 『市営住宅の整備』については、市営住宅の建替えに際し、車いす常用者向け住宅やバリアフリー化された住宅を整備し、エレベーターを設置しました。
- 『住宅改造に対する支援』については、介護保険での住宅改修や重度障がい者等住宅改造事業にてバリアフリー化を進め、在宅の障がい者が日常生活で安心して生活できるよう取り組みました。

### ③ 日中活動の場の提供

- 『多様な日中活動の場づくり』については、平成26年度から地域活動支援センターを2箇所を増やし、拡充を図りました。日中活動系サービスへの新規参入を希望する事業者には、関係各課と連携のうえ、情報提供等を行いました。

■図表10 日中活動系サービスの月平均利用者数

項目	単位	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
生活介護	人	259	262	270	289
自立訓練	人	13	18	7	20
就労移行支援	人	55	54	43	38
就労継続支援（B型）	人	174	241	293	300

資料：障がい福祉課

## 施策の方向（5）保健・医療サービスの充実

### ① 障がいの早期発見・療育

- 『早期発見・療育体制の充実』については、乳幼児健康診査（一次健診）の場を活用して、子どもの健やかな成長を見守り、疾病の予防や早期発見に努めました。平成 26 年度から問診票を改訂し、疾病や障がいを持つ子どもの早期発見に努めました。また、乳幼児健康診査（一次健診）で経過観察となった乳幼児に対して、「のびのびクリニック」など、専門医師や発達相談員等による健康診査や相談を行う乳幼児健康診査（二次健診）を実施しました。
- 『保健相談等の充実』については、乳幼児健康診査や発達育児相談の場において、成長発達や、健康などの悩みや不安のある乳幼児とその保護者に対して、保健師、栄養士、歯科衛生士や発達相談員等による個別相談を実施しました。発達育児相談を実施することで、保護者の不安や悩みの軽減を図り、継続支援にも取り組みました。
- 『自閉症またはその傾向のある幼児の保護者への発達相談・指導による支援』については、保健師や発達相談員、医師等による個別相談を成長段階にあわせて継続的に実施するとともに、保護者同士の交流の場を提供しました。
- 『ふたば幼児教室の充実』については、保健センター及び保健福祉センターとの連携を図りながら、「ふたば幼児教室」での発達相談や療育相談の充実に努めました。平成 27 年 7 月からは児童発達支援センターにおいて児童発達支援事業等が開始され、発達障がい児等の特性に合った専門的な療育が行われました。また、児童発達支援ネットワークを構築し、関係機関との連携を図りました。

### ② 生活習慣病の予防

- 『食生活の重要性の啓発』については、幼稚園や地域の子育てサークルなどにおいて、ボランティア団体と協働し、「和泉市版食事バランスガイド」を普及・啓発するなど、食育に関する取り組みを推進しました。  
また、「第2次和泉市食育推進計画」に基づき、各小中学校で作成している「食に関する指導の全体計画」をもとに、学校給食を活用して地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるなど、食に関する指導を進めました。
- 『健康教育の充実』については、壮年期・中年期層を対象にヘルシー運動教室を継続実施し、運動習慣を中心とする生活習慣を改善するとともに、平成 23 年度より、20～40 歳代の若い世代を対象に地域への出張型の健康教育を実施して、生活習慣改善や検診の受診勧奨などを行いました。
- 『健康相談の充実』については、保健師、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士が、電話・面接・訪問等で個別相談を実施しました。

### ③ 精神保健対策の推進

- 『心の健康に関する相談の充実』については、保健師が電話などで個別相談を実施し、必要なときには医療機関や保健所などに繋げました。また、平成 25 年度からは自殺予防対策の一環として臨床心理士による相談会を実施しました。

### ④ 医療・リハビリテーション体制の充実

- 『障がいのある人の受診環境づくりの推進』については、要件を満たす申請者に対して通院介助（障がい福祉サービス）を実施するとともに、希望する聴覚障がいのある人に対しては手話通訳者の派遣を実施しました。
- 『機能訓練の充実』については、総合福祉会館及び北部総合福祉会館では身体障がい者手帳を所持している方を、保健福祉センターではそのうちおおむね 40 歳以上の方を対象に、機能訓練教室を月 3～4 回実施しました。身体機能の保持増進だけでなく、集団での活動を通じて、社会参加のきっかけにもつながるように努めました。
- 『地域リハビリテーション事業の活用』については、平成 25 年度から、市内のリハビリテーション関係職と介護支援専門員とを結ぶ、和泉市リハケア連絡会を立ち上げました。顔の見える関係づくりや連携ツールの作成等を目的としており、年に 2 回の定期的な開催をすることで、ある程度の成果が認められています。
- 『難病などに対する支援の充実』については、平成 25 年 4 月施行の「障害者総合支援法」で難病患者が支援の対象となり、障がい福祉サービス利用者には特定相談支援事業者がコーディネート担当となることで、制度の狭間に陥りがちであると言われてきた難病患者の支援体制が築かれつつあります。

■図表 11 和泉市リハケア連絡会の参加者数

項目	単位	H25	H26
		年度	年度
和泉市リハケア連絡会	人	64	98

資料：高齢介護室

## 基本目標2 社会参加の促進と生きがいづくり

## 施策の方向（1）療育・教育環境の整備

## ① 保育・療育・教育内容の充実

- 『保育・療育・教育の充実』については、就学前の子どもたちには、障がいや発達に課題のある子どもの発達状況に応じた保育を充実させるための職員配置を行い、関係機関と連携したカンファレンスを実施し、小学校への進学を視野に入れた支援を行っています。また、各小中学校に設置している支援学級において、一人ひとりの障がいの状況や発達段階に応じた支援を行っています。
- 『施設・設備のバリアフリー化の推進』については、施設の大規模改修及び耐震改修に併せて、段差解消、トイレの洋式化、多目的トイレの整備等を行いました。また、支援教室については、優先的に空調整備を進めました。
- 『支援教育推進体制の整備』については、通級指導教室を新設しました。また、通常学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒を支援するために「特別支援教育支援員」を配置しました。

■図表 12 支援学級の在籍者数

項目	単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
支援学級在籍者数	人	216	229	273	299	350	389	449	504	565

資料：教育委員会指導室

## ② 相談・指導体制の構築

- 『支援教育の推進』については、発達等で気になる子どもの就学にあたり、関係諸機関との連携のもと、一人ひとりの障がいの状況に応じた就学支援を行いました。就学前施設からの丁寧な引継ぎとともに、就学相談の際の保護者からの情報を小学校へ確実に伝達することで、就学後、個のニーズに応じた教育を展開するための「個別の教育支援計画」「個別の支援計画」の作成に取り組みました。
- 『保育・療育・教育等の一貫した相談・指導体制の構築』については、各学校で指名している「支援教育コーディネーター」が中心となり、学校以外のさまざまな機関と連携して、障がいのある児童生徒等が自己実現できるよう適切な相談活動及び進路指導を行いました。

## 施策の方向（2）就業支援の強化

### ① 雇用の場の拡大

- 『公的機関における雇用拡大の推進』については、職員採用試験に障がい者枠を設け、点字での受験を可能にする等の措置を講じて、受験対象を広げました。また、公共施設内での清掃業務や植栽管理業務において、障がいのある人の雇用機会の確保に努めました。さらに、いずみ障がい者ふれあいプラザ“オアシス”の喫茶コーナーで、訓練生の応募を定期的に継続し、訓練を実施することにより、業務を習得し、仕事への意欲に繋げました。

### ② 職業能力等の向上

- 『就労困難者支援事業の推進』については、平成26年3月に、第2次和泉市就労支援計画を策定し、障がいのある人を含む就職困難者等への就労支援を推進しました。
- 『就業・生活支援センター事業の推進』については、障がいのある人の雇用を促進するため、就労に向けた支援を、就業・生活支援センターと連携して推進しました。

### ④ 福祉的就労の場の充実

- 『福祉的就労の充実』については、障がい者就労施設等から物品等の調達の推進を図ることを目的とし、「和泉市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針及び要領」を作成しました。また、要領に基づき、本市の「物品の調達」及び「役務の発注」に関し、優先的な発注を受けることを希望する登録事業者を募集しました。

## 施策の方向（3）社会参加活動の促進

### ① 文化・スポーツ活動の推進

- 『障がい者スポーツ大会、障がい者の集いの開催』については、毎年、和泉市内の障がいのある人を対象として、障がい者の集いを開催し、障がい者の社会参加及び交流を促進しました。現在は市が主体で運営を行っていますが、今後はより良い運営の方法を検討していきます。
- 『学習機会の充実』については、誰もが自由に学習機会を選択して学ぶことができる環境をつくるため、平成25年3月に第2次生涯学習推進プランを策定しました。
- 事業所がイベントを実施する際に、事業所ごとのチラシの配布に協力しました。

■図表13 生涯学習推進委員会の開催回数

項目	単位	H25	H26
		年度	年度
生涯学習推進委員会	回	4	2

資料：生涯学習課

### ② 主体的な活動の促進

- 『仲間づくりの支援』については、市内の障がい者(児)団体の地域での活動を支援することにより、障がい者(児)の社会参加と自立を促進しました。また、各種団体の広報誌や案内文を窓口の情報コーナーに置いて、活動の周知に努めました。

### ③ 子どもの居場所づくり

- 『タイムケア事業の推進』『夏休みなどの長期休暇時における居場所の確保』については、平成25年度から放課後等デイサービスに移行しました。

■図表14 タイムケアの利用者数・利用時間（事業終了）

項目	単位	H23	H24
		年度	年度
タイムケア利用者数	人	115	123
タイムケア利用時間	時間	11,709	8,951

資料：障がい福祉課

■図表15 放課後等デイサービスの利用者数・利用日数

項目	単位	H25	H26
		年度	年度
放課後等デイ利用者数	人/月	205	174
放課後等デイ利用日数	人日分	1,626	2,117

資料：教育委員会こども未来室



## 基本目標3 共に進める支え合いの地域づくり

### 施策の方向（1）心のバリアフリーの推進

#### ① 交流・ふれあいの場の充実

- 『障がいのある人とのふれあい事業の推進』については、総合福祉会館及び北部総合福祉会館でのイベント等で、講座等の受講生が作品の展示や活動の発表会を行い、文化活動等を通して、障がいのある人に対する理解・認識を深められるような機会を提供しました。また、いずみ障がい者ふれあいプラザ“オアシス”では、喫茶コーナーで障がい者が接客を行ったり、作業所で作成した商品を展示・販売を行っています。オアシスへの来客数の増加を図ることで、障がい者理解の啓発を促進となることから、オアシスの活動を支援したり、イベント開催を通じてオアシスの周知を促進しました。

### 施策の方向（2）情報バリアフリーの推進

#### ① 手話通訳や点字講習会等の充実

- 『公的機関等における窓口対応の充実』については、障がい福祉課に手話のできる職員を配置するとともに、庁内各課に対し、視覚・聴覚障がい者への対応における配慮について周知を行いました。
- 『手話講習会、点字講習会の開催』については、視覚・聴覚障がいのある人の情報保障と社会参加促進のため、手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座、要約筆記奉仕員養成講座、点字講習会を通訳者等の養成に向けて実施しました。

#### ② 災害時における情報・コミュニケーションの確保

- 『災害時重度障害者および要援護高齢者等の安否確認情報の登録』については、平成25年6月の災害対策基本法の改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成を行いました。また、平成27年度に向けて、平常時からの支援者への情報提供同意者名簿を作成していくため、関係各課等での協議を進めました。
- 『災害時情報伝達事業の推進』については、東日本大震災の発生及び情報伝達媒体の充実をふまえ、災害情報について、広報紙、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、いずみメール、エリアメール・緊急速報メールといった多様な媒体を利用した情報伝達手段が充実しました。また、平成26年度から、日常生活用具の給付品目として「視覚障がい者用ラジオ」を加え、災害時の情報伝達方法の確保に努めました。

## 施策の方向（3）人にやさしいまちづくりの推進

### ① 福祉のまちづくりの推進

- 『公園・緑地の整備』については、手すりの設置や多目的便所の設置等公園施設のバリアフリー化を22箇所の公園で実施し、移動の円滑化を推進しました。
- 『歩行空間の整備』については、和泉市交通バリアフリー基本構想に基づき、特定経路に位置付けられている路線のバリアフリー化を計画的に進めました。また、和泉府中駅前再開発事業により和泉府中駅をバリアフリー化するとともに、誰もが安全に安心して利用できる歩行者空間を整備しました。
- 市庁舎のバリアフリー化改修工事など、利用環境を整備しました。

### ② 移動手段の確保の推進

- 公共施設に障がい者等用駐車スペースを設置しました。
- 『ガイドヘルプサービスの充実』については、計画期間の10年間で、移動支援事業の利用者数・利用時間数が大幅に拡大しました。本事業が市町村の実情に合わせて柔軟に対応可能な制度であることから、平成26年度には、ガイドラインを定めて利用方法を明確にし、障がいのある人の外出支援を推進しました。
- 『自動車利用に対する支援』については、身体障がい者手帳取得者が運転免許を取得する際の費用を助成しました。また、障がい者が運転するための走行装置及び駆動装置を車に取り付ける改造についても、費用を助成しました。
- 『身体障がい者補助犬普及』については、大阪府の実施する身体障がい者補助犬の貸与事業について、市広報等で市民への周知を行い、普及に努めました。

■図表 16 ガイドヘルプサービスの利用者数

項目	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
利用者数	人	253	399	613	495	525	648

資料：障がい福祉課

## 施策の方向（４）緊急時の対応の充実

### ① 防災対策の推進

- 『地域防災計画の推進』については、東日本大震災の発生を受け、災害対策基本法の一部が改正されたのにもない、和泉市地域防災計画を改訂しました。それにもない関係機関と協働して避難行動要支援者名簿を作成するなど、見守り体制の構築に取り組みました。  
また、平成 27 年 4 月に、「和泉市避難行動要支援者避難行動支援プラン」を作成し、福祉避難所の整備や、障がい者等の災害時のニーズや必要な物資などについて、危機管理のガイドラインとしてまとめました。
- 『緊急通報装置の貸与』については、在宅の重度の身体障がい者が住み慣れた地域社会で安心して生活が送れ、急病や災害等の緊急事態発生時、簡易に警備会社に通報できるように、緊急通報装置を設置しました。

### ② 防犯対策の推進

- 『悪質商法に関する情報の提供』については、支援学校や障がい者団体からの要請に基づき、消費生活センターが出前講座を行い、またコミュニティソーシャルワーカー（CSW）や障がい者基幹相談支援センターを通じて相談を受け、消費者被害の救済に努めました。平成 26 年に「和泉市消費者被害防止支援事業実施要綱」を制定し、関係各課で連携して、消費者被害の救済と未然防止に取り組みました。

## 施策の方向（５）地域福祉活動の推進

### ① 住民主体の地域福祉活動の推進

- 『地域の見守り・支えあい活動の活発化』については、障がい者の単身世帯かそれに準ずる世帯に対し、配食サービスを行い、食事の確保と安否確認のサービスを実施しました。
- 『市民、CSW、事業者、ボランティア・NPOなどの連携推進』については、平成 26 年度から地域住民や関係機関が集まり、情報交換や福祉課題を定期的に話し合える会議の場『協議の場』を、小学校区ごとに整備して、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、基幹相談支援センター等の関係機関や関係各課の連携を図りました。

### ② ボランティア活動の育成、支援

- NPO 法人の認証数は増加傾向にあります。
- 『福祉ボランティアの育成』については、年輪大学の卒業生を対象に、地域で活躍できる人材の育成をめざし、平成 24 年度から年輪大学院を総合福祉会館で開講しました。



## 第2章 障がいのある人の現状と課題





# 1. 和泉市の概況

## ① 総人口・総世帯数の推移

本市の総人口は、国勢調査結果では平成2年の146,127人が、平成22年には184,988人となっています。また、住民基本台帳による平成26年3月末現在の総人口は187,166人で、増加は止まり、やや横ばいの傾向を示しています。

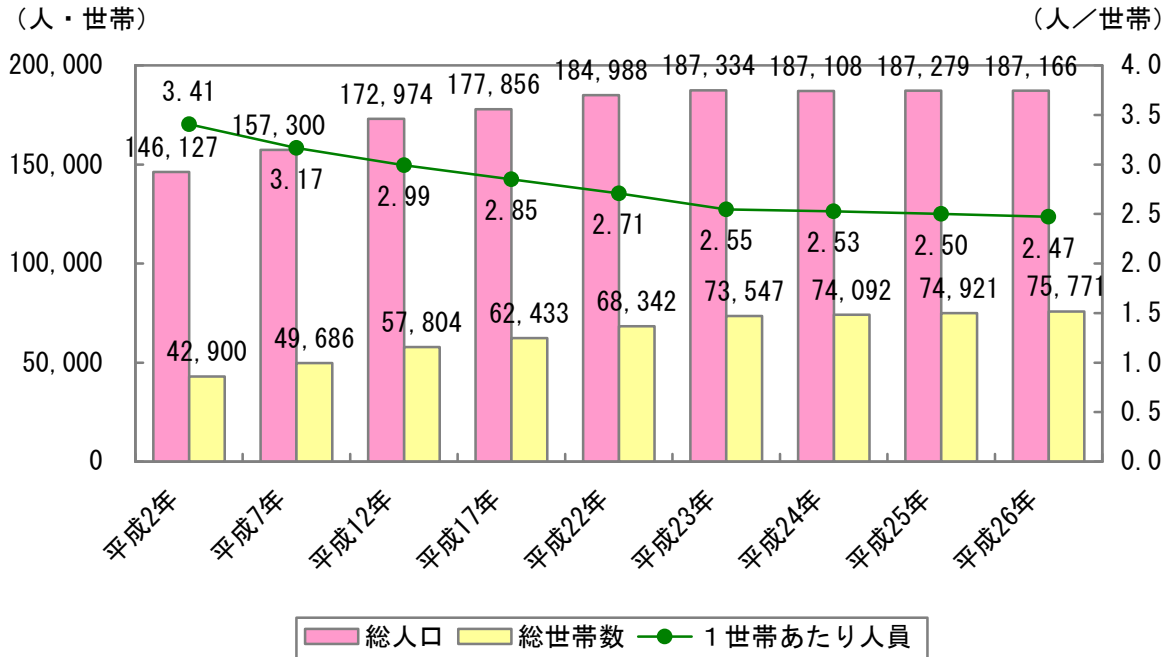
総世帯数は、国勢調査結果では平成2年の42,900世帯が、平成22年には68,342世帯となっています。また、住民基本台帳による平成26年3月末現在の総世帯数は75,771世帯で、依然として増加傾向を示しています。

1世帯あたりの人員は、平成2年の3.41人が、平成22年には2.71人、平成26年には2.47人と、さらに世帯規模の縮小が進んでいます。

■図表 17 総人口・総世帯数の推移

	単位	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	人	146,127	157,300	172,974	177,856	184,988	187,334	187,108	187,279	187,166
総世帯数	世帯	42,900	49,686	57,804	62,433	68,342	73,547	74,092	74,921	75,771
1世帯あたり人員	人／世帯	3.41	3.17	2.99	2.85	2.71	2.55	2.53	2.50	2.47

資料：平成22年までは国勢調査（各年10月1日現在）、  
平成23年からは住民基本台帳および外国人登録（各年度3月末現在）



## ② 年齢別3区分別人口の推移

本市の総人口の推移を年齢3区分別で見ると、年少人口（0～14歳）は、国勢調査結果では平成2年には29,203人で、平成22年には29,049人となっています。また、住民基本台帳による平成26年3月末現在には28,563人で、横ばいから減少への傾向を示しています。

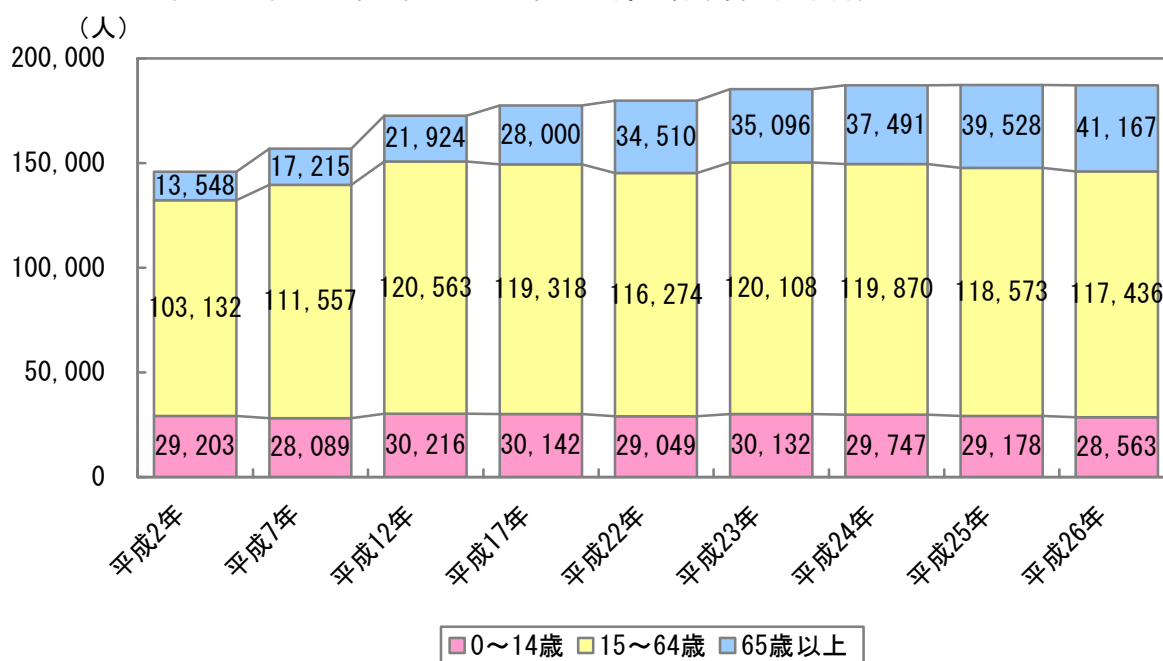
生産年齢人口（15～64歳）は、国勢調査結果では平成2年には103,132人で、平成22年には116,274人となっています。また、住民基本台帳による平成26年3月末現在には117,436人で、増加から横ばいへの傾向を示しています。

高齢者人口（65歳以上）は、国勢調査結果では平成2年には13,548人で、平成22年には34,510人となっています。また、住民基本台帳による平成26年3月末現在には41,167人で、一貫して増加し続けています。

■図表 18 年齢3区分別人口の推移

	単位	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
0～14歳	人	29,203	28,089	30,216	30,142	29,049	30,132	29,747	29,178	28,563
15～64歳	人	103,132	111,557	120,563	119,318	116,274	120,108	119,870	118,573	117,436
15～39歳	人	53,175	56,883	62,386	59,239	54,745	56,187	55,406	54,108	53,093
40～64歳	人	49,957	54,674	58,177	60,079	61,529	63,921	64,464	64,465	64,343
65歳以上	人	13,548	17,215	21,924	28,000	34,510	35,096	37,491	39,528	41,167
不詳	人	244	439	271	396	5,155	—	—	—	—
外国人人口	人	—	—	—	—	—	1,998	0	0	0
合計	人	146,127	157,300	172,974	177,856	184,988	187,334	187,108	187,279	187,166

資料：平成22年までは国勢調査（各年10月1日現在）、  
平成23年からは住民基本台帳および外国人登録（各年度3月末現在）





## 2. 障がいのある人の状況

### (1) 身体障がいのある人の状況

#### ① 身体障がい者手帳所持者数

本市の身体障がい者手帳所持者数は、平成26年度には7,252人で、平成18年度の6,393人に比べて859人増加しています。

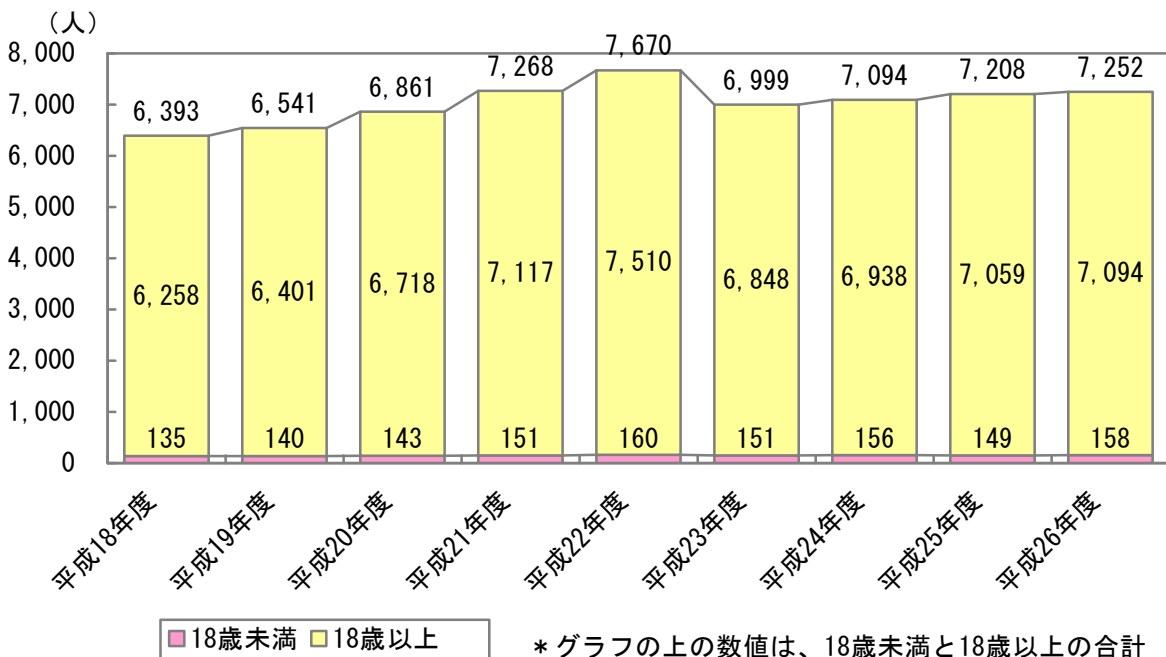
18歳未満では、平成18年度の135人から平成26年度には158人に、18歳以上では、平成18年度の6,258人から平成26年度には7,094人と、どちらも増加傾向にあります。

■図表19 身体障がい者手帳所持者数の推移

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
18歳未満	人	135	140	143	151	160	151	156	149	158
	構成比	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.2%	2.2%	2.1%	2.2%
18歳以上	人	6,258	6,401	6,718	7,117	7,510	6,848	6,938	7,059	7,094
	構成比	97.9%	97.9%	97.9%	97.9%	97.9%	97.8%	97.8%	97.9%	97.8%
合計	人	6,393	6,541	6,861	7,268	7,670	6,999	7,094	7,208	7,252
	対人口割合	3.50%	3.56%	3.71%	3.90%	4.10%	3.74%	3.79%	3.85%	3.87%

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

※平成22年度から平成23年度にかけて身体障がい者手帳所持者数が大幅に減少しているのは、平成22年度統計までは、死亡したものの手帳の返還の届出がなされていなかった人を含んでおり、平成23年度から職権により返還（削除）処理を行っているため



## ② 障がいの程度

平成26年度末現在、身体障がい者手帳の1級および2級の所持者数は3,047人で、身体障がい者手帳所持者全体の42.0%となっています。3・4級を持っている人は3,367人(46.4%)、5・6級を持っている人が838人(11.6%)となっています。

■図表20 等級別の身体障がい者手帳所持者数の推移

	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
1級	人	2,026	2,157	1,889	1,899	1,933	1,955
	構成比	27.9%	28.1%	27.0%	26.8%	26.8%	27.0%
2級	人	1,216	1,276	1,133	1,129	1,122	1,092
	構成比	16.7%	16.6%	16.2%	15.9%	15.6%	15.1%
3級	人	1,266	1,307	1,239	1,245	1,259	1,254
	構成比	17.4%	17.0%	17.7%	17.6%	17.5%	17.3%
4級	人	1,932	2,075	1,957	2,034	2,109	2,113
	構成比	26.6%	27.1%	28.0%	28.7%	29.3%	29.1%
5級	人	511	521	490	493	497	540
	構成比	7.0%	6.8%	7.0%	6.9%	6.9%	7.4%
6級	人	317	334	291	294	288	298
	構成比	4.4%	4.4%	4.2%	4.1%	4.0%	4.1%
合計	人	7,268	7,670	6,999	7,094	7,208	7,252

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

## ③ 障がいの種類

平成26年度末現在、障がいの部位別では、「肢体不自由」が4,403人で最も多く、身体障がい者手帳所持者全体の60.7%となっています。次いで「内部障がい」が1,866人(25.7%)、「視覚障がい」が456人(6.3%)、「聴覚・平衡機能」が447人(6.2%)、「音声・言語障がい」が80人(1.1%)となっています。

また、府の傾向と比較すると、「肢体不自由」の割合がやや多く、「聴覚・平衡機能」の割合がやや少なくなっています。

■図表21 障がい部位別の身体障がい者手帳所持数者の推移

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
視覚障がい	人	518	490	507	528	539	472	470	452	456
	構成比	8.1%	7.5%	7.4%	7.3%	7.0%	6.7%	6.6%	6.3%	6.3%
聴覚・平衡 機能	人	389	398	420	453	483	421	434	446	447
	構成比	6.1%	6.1%	6.1%	6.2%	6.3%	6.0%	6.1%	6.2%	6.2%
音声・言語 障がい	人	71	80	78	83	89	78	79	74	80
	構成比	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%
肢体不自由	人	3,770	3,884	4,057	4,285	4,503	4,197	4,256	4,357	4,403
	構成比	59.0%	59.4%	59.1%	59.0%	58.7%	60.0%	60.0%	60.4%	60.7%
内部障がい	人	1,645	1,699	1,799	1,919	2,056	1,831	1,855	1,879	1,866
	構成比	25.7%	26.0%	26.2%	26.4%	26.8%	26.2%	26.1%	26.1%	25.7%
合計	人	6,393	6,551	6,861	7,268	7,670	6,999	7,094	7,208	7,252

資料：障がい福祉課（福祉行政報告例による）（各年度末現在）

■図表22 （参考）大阪府の障がい部位別の身体障がい者手帳所持数者の推移

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
視覚障がい	人	27,561	27,656	27,956	27,533	27,449	26,853	26,656	26,275
	構成比	8.1%	7.8%	7.7%	7.5%	7.3%	7.2%	7.0%	6.8%
聴覚・平衡 機能	人	27,387	28,681	29,337	29,880	30,337	30,157	30,882	31,153
	構成比	8.0%	8.1%	8.1%	8.1%	8.1%	8.1%	8.1%	8.1%
音声・言語 障がい	人	4,666	4,785	4,895	4,853	4,853	4,946	4,936	4,913
	構成比	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
肢体不自由	人	194,314	200,482	206,721	209,334	213,511	212,958	218,020	220,664
	構成比	57.0%	56.8%	56.8%	56.9%	56.8%	56.9%	57.0%	57.1%
内部障がい	人	87,235	91,105	95,220	96,535	99,675	99,585	102,139	103,590
	構成比	25.6%	25.8%	26.2%	26.2%	26.5%	26.6%	26.7%	26.8%
合計	人	341,163	352,709	364,129	368,135	375,825	374,499	382,633	386,595

資料：大阪府（各年度末現在）

## ④ 年齢3区分別障がいの種類別障がいの程度

平成27年3月31日現在、18歳未満では、身体障がい者手帳の1級および2級の所持者数は104人で、18歳未満の身体障がい者手帳所持者全体の61.5%となっています。そのうち、「肢体不自由」は71人で、18歳未満の身体障がい者手帳所持者全体の42.0%となっています。

18歳～64歳では、1級および2級の所持者数は1,044人で、18～64歳の身体障がい者手帳所持者全体の47.2%となっています。そのうち、「肢体不自由」は531人で、18～64歳の身体障がい者手帳所持者全体の24.0%となっています。また、「内部障がい」は340人で、18～64歳の身体障がい者手帳所持者全体の15.4%となっています。

65歳以上では、1級および2級の所持者数は1,889人で、65歳以上の身体障がい者手帳所持者全体の38.8%となっています。そのうち、「肢体不自由」は894人で、65歳以上の身体障がい者手帳所持者全体の18.4%となっています。また、「内部障がい」は743人で、65歳以上の身体障がい者手帳所持者全体の15.3%となっています。

■図表23 年齢3区分別・障がい部位別の障がい等級の現況（18歳未満）

		単位	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
18歳未満	視覚障がい	人	2	1	0	0	0	3	6
		構成比	33.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%
	聴覚・平衡機能	人	0	16	2	2	0	6	26
		構成比	0.0%	61.5%	7.7%	7.7%	0.0%	23.1%	100.0%
	音声・言語障がい	人	0	0	0	4	0	0	4
		構成比	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
肢体不自由	人	39	32	14	6	8	3	102	
	構成比	38.2%	31.4%	13.7%	5.9%	7.8%	2.9%	100.0%	
内部障がい	人	14	0	9	8	0	0	31	
	構成比	45.2%	0.0%	29.0%	25.8%	0.0%	0.0%	100.0%	
合計	人	55	49	25	20	8	12	169	
	構成比	32.5%	29.0%	14.8%	11.8%	4.7%	7.1%	100.0%	

■図表 24 年齢3区分別・障がい部位別の障がい等級の現況（18～64歳）

		単位	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
18～ 64歳	視覚障がい	人	47	54	5	11	17	7	141
		構成比	33.3%	38.3%	3.5%	7.8%	12.1%	5.0%	100.0%
	聴覚・平衡 機能	人	18	53	13	18	1	24	127
		構成比	14.2%	41.7%	10.2%	14.2%	0.8%	18.9%	100.0%
	音声・言語 障がい	人	0	1	10	14	0	0	25
		構成比	0.0%	4.0%	40.0%	56.0%	0.0%	0.0%	100.0%
肢体不自由	人	264	267	229	373	167	73	1,373	
	構成比	19.2%	19.4%	16.7%	27.2%	12.2%	5.3%	100.0%	
内部障がい	人	334	6	66	139	0	0	545	
	構成比	61.3%	1.1%	12.1%	25.5%	0.0%	0.0%	100.0%	
合計	人	663	381	323	555	185	104	2,211	
	構成比	30.0%	17.2%	14.6%	25.1%	8.4%	4.7%	100.0%	

■図表 25 年齢3区分別・障がい部位別の障がい等級の現況（65歳以上）

		単位	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
65歳 以上	視覚障がい	人	80	97	28	32	49	26	312
		構成比	25.6%	31.1%	9.0%	10.3%	15.7%	8.3%	100.0%
	聴覚・平衡 機能	人	13	52	49	86	2	92	294
		構成比	4.4%	17.7%	16.7%	29.3%	0.7%	31.3%	100.0%
	音声・言語 障がい	人	4	6	24	17	0	0	51
		構成比	7.8%	11.8%	47.1%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
肢体不自由	人	400	494	638	1,033	296	67	2,928	
	構成比	13.7%	16.9%	21.8%	35.3%	10.1%	2.3%	100.0%	
内部障がい	人	730	13	167	370	0	0	1,280	
	構成比	57.0%	1.0%	13.0%	28.9%	0.0%	0.0%	100.0%	
合計	人	1,227	662	906	1,538	347	185	4,865	
	構成比	25.2%	13.6%	18.6%	31.6%	7.1%	3.8%	100.0%	

資料：障がい福祉課（平成27年3月31日現在）

## (2) 知的障がいのある人の状況

### ① 療育手帳所持者数

本市の療育手帳所持者数は、平成26年度には1,393人で、平成18年度の899人に比べて494人増加しています。

18歳未満では、平成26年度には473人で、平成18年度の256人に比べて増加しています。

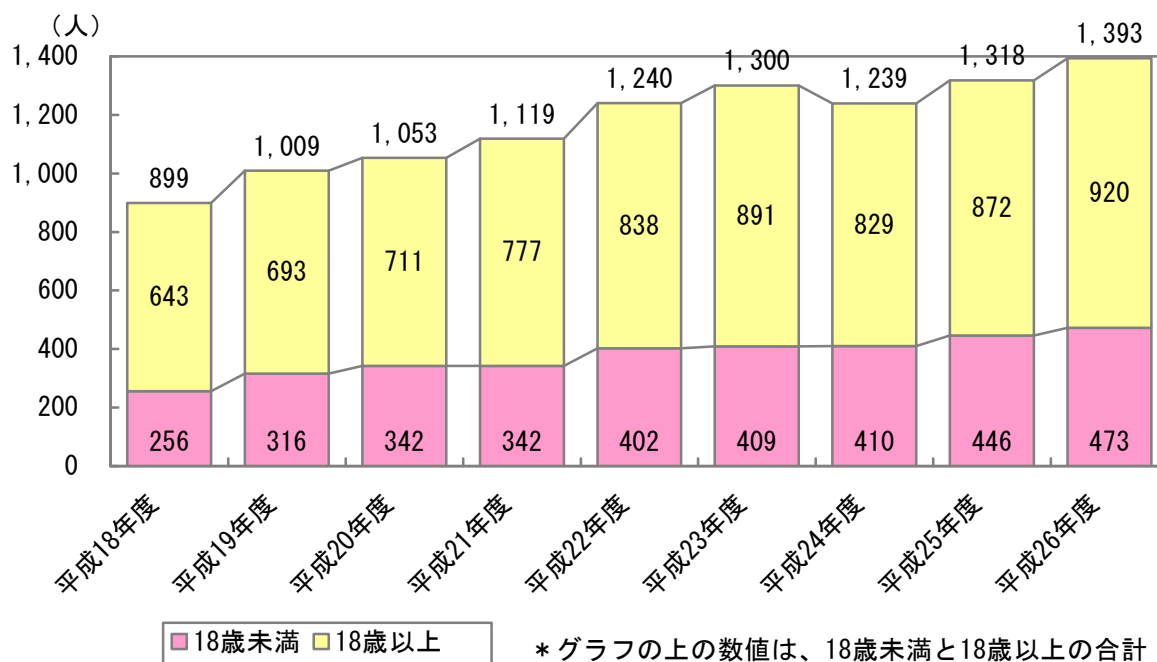
18歳以上では、平成26年度には920人で、平成18年度の643人に比べて増加しています。

■図表26 療育手帳所持者数の推移

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
18歳未満	人	256	316	342	342	402	409	410	446	473
	構成比	28.5%	31.3%	32.5%	30.6%	32.4%	31.5%	33.1%	33.8%	34.0%
18歳以上	人	643	693	711	777	838	891	829	872	920
	構成比	71.5%	68.7%	67.5%	69.4%	67.6%	68.5%	66.9%	66.2%	66.0%
合計	人	899	1,009	1,053	1,119	1,240	1,300	1,239	1,318	1,393
	対人口割合	0.49%	0.55%	0.57%	0.60%	0.66%	0.69%	0.66%	0.70%	0.74%

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

※平成23年度から平成24年度にかけて療育手帳所持者数が大幅に減少しているのは、平成23年度統計までは、死亡したものの手帳の返還の届出がなされていなかった人を含んでおり、平成24年度から職権により返還（削除）処理を行っているため



## ② 障がいの程度

平成 26 年度末現在、療育手帳の判定が A の所持者数は 632 人で、療育手帳所持者全体の 45.4% となっています。B 1 の人は 300 人 (21.5%)、B 2 の人が 461 人 (33.1%) となっています。

■図表 27 判定別の療育手帳所持者数の推移

	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
A	人	591	602	609	599	599	632
	構成比	52.8%	48.5%	46.8%	48.3%	45.4%	45.4%
B 1	人	262	279	290	283	306	300
	構成比	23.4%	22.5%	22.3%	22.8%	23.2%	21.5%
B 2	人	266	359	401	357	413	461
	構成比	23.8%	29.0%	30.8%	28.8%	31.3%	33.1%
合計	人	1,119	1,240	1,300	1,239	1,318	1,393

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

## ③ 年齢別障がいの程度

平成 27 年 3 月 31 日現在、18 歳未満では、療育手帳の判定が A の所持者数は 147 人で、18 歳未満の療育手帳所持者全体の 31.1% となっています。また、B 2 の所持者数は、18 歳未満の療育手帳所持者全体の 54.5% となっています。

18 歳以上では、A の所持者数は 485 人で、18 歳以上の療育手帳所持者全体の 52.7% となっています。

知的障がいのある人の状況をみると、軽度（B 2）の判定の取得者が増えており、とくに 18 歳未満では B 2 が過半数を占めています。障がいが比較的軽度な人が早期から療育手帳を取得するようになった傾向がうかがえます。

■図表 28 年齢別・判定別の療育手帳所持者の現況

	単位	A	B 1	B 2	計
18 歳未満	人	147	68	258	473
	構成比	31.1%	14.4%	54.5%	100.0%
18 歳以上	人	485	232	203	920
	構成比	52.7%	25.2%	22.1%	100.0%
合計	人	632	300	461	1,393
	構成比	45.4%	21.5%	33.1%	100.0%

資料：障がい福祉課（平成 27 年 3 月 31 日現在）

### (3) 精神障がいのある人の状況

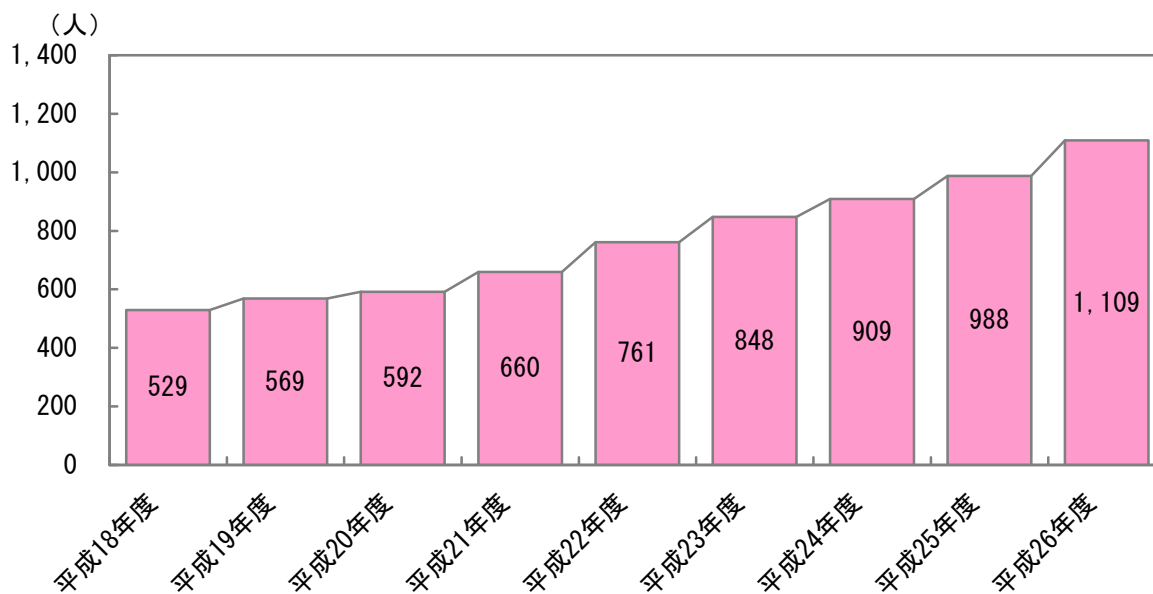
#### ① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

本市の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成26年度には1,109人で、平成18年度の529人に比べて約2.1倍に増加しています。

■図表 29 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
合計	人	529	569	592	660	761	848	909	988	1,109
	対人口割合	0.29%	0.31%	0.32%	0.35%	0.41%	0.45%	0.49%	0.53%	0.59%

資料：障がい福祉課（各年度末現在）





## ② 障がいの程度

平成 26 年度末現在、精神障がい者保健福祉手帳の 1 級の所持者数は 121 人で、精神障がい者保健福祉手帳所持者全体の 10.9% となっています。2 級の所持者数は 707 人（63.8%）、3 級の所持者数が 281 人（25.3%）となっています。

■図表 30 等級別の精神障がい者保健福祉手帳所持者数の現況

	単位	1 級	2 級	3 級	計
合計	人	121	707	281	1,109
	構成比	10.9%	63.8%	25.3%	100.0%

資料：障がい福祉課（平成 26 年度末現在）

## ③ 年齢 3 区分別障がいの程度

平成 27 年 3 月 31 日現在、精神障がい者保健福祉手帳所持者の年齢構成は、18 歳未満が 69 人で、精神障がい者保健福祉手帳所持者全体の 6.2% となっています。18～64 歳は 837 人（75.5%）、65 歳以上が 203 人（18.3%）となっています。

18 歳未満では、1 級の所持者数の比率は 8.7% となっています。18～64 歳では、1 級の所持者数の比率は 7.9% となっています。65 歳以上では、1 級の所持者数の比率は 24.1% となっています。

■図表 31 年齢 3 区分別・等級別の精神障がい者保健福祉手帳所持者の現況

	単位	1 級	2 級	3 級	計
18 歳 未満	人	6	22	41	69
	構成比	8.7%	31.9%	59.4%	100.0%
18～ 64 歳	人	66	563	208	837
	構成比	7.9%	67.3%	24.9%	100.0%
65 歳 以上	人	49	122	32	203
	構成比	24.1%	60.1%	15.8%	100.0%
合計	人	121	707	281	1,109
	構成比	10.9%	63.8%	25.3%	100.0%

資料：障がい福祉課（平成 27 年 3 月 31 日現在）

## (4) 難病患者の状況

### ① 特定疾患医療受給者の状況

平成26年度末現在、特定疾患医療受給者数は、1,453人となっています。疾患別の構成をみると、「潰瘍性大腸炎」が256人で最も多く、受給者総数の17.6%となっています。次いで「パーキンソン病」が151人(10.4%)、「全身性エリテマトーデス」が96人(6.6%)などとなっています。

■図表32 疾患別の特定疾患医療受給者数の現況

疾患名	人数	構成比	疾患名	人数	構成比
球脊髄性筋萎縮症	2	0.1%	ベーチェット病	28	1.9%
筋萎縮性側索硬化症	11	0.8%	特発性拡張型心筋症	87	6.0%
脊髄性筋萎縮症	1	0.1%	肥大型心筋症	2	0.1%
進行性核上性麻痺	10	0.7%	再生不良性貧血	25	1.7%
パーキンソン病	151	10.4%	特発性血小板減少性紫斑病	40	2.8%
大脳皮質基底核変性症	4	0.3%	原発性免疫不全症候群	4	0.3%
ハンチントン病	1	0.1%	黄色靱帯骨化症	7	0.5%
重症筋無力症	34	2.3%	後縦靱帯骨化症	56	3.9%
多発性硬化症／視神経脊髄炎	20	1.4%	広範脊柱管狭窄症	4	0.3%
慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ／多巣性運動ニューロパチー	13	0.9%	特発性大腿骨頭壊死症	31	2.1%
多系統萎縮症	21	1.4%	下垂体性ADH分泌異常症	5	0.3%
脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く)	33	2.3%	下垂体性PRL分泌亢進症	4	0.3%
副腎白質ジストロフィー	1	0.1%	クッシング病	1	0.1%
もやもや病	27	1.9%	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	2	0.1%
プリオン病	1	0.1%	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	7	0.5%
全身性アミロイドーシス	1	0.1%	下垂体前葉機能低下症	19	1.3%
神経線維腫症	8	0.6%	サルコイドーシス	49	3.4%
天疱瘡	8	0.6%	特発性間質性肺炎	14	1.0%
膿胞性乾癬(汎発型)	7	0.5%	肺動脈性肺高血圧症	4	0.3%
高安動脈炎	5	0.3%	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	5	0.3%
結節性多発動脈炎	2	0.1%	リンパ脈管筋腫症	1	0.1%
顕微鏡的多発血管炎	13	0.9%	網膜色素変性症	77	5.3%
多発血管炎性肉芽腫症	4	0.3%	原発性胆汁性肝硬変	62	4.3%
悪性関節リウマチ	5	0.3%	自己免疫性肝炎	1	0.1%
バージャー病	12	0.8%	クローン病	70	4.8%
全身性エリテマトーデス	96	6.6%	潰瘍性大腸炎	256	17.6%
皮膚筋炎／多発性筋炎	26	1.8%	スモン	3	0.2%
全身性強皮症	47	3.2%	重症急性膵炎	6	0.4%
混合性結合組織病	19	1.3%	合計	1,453	100.0%

資料：和泉保健所（平成27年3月31日現在）

### 3. 障がいのある人を取り巻く生活の様子と課題

#### (1) 障がい者（児）・市民向けアンケート調査からみた生活の様子と課題

障がいのある人を取り巻く生活の様子と課題について、「第3次和泉市障がい者計画策定のためのアンケート調査」結果からまとめました。調査結果の概要を掲載するにあたり、第2次計画の重点施策や、今後重要になると想定される課題に関連する設問に着目しました。

アンケート調査は、難病患者を含む障がい者（児）を対象とする設問と、障がいのない市民を対象とする設問との2種類を実施しました。

また、比較などに活用するため、「平成26年度 和泉市福祉に関するアンケート調査」および「第4次和泉市総合計画の目標管理のための市民アンケート調査」（平成26年度）の結果の一部も掲載しています。

##### 1 障がい者（児）向けアンケート調査の概況

目的：「和泉市第2次障害者計画」の見直しのための基礎調査として、障がいのある市民を対象に、現在の暮らし方、保健・医療、仕事、障がい者の人権の尊重、災害時のこと、将来の暮らし方、介助者の状況などについて、実態や意向を把握し、当事者の視点を施策に反映

対象：①身体障がい者手帳を所持している市民の中から、500人を無作為抽出  
②療育手帳を所持している市民の中から、300人を無作為抽出  
③精神障がい者保健福祉手帳を所持している市民の中から、300人を無作為抽出  
④特定医療費受給者証を所持している市民の中から、300人を無作為抽出  
⑤障がい者手帳等を所持している18歳未満の市民の中から、300人を無作為抽出

調査方法：郵送配付・郵送回収（一部直接回収）

調査期間：平成27年7月16日～8月3日（ただし8月17日までに返送された調査票を有効回収とした）

回収率：46.5%

##### 2 市民向けアンケート調査の概況

目的：障がいのない市民を対象に、障がいのある人との交流、障がい福祉への関心などについて、実態や意向を把握し、市民の理解を深め行動に移すための課題の把握と施策の検討

対象：障がい者（児）向けアンケート調査の対象にあたらない市民の中から、300人を無作為抽出

調査方法：郵送配付・郵送回収

調査期間：平成27年7月16日～8月3日（ただし8月17日までに返送された調査票を有効回収とした）

回収率：37.7%

※集計にあたっては、年齢や、手帳所持の有無、発達障がいの診断の状況などをたずねる設問への回答状況によって、障がい児・障がい者や、3障がい、難病、発達障がいなどを区分しています。そのため、重複障がいのある人は複数の項目に区分され、項目の合計が全体の総数と一致しないことがあります。

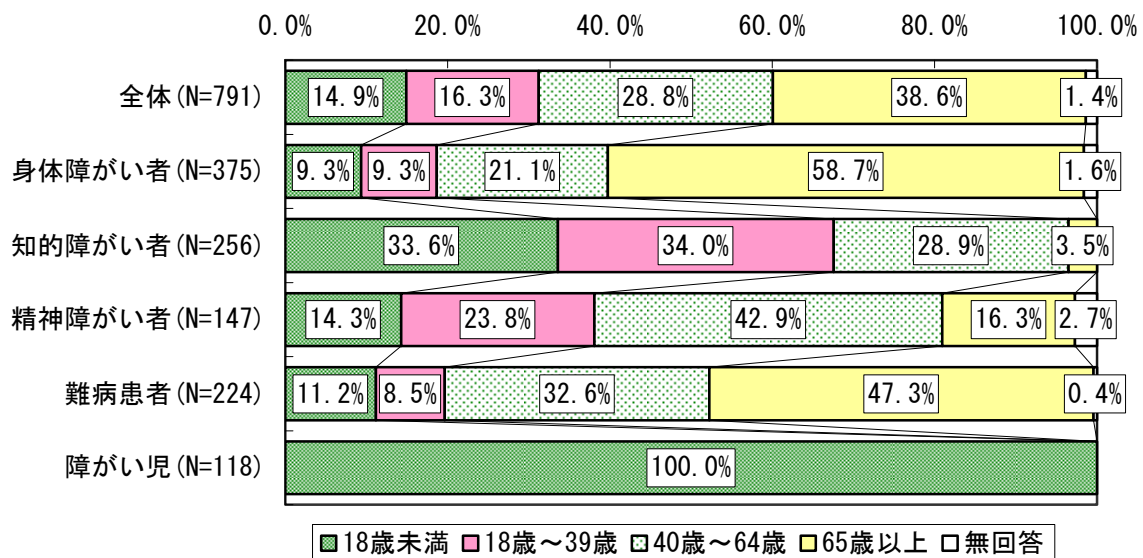
※過去の調査との比較を行っています。「前回調査」と表記されているものは平成17年の「和泉市障害者計画見直しのためのアンケート調査」の結果です。

### ① 回答者の属性

回答者のうち、65歳以上の人は全体の38.6%を占めています。とくに、身体障がいのある人では58.7%、難病患者では47.3%と、約半数が高齢者となっています。

このため、就労や結婚など、一般に若い世代に関係の深い設問については、多数を占める高齢者の回答に影響され、ニーズがやや低く出る傾向のあることに、留意する必要があります。

■図表 33 回答者の年齢分布（平成27年4月1日現在の満年齢）



## ② 現在の住まいと今後の生活場所の希望

現在、「障がい者入所施設」および「介護保険施設」に入所している人は、身体障がいのある人が3.2%、知的障がいのある人が3.9%、精神障がいのある人が3.4%、難病患者が1.7%となっています。（「図表34 現在の住まいの状況」参照）

また、「病院」に入院している人は、身体障がいのある人が1.9%、知的障がいのある人が0.8%、精神障がいのある人が2.0%、難病患者が0.4%となっています。

さらに、「グループホーム」で生活している人は、身体障がいのある人が0.8%、知的障がいのある人が6.3%、精神障がいのある人が2.0%、難病患者が0.4%となっています。前回調査では、身体障がいのある人が0.2%、知的障がいのある人が4.0%、精神障がいのある人が2.8%となっており、身体・知的障がいのある人は高く、精神障がいのある人は低くなっています。

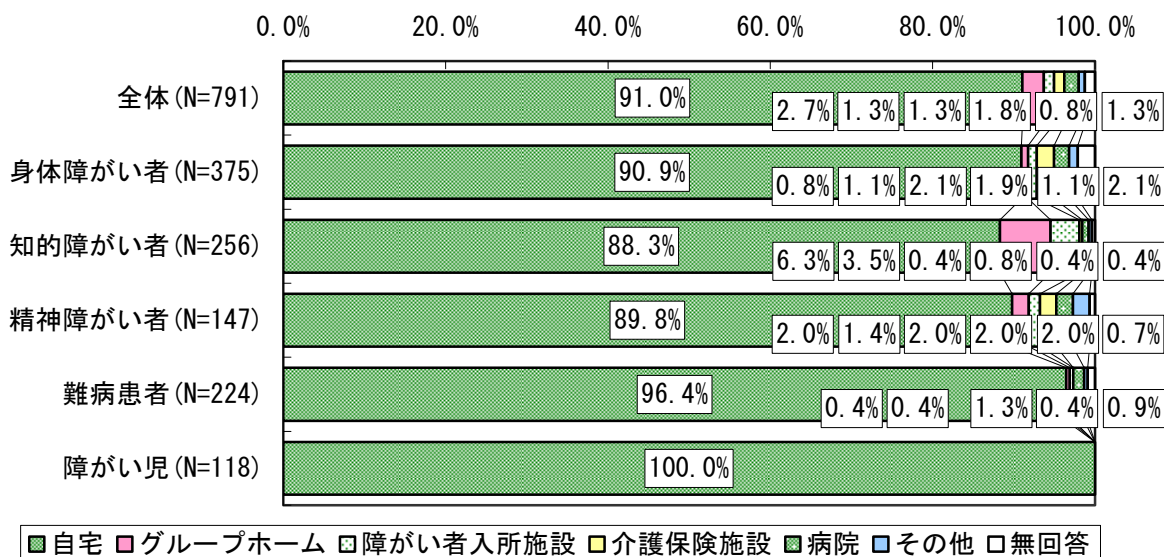
今後の生活場所で、「障がい者入所施設」および「介護保険施設」を希望する人は、身体障がいのある人が12.6%、知的障がいのある人が12.2%、精神障がいのある人が8.9%、難病患者が12.5%となっています。（「図表35 今後の住まいの希望」参照）

また、「グループホーム」を希望する人は、身体障がいのある人が3.7%、知的障がいのある人が17.2%、精神障がいのある人が4.1%、難病患者が4.5%となっています。前回調査では、身体障がいのある人が0.7%、知的障がいのある人が16.0%、精神障がいのある人が6.0%となっており、身体・知的障がいのある人は高く、精神障がいのある人は低くなっています。

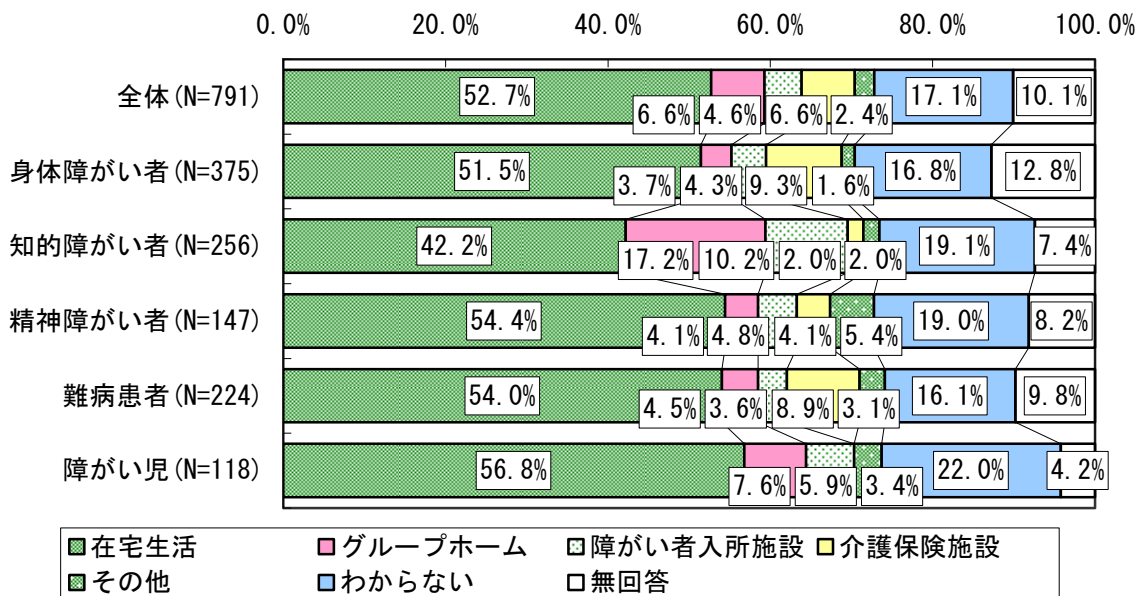
障がいのある人全体について、現在の住居別に将来の住居の希望をみると、現在、病院で暮らしている人を除いても、現在の住居とは異なる住居で暮らすことを望んでいる人が一定数おられます。障がいのある人が地域で暮らし続けるためには、一人ひとりに合った生活場所を選択できるような仕組みを検討していくことが課題となります。（「図表36 現在の住居別 将来の住居」参照）

全体では、現在の住居が自宅である人は約9割で、将来に在宅生活を希望する人は約5割となっています。つまり、その差の一部はグループホームや障がい者入所施設、介護保険施設の利用を希望することになります。とくに、知的障がいのある人では、今後グループホームで生活したい人が17.2%、障がい者入所施設で生活したい人が10.2%と、他に比べて多くなっており、それぞれのニーズに対応することが課題となります。

■図表 34 現在の住まいの状況



■図表 35 今後の住まいの希望



■図表 36 現在の住居別 将来の住居

	在宅生活	グループホーム	障がい者入所施設	介護保険施設	その他	わからない	無回答	合計
自宅	397 55.1%	41 5.7%	27 3.8%	45 6.3%	17 2.4%	124 17.2%	69 9.6%	720 100.0%
グループホーム	5 23.8%	10 47.6%	1 4.8%	1 4.8%	0 0.0%	3 14.3%	1 4.8%	21 100.0%
障がい者入所施設	0 0.0%	1 10.0%	5 50.0%	3 30.0%	0 0.0%	1 10.0%	0 0.0%	10 100.0%
介護保険施設	3 30.0%	0 0.0%	1 10.0%	2 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 40.0%	10 100.0%
病院	8 57.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.1%	3 21.4%	2 14.3%	14 100.0%
その他	2 33.3%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	1 16.7%	1 16.7%	1 16.7%	6 100.0%
無回答	2 20.0%	0 0.0%	1 10.0%	1 10.0%	0 0.0%	3 30.0%	3 30.0%	10 100.0%
合計	417 52.7%	52 6.6%	36 4.6%	52 6.6%	19 2.4%	135 17.1%	80 10.1%	791 100.0%

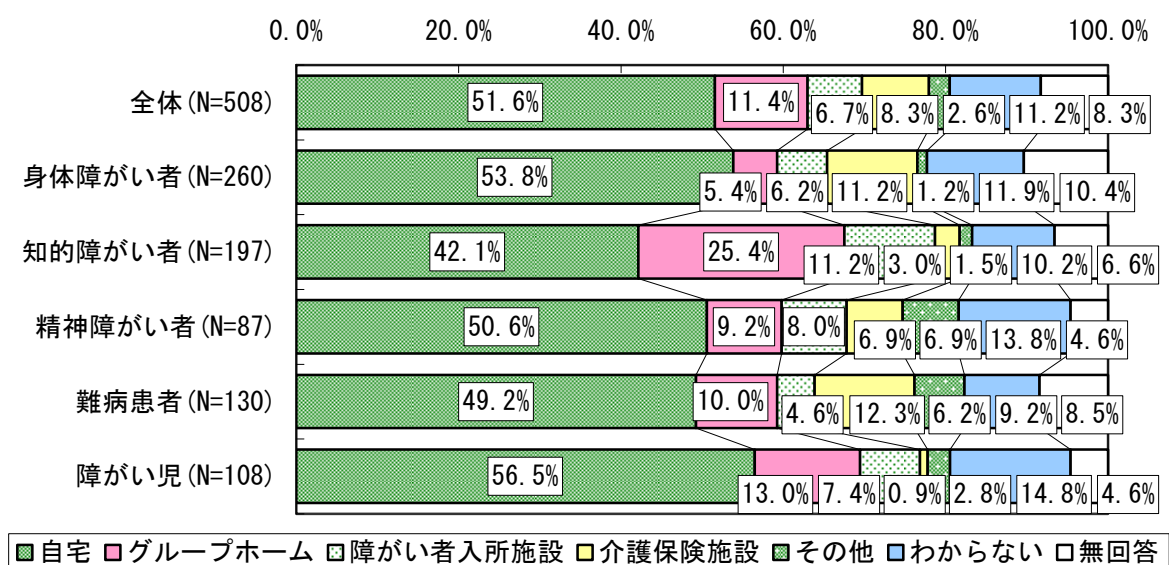
### ③ 家庭内介助者が考える今後の生活の場の希望

家庭内の主な介助者に、障がいのある本人が将来どこで暮らすのがよいと思うかをたずねたところ、「自宅」に次いで、身体障がいのある人（11.2%）、難病患者（12.3%）では「介護保険施設」が多くなっており、知的障がいのある人（25.4%）、精神障がいのある人（9.2%）、障がい児（13.0%）では「グループホーム」が多くなっています。（「図表 37 将来の住まいについて、家庭内介助者の意向」参照）

障がいのある人全体について、希望する将来の住居別に、家庭内介助者の希望する将来の住居をみると、本人は「介護保険施設」を希望しているが介助者は「自宅」を希望している（26.7%）、本人は「障がい者入所施設」を希望しているが介助者は「自宅」を希望している（14.7%）など、本人と介助者の希望の異なる件数が一定数あります。当事者の意思決定を尊重し支援する観点からは、本人と家族を含めた相談支援体制の整備などによる対応が求められています。（「図表 38 障がいのある人の希望する将来の住居別 家庭内介助者の希望する将来の住居」参照）

本人の今後の生活場所の希望の傾向と、家庭内介助者が考える今後の生活の場の希望の傾向を比べると、全体の傾向は似ていますが、たとえば、知的障がいのある人では、本人がグループホームを希望する割合（17.2%）を、介助者がグループホームを希望する割合（25.4%）がさらに上回るなど、介護者では自宅以外での生活の場を希望する人が多い傾向にあります。

■図表 37 将来の住まいについて、家庭内介助者の意向



■図表 38 障がいのある人の希望する将来の住居別 家庭内介助者の希望する将来の住居

	自宅	グループホーム	障がい者入所施設	介護保険施設	その他	わからない	無回答	合計
在宅生活	192 69.1%	13 4.7%	5 1.8%	18 6.5%	4 1.4%	22 7.9%	24 8.6%	278 100.0%
グループホーム	2 4.8%	35 83.3%	1 2.4%	1 2.4%	0 0.0%	1 2.4%	2 4.8%	42 100.0%
障がい者入所施設	4 14.3%	1 3.6%	20 71.4%	1 3.6%	0 0.0%	1 3.6%	1 3.6%	28 100.0%
介護保険施設	8 26.7%	0 0.0%	2 6.7%	17 56.7%	0 0.0%	1 3.3%	2 6.7%	30 100.0%
その他	3 23.1%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	6 46.2%	3 23.1%	0 0.0%	13 100.0%
わからない	39 48.1%	6 7.4%	4 4.9%	0 0.0%	3 3.7%	24 29.6%	5 6.2%	81 100.0%
無回答	14 38.9%	2 5.6%	2 5.6%	5 13.9%	0 0.0%	5 13.9%	8 22.2%	36 100.0%
合計	262 51.6%	58 11.4%	34 6.7%	42 8.3%	13 2.6%	57 11.2%	42 8.3%	508 100.0%



#### ④ 入院から地域生活への移行

現在、病院で暮らしていると回答した人の数は14人と少ないので、参考としての分析になりますが、現在、病院で暮らしている人が退院するための条件をみると、身体障がいのある人では「福祉施設または専門職員のいる住居の確保」「日中を過ごせるデイサービスの確保」、知的障がいのある人では「障がい福祉サービス事業所での作業など働く場の確保」、精神障がいのある人では「経済的な支援」、難病患者では「日中を過ごせるデイサービスの確保」が多くなっています。

条件が整えば退院できるかをみると、身体障がいのある人では2人、知的障がいのある人では1人、精神障がいのある人・難病患者ではそれぞれ2人が、「すぐ退院できる」あるいは「多少の困難はあるが、退院は可能」と回答しています。

少数であっても、病院に入院している人のなかに、条件さえ整えば退院して地域に移行する意思のある人がおられることに、留意する必要があります。

■図表 39 病院で暮らしている方が退院するための条件（複数回答）

	全体 回答数	身体 回答数	知的 回答数	精神 回答数	難病 回答数
アパートなど賃貸住宅の確保	2	1	0	1	0
グループホームの確保	2	1	0	0	0
福祉施設または専門職員のいる住居の確保	2	2	0	0	0
職業訓練の場と会社における雇用の確保	1	0	0	0	0
障がい福祉サービス事業所での作業など働く場の確保	2	0	1	1	0
日中を過ごせるデイサービスの確保	4	2	0	1	1
経済的な支援	3	1	0	2	0
その他	1	0	1	0	0
条件は必要ない	3	1	0	1	1
有効回答数	14	7	2	3	3

■図表 40 病院で暮らしている方の退院意向

	全体 回答数	身体 回答数	知的 回答数	精神 回答数	難病 回答数
すぐ退院できる	3	0	0	1	1
多少の困難はあるが、退院は可能	4	2	1	1	1
現実的に困難	4	3	0	1	1
わからない	2	1	1	0	0
無回答	1	1	0	0	0
合計	14	7	2	3	3

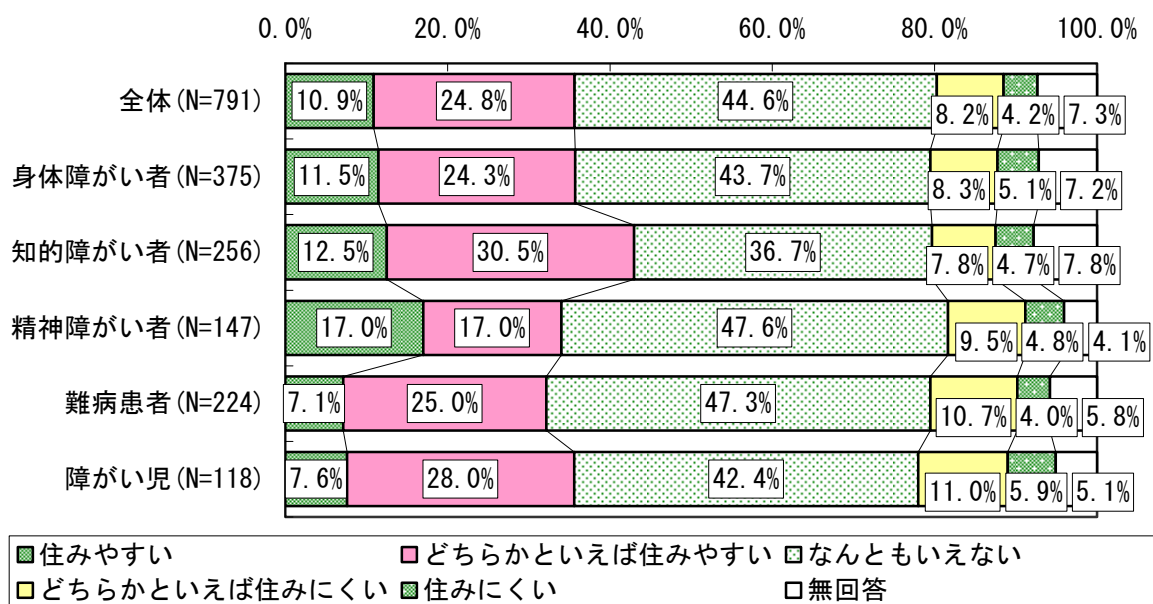
### ⑤ 和泉市は障がい者にとって住みやすいかどうか

和泉市が障がいのある人にとって〈住みやすい〉（「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」の合計）とする割合は、身体障がいのある人が 35.8%、知的障がいのある人が 43.0%、精神障がいのある人が 34.0%、難病患者が 32.1%となっています。前回調査では、身体障がいのある人が 30.3%、知的障がいのある人が 30.1%、精神障がいのある人が 36.6%となっており、身体・知的障がいのある人は高く、精神障がいのある人は低くなっています。とくに、知的障がいのあるひとで〈住みやすい〉と回答した人が 12.9 ポイント増加しています。

〈住みにくい〉（「どちらかといえば住みにくい」「住みにくい」の合計）とする割合は、身体障がいのある人が 13.4%、知的障がいのある人が 12.5%、精神障がいのある人が 14.3%、難病患者が 14.7%となっています。前回調査では、身体障がいのある人が 12.8%、知的障がいのある人が 15.9%、精神障がいのある人が 16.2%となっており、身体障がいのある人はやや高く、知的・精神障がいのある人は低くなっています。身体障がいのある人で〈住みやすい〉が 5.5 ポイント増加し、〈住みにくい〉も 0.6 ポイントながら増加しているのは、本市の環境は改善されているものの、近年の意識の高まりにより、10 年前には問題視されなかったような社会的障壁にも気づくようになってきた傾向を示すと考えられます。

また、難病患者では〈住みやすい〉とする割合が他に比べてやや少なくなっており、比較的新しい概念のため、地域での受け入れを新たに考えていく必要があります。

■図表 41 和泉市は障がい者にとって住みやすいか



## ⑥ 今後充実してほしい施策

住みよいまちづくりのために必要なことをみると、身体障がいのある人は「在宅での生活がしやすいように保健・医療・福祉サービスの充実」(47.2%)、知的障がいのある人は「障がい者に配慮した公営住宅をつくり入居を優先したり、グループホームを増やす」「働くための訓練ができる場所、働く場所を紹介する場所、働く場所を増やす」(49.2%)、精神障がいのある人は「年金や手当てなどの充実」(55.8%)、難病患者は「医療費の負担の軽減」(48.7%)が最も多くなっています。

次いで、身体障がいのある人は「医療費の負担の軽減」(41.1%)、知的障がいのある人は「年金や手当てなどの充実」「市民が障がい者に対する理解をより深める」(46.5%)、精神障がいのある人は「障がい者に配慮した公営住宅をつくり入居を優先したり、グループホームを増やす」(49.0%)、難病患者は「在宅での生活がしやすいように保健・医療・福祉サービスの充実」(45.5%)となっています。

身体障がいのある人・難病患者では保健・医療・福祉サービスへのニーズが大きく、知的・精神障がいのある人ではグループホームや就労の場へのニーズが大きく、そして全体的に経済的な支援へのニーズが大きい傾向にあるといえます。

■図表 42 障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと（複数回答）

	全体 (N=791) 構成比	身体 (N=375) 構成比	知的 (N=256) 構成比	精神 (N=147) 構成比	難病 (N=224) 構成比	障がい児 (N=118) 構成比
障がい者に配慮した公営住宅をつくり入居を優先したり、グループホームをふやす	37.7%	33.1%	49.2%	49.0%	33.9%	40.7%
働くための訓練ができる場所、働く場所を紹介する場所、働く場所をふやす	35.5%	23.2%	49.2%	47.6%	30.8%	65.3%
障がい福祉サービス事業所での作業などをする場所をふやす	18.5%	13.6%	29.3%	25.9%	16.5%	29.7%
入所施設の整備	20.2%	19.5%	23.4%	23.1%	21.0%	18.6%
児童発達支援や、放課後等デイサービスの整備	18.1%	12.3%	30.5%	22.4%	14.3%	55.1%
在宅での生活がしやすいように保健・医療・福祉サービスの充実	43.2%	47.2%	39.1%	46.3%	45.5%	44.1%
なんでも相談できる窓口など相談の場所や相談員をふやす	32.0%	26.1%	35.9%	43.5%	27.2%	35.6%
福祉などサービスに関する情報提供をふやす	27.2%	24.8%	28.1%	36.1%	26.3%	39.0%
手話や文字などにより情報の内容をわかりやすくする	5.9%	5.6%	6.6%	6.1%	4.5%	7.6%
手話通訳者・要約筆記者の派遣	5.2%	4.3%	5.9%	8.8%	3.1%	6.8%
保健や福祉の現場で働く専門的な人材の育成	19.0%	15.7%	23.4%	27.2%	17.4%	32.2%
サービス利用の手続きをしやすくする	30.2%	24.8%	35.2%	33.3%	36.2%	43.2%
年金や手当などの充実	43.9%	40.3%	46.5%	55.8%	43.3%	46.6%
医療費の負担の軽減	42.2%	41.1%	37.5%	46.3%	48.7%	44.1%
外出を安全にしたり、便利にする設備をふやす（歩道、信号機、音声案内、点字ブロックなど）	19.5%	20.3%	19.5%	17.0%	19.6%	22.0%
ボランティア活動をさかんにする	9.4%	9.3%	8.6%	11.6%	9.4%	9.3%
地域の人たちとのふれあいをふやす	13.1%	12.0%	16.8%	15.0%	15.2%	16.1%
スポーツ・レクリエーション・音楽や絵を楽しむなどに対する援助	13.9%	14.1%	18.0%	18.4%	10.7%	23.7%
障がい児保育・教育や学童保育の充実	15.8%	11.7%	24.2%	19.7%	17.0%	44.1%
災害のときに助けにきてくれる体制をととのえる	29.7%	30.9%	33.6%	27.2%	31.3%	36.4%
市民が障がい者に対する理解をより深める	34.9%	30.7%	46.5%	45.6%	27.7%	57.6%
その他	3.4%	1.6%	3.1%	6.8%	4.0%	4.2%
とくにない	3.9%	5.3%	3.1%	2.7%	4.0%	1.7%

## ⑦ 障がいに対する市民の理解について

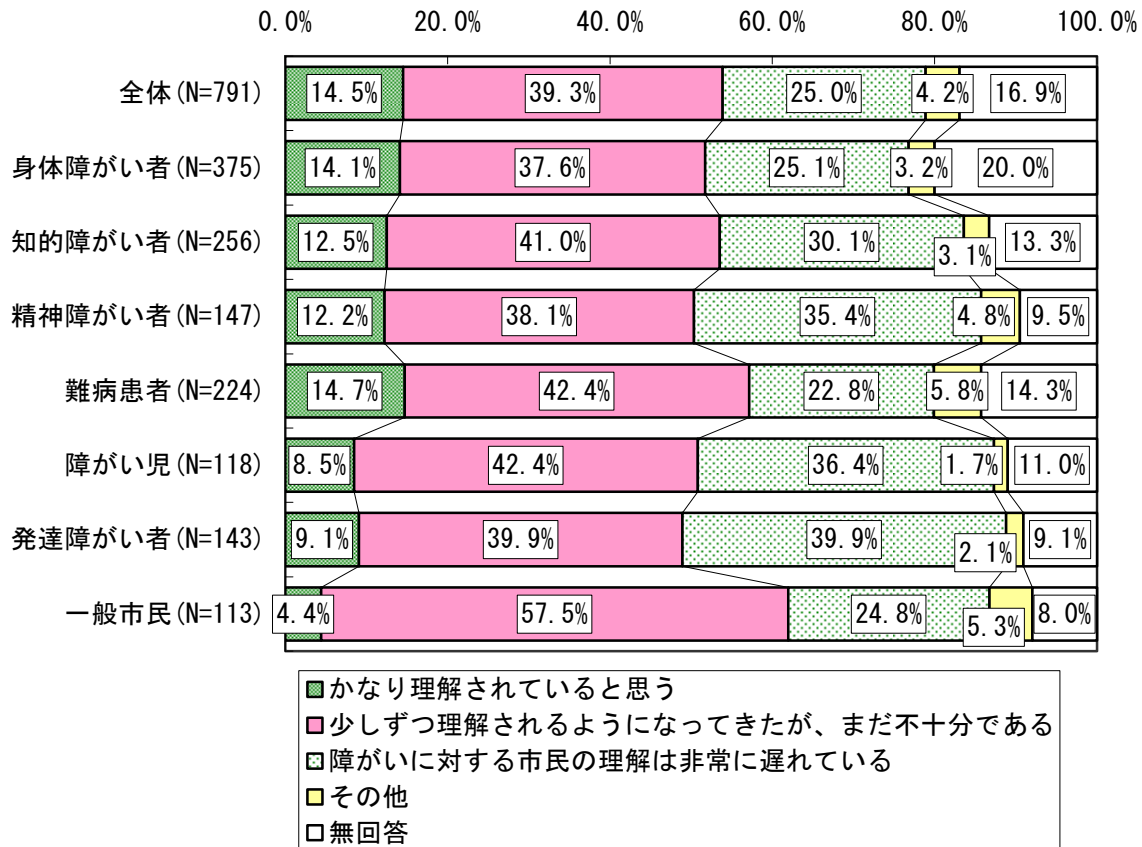
障がいに対する市民の理解について「かなり理解されていると思う」の割合は、身体障がいのある人が14.1%（前回調査16.3%）、知的障がいのある人が12.5%（前回調査7.8%）、精神障がいのある人が12.2%（前回調査10.2%）、難病患者が14.7%、また、発達障がいのある人では9.1%となっています。前回調査よりも、身体障がいのある人は低く、知的・精神障がいのある人は高くなっています。

一方、「障がいに対する市民の理解は非常に遅れている」の割合は、身体障がいのある人が25.1%（前回調査16.5%）、知的障がいのある人が30.1%（前回調査28.8%）、精神障がいのある人が35.4%（前回調査36.1%）、難病患者が22.8%、また、発達障がいのある人では39.9%となっています。前回調査よりも身体・知的障がいのある人は高く、精神障がいのある人は低くなっています。

身体障がいのある人や、発達障がいのある人で、市民の理解への評価が低くなっているのは、人権意識等の高まりにより、市民の理解が不十分だと感じる人が増えた傾向を示すと考えられます。障がいのある人の意識の高まりを受けて、さらなる市民への啓発が必要になります。

また、障がいのない市民に同じ質問をしたところ、「かなり理解されていると思う」が4.4%と、障がいのある人に比べても低い割合になっています。おそらく障がいのない市民にとっても、人権意識等が高まって市民自身の理解が不十分だと感じる人が増えていることを反映していると考えられます。市民の意識の高まりを受けて、子どもの頃からの教育の充実の継続など、障がいを理解する機会を設けていく必要があります。

■図表 43 障がいに対する市民の理解



※「全体」の標本数に「一般市民」は含まない

### ⑧ 障がいがあるために困難なこと

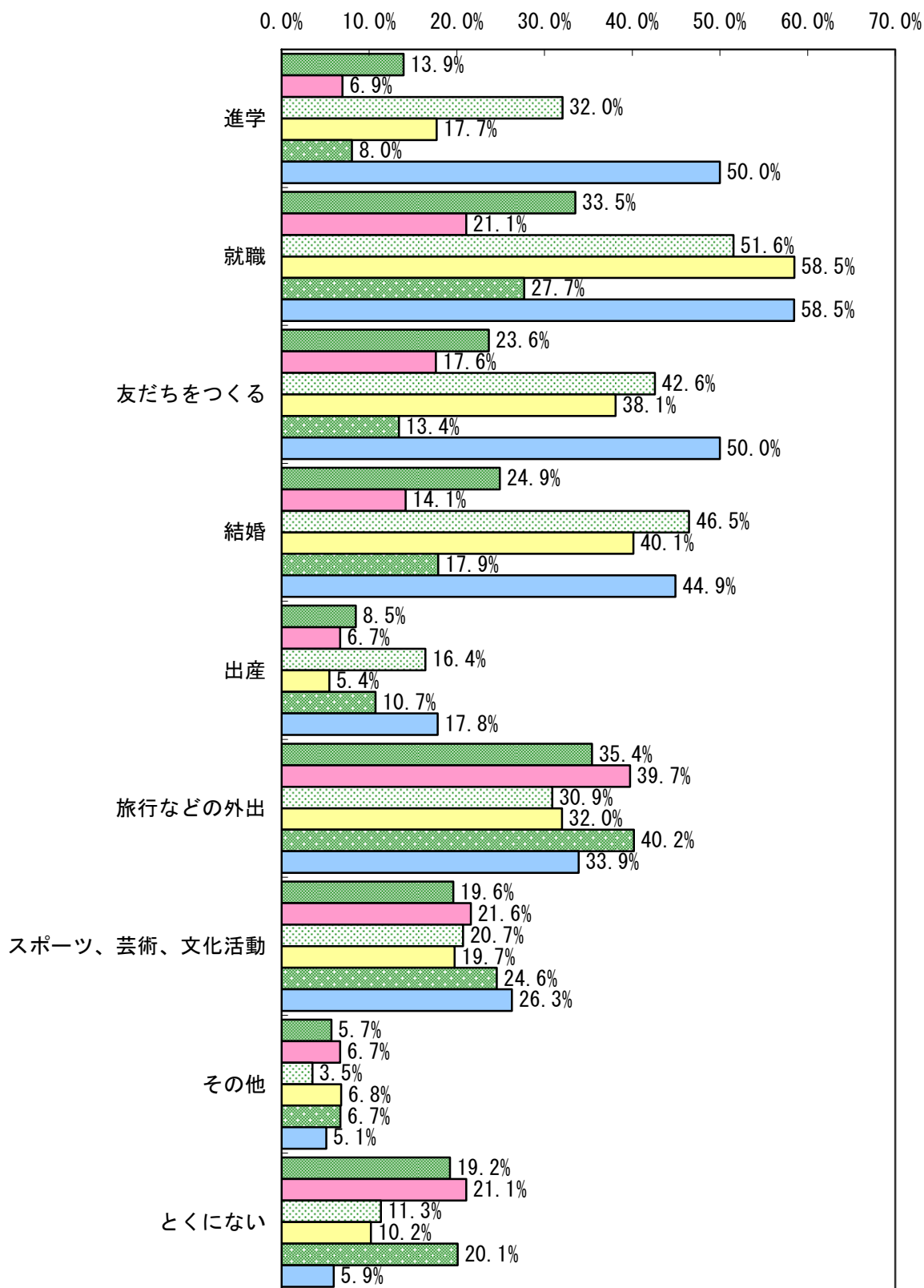
障がいがあるために行うことが困難なことをみると、身体障がいのある人 (39.7%)・難病患者 (40.2%) は「旅行などの外出」が最も多く、知的障がいのある人 (51.6%)・精神障がいのある人 (58.5%) は「就職」が最も多くなっています。

次いで、身体障がいのある人 (21.6%) は「スポーツ、芸術、文化活動」、知的障がいのある人 (46.5%)・精神障がいのある人 (40.1%) は「結婚」、難病患者 (27.7%) は「就職」となっています。(「図表 44 障がいや病気があるために行うことが困難なこと」参照)

障がい種別によって、困難と感ずることの種類が異なることから、それぞれのニーズに留意し、障壁のない社会づくりをめざす必要があると考えられます。

また、「① 回答者の属性」でみたように、回答者に高齢者の占める割合が高いため就職・結婚などの割合が低く出た可能性を考えると、若い世代は困難なことがさらに多いと感じているかもしれないことに、留意する必要があります。

■図表 44 障がいや病気があるために行うことが困難なこと（複数回答）



■全体 (N=791) ■身体 (N=375) □知的 (N=256) □精神 (N=147) ■難病 (N=224) ■障がい児 (N=118)

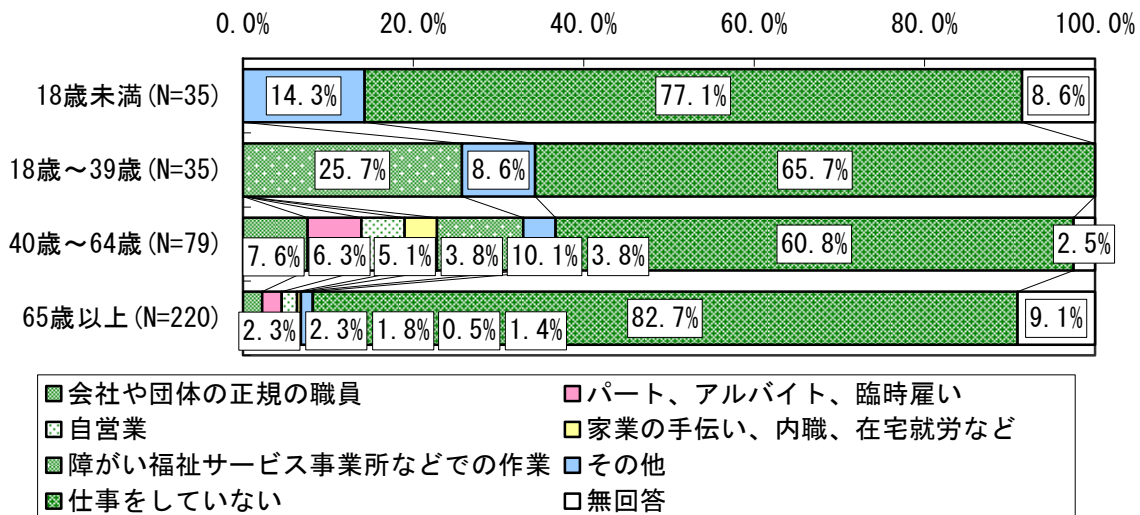
⑨ 就労状況と就労意向

身体障がいのある人では、年齢別の〈就労している〉（「会社や団体の正規の職員」「パート、アルバイト、臨時雇い」「自営業」「家業の手伝い、内職、在宅就労など」の合計）の割合は、18～39歳が0.0%（前回調査53.4%）、40～64歳では22.8%（前回調査24.4%）となっています。

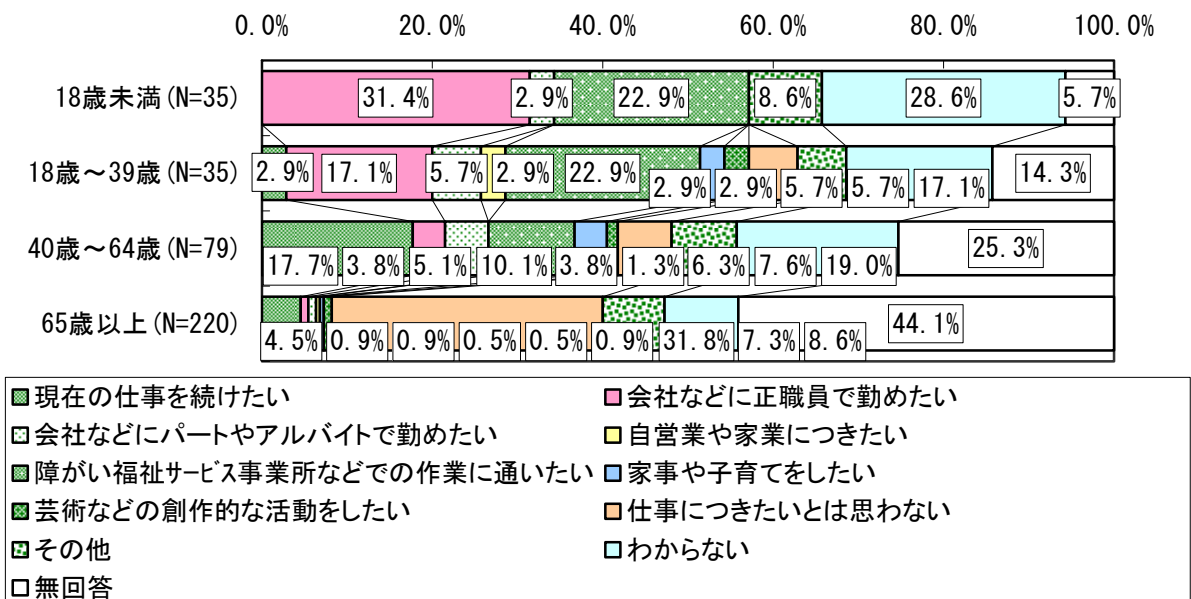
「障がい福祉サービス事業所などでの作業」の割合は、18～39歳が25.7%（前回調査1.7%）、40～64歳では10.1%（前回調査0.3%）となっています。

年齢別の就労意向では、〈就労を希望する〉（「現在の仕事を続けたい」「会社などに正職員で勤めたい」「会社などにパートやアルバイトで勤めたい」「自営業や家業につきたい」の合計）の割合は、18歳未満では34.3%（前回調査54.6%）、18～39歳では28.6%（前回調査70.6%）、40～64歳では26.6%（前回調査32.8%）となっています。

■図表 45 身体障がい者（児） 年齢別 就労状況



■図表 46 身体障がい者（児） 年齢別 今後の就労意向

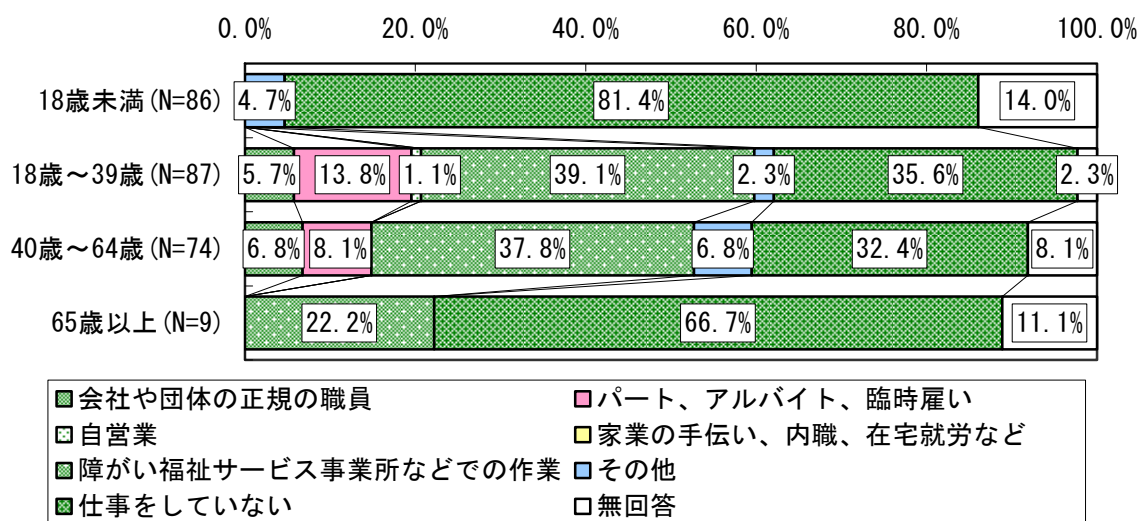


知的障がいのある人では、年齢別の〈就労している〉の割合は、18～39歳が20.6%（前回調査14.3%）、40～64歳では14.9%（前回調査13.1%）となっています。

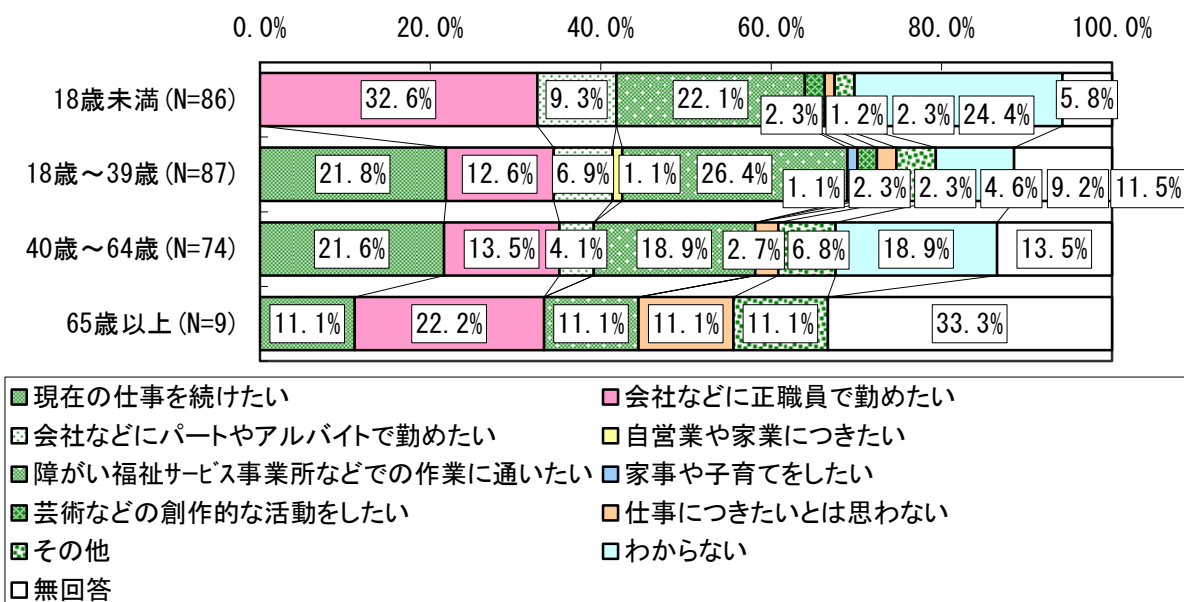
「障がい福祉サービス事業所などでの作業」の割合は、18～39歳が39.1%（前回調査47.2%）、40～64歳では37.8%（前回調査26.3%）となっています。

年齢別の就労意向では、〈就労を希望する〉の割合は、18歳未満では41.9%（前回調査29.6%）、18～39歳では42.4%（前回調査34.8%）、40～64歳では39.2%（前回調査18.3%）となっています。

■図表 47 知的障がい者（児） 年齢別 就労状況



■図表 48 知的障がい者（児） 年齢別 今後の就労意向



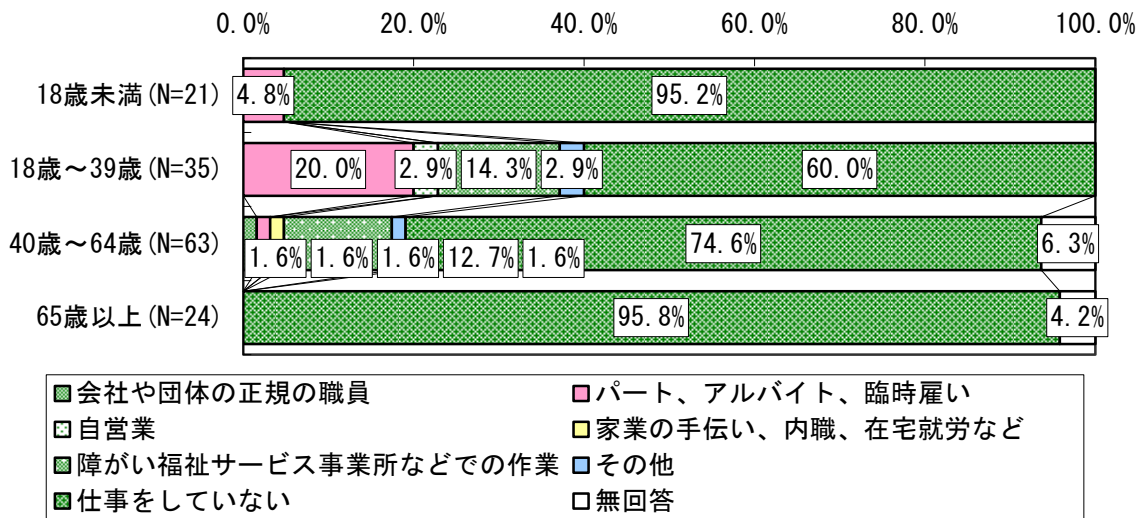


精神障がいのある人では、年齢別の〈就労している〉の割合は、18～39歳が22.9%（前回調査8.6%）、40～64歳では4.8%（前回調査7.5%）となっています。

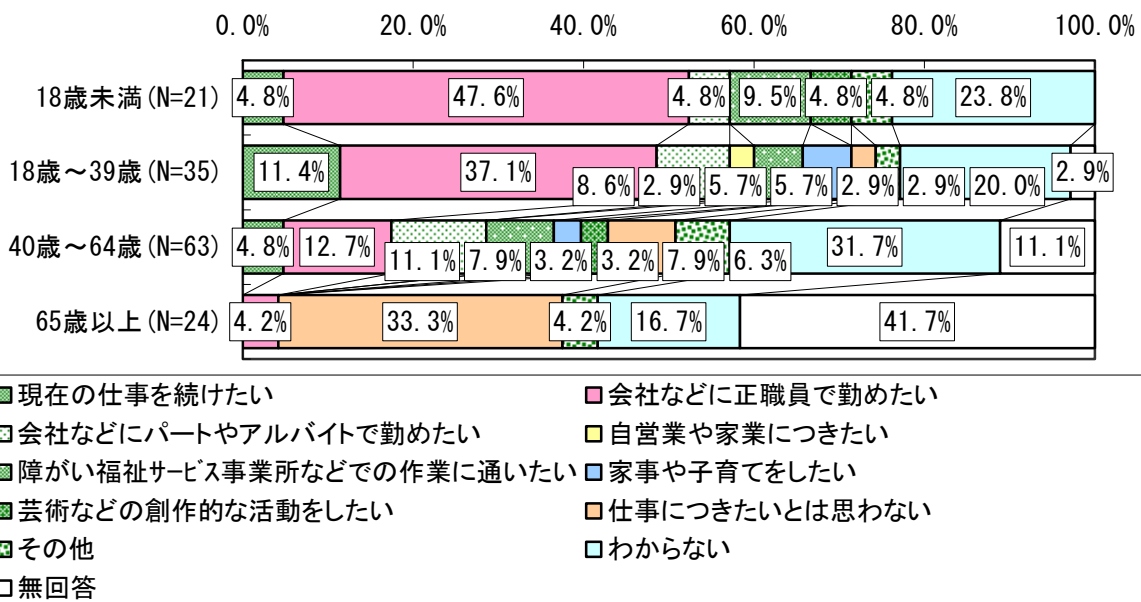
「障がい福祉サービス事業所などでの作業」の割合は、18～39歳が14.3%（前回調査7.1%）、40～64歳では12.7%（前回調査6.6%）となっています。

年齢別の就労意向では、〈就労を希望する〉の割合は、18歳未満では57.2%（前回調査0.0%）、18～39歳では60.0%（前回調査28.6%）、40～64歳では28.6%（前回調査26.3%）となっています。

■図表 49 精神障がい者（児） 年齢別 就労状況



■図表 50 精神障がい者（児） 年齢別 今後の就労意向

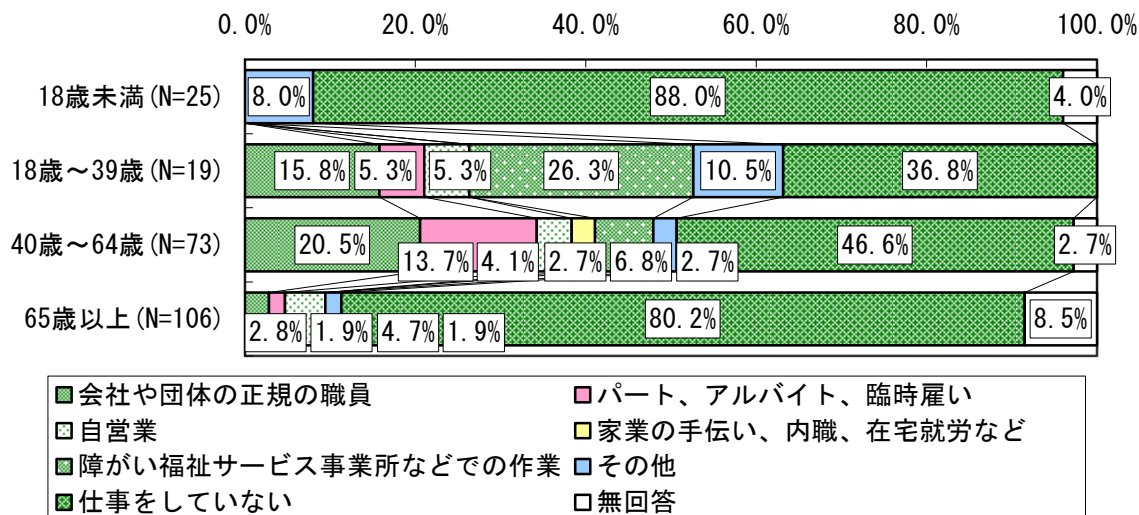


難病患者では、年齢別の〈就労している〉の割合は、18～39歳が26.4%、40～64歳では41.0%となっています。

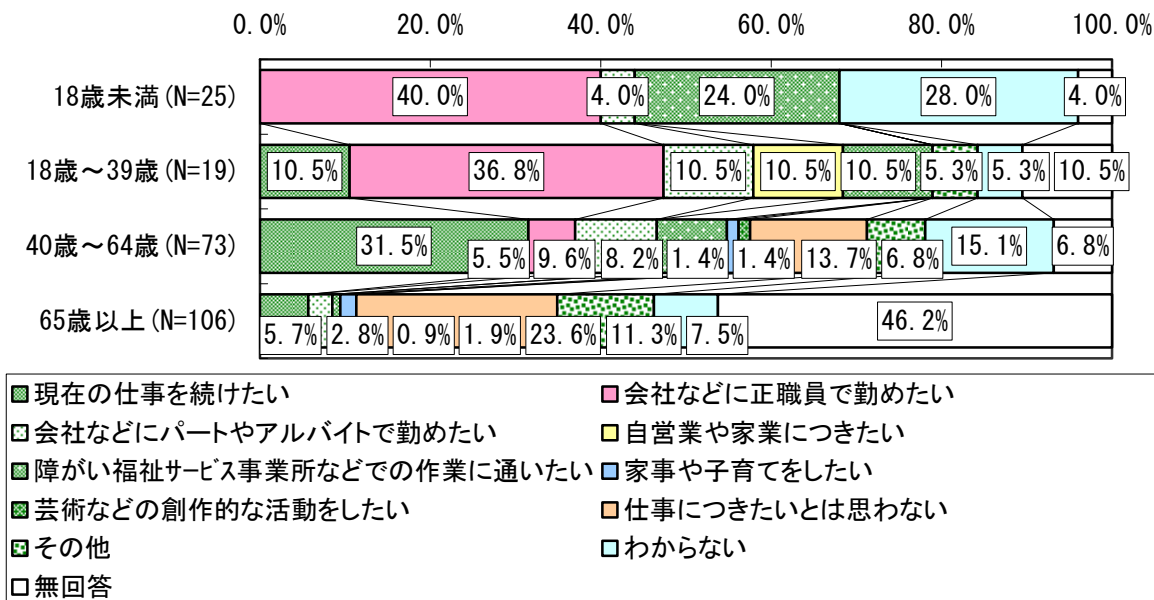
「障がい福祉サービス事業所などでの作業」の割合は、18～39歳が26.3%、40～64歳では6.8%となっています。

年齢別の就労意向では、〈就労を希望する〉の割合は、18歳未満では44.0%、18～39歳では68.3%、40～64歳では46.6%となっています。

■図表 51 難病患者 年齢別 就労状況



■図表 52 難病患者 年齢別 今後の就労意向



障がいのある人全体について、現在の就労状況別に今後の就労意向をみると、現在の仕事を続けたい人が最も多い傾向にあります。現在の就労状況が「パート・アルバイト・臨時雇い」では14.9%、「障がい福祉サービス事業所などでの作業」では13.2%、「仕事をしていない」では12.7%が、今後の就労意向が「会社などに正職員で勤めたい」になっているなど、現在の就労が最も希望する形態でない人が一定数おられます。

■図表 53 就労状況別の就労意向

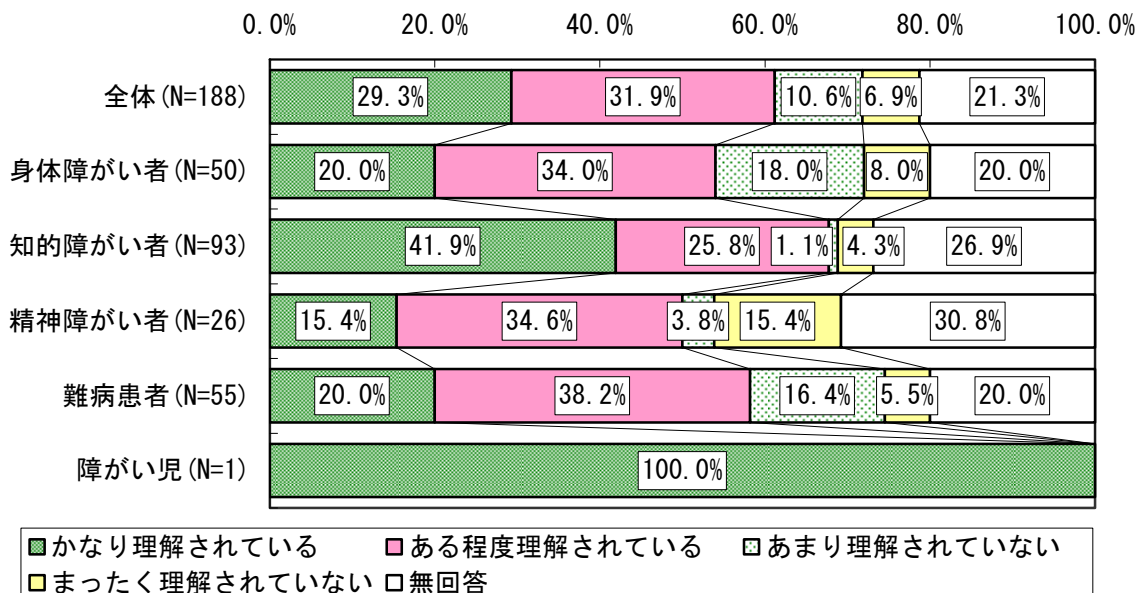
	現在の仕事を続けたい	会社などに正職員で勤めたい	会社などにパートやアルバイトで勤めたい	自営業や家業につきたい	障がい福祉サービス事業所などでの作業に通いたい	家事や子育てをしたい	芸術などの創作的な活動をしたい	仕事につきたいとは思わない	その他	わからない	無回答	合計
会社や団体の正規の職員	33 80.5%	2 4.9%	1 2.4%	0 0.0%	1 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%	1 2.4%	1 2.4%	1 2.4%	41 100.0%
パート、アルバイト、臨時雇い	29 61.7%	7 14.9%	2 4.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.1%	0 0.0%	4 8.5%	4 8.5%	47 100.0%
自営業	10 58.8%	1 5.9%	0 0.0%	3 17.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.9%	2 11.8%	17 100.0%
家業の手伝い、内職、在宅就労など	4 57.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 28.6%	1 14.3%	7 100.0%
障がい福祉サービス事業所などでの作業	14 18.4%	10 13.2%	8 10.5%	0 0.0%	31 40.8%	1 1.3%	2 2.6%	1 1.3%	0 0.0%	4 5.3%	5 6.6%	76 100.0%
その他	3 11.5%	9 34.6%	1 3.8%	0 0.0%	1 3.8%	1 3.8%	0 0.0%	2 7.7%	3 11.5%	5 19.2%	1 3.8%	26 100.0%
仕事をしていない	0 0.0%	67 12.7%	30 5.7%	1 0.2%	31 5.9%	10 1.9%	8 1.5%	111 21.1%	39 7.4%	97 18.4%	132 25.1%	526 100.0%
無回答	1 2.0%	3 5.9%	1 2.0%	0 0.0%	2 3.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.9%	5 9.8%	37 72.5%	51 100.0%
合計	94 11.9%	99 12.5%	43 5.4%	4 0.5%	66 8.3%	12 1.5%	10 1.3%	116 14.7%	45 5.7%	119 15.0%	183 23.1%	791 100.0%

⑩ 職場での理解

現在仕事をしている人が職場で障がいまたは病気をどの程度理解されているかをみると、〈理解されている〉（「かなり理解されている」「ある程度理解されている」の合計）とする割合は、身体障がいのある人が54.0%、知的障がいのある人が67.7%、精神障がいのある人が50.0%、難病患者が58.2%となっています。

〈理解されていない〉（「あまり理解されていない」「まったく理解されていない」の合計）とする割合は、身体障がいのある人が13.4%、知的障がいのある人が5.4%、精神障がいのある人が19.2%、難病患者が21.9%となっています。精神障がいのある人や、難病患者で、理解されていないと感じる割合が他に比べて多くなっており、外見からわからない障がいへの配慮について、職場への一層の啓発が必要になります。

■図表 54 職場での障がい・病気の理解

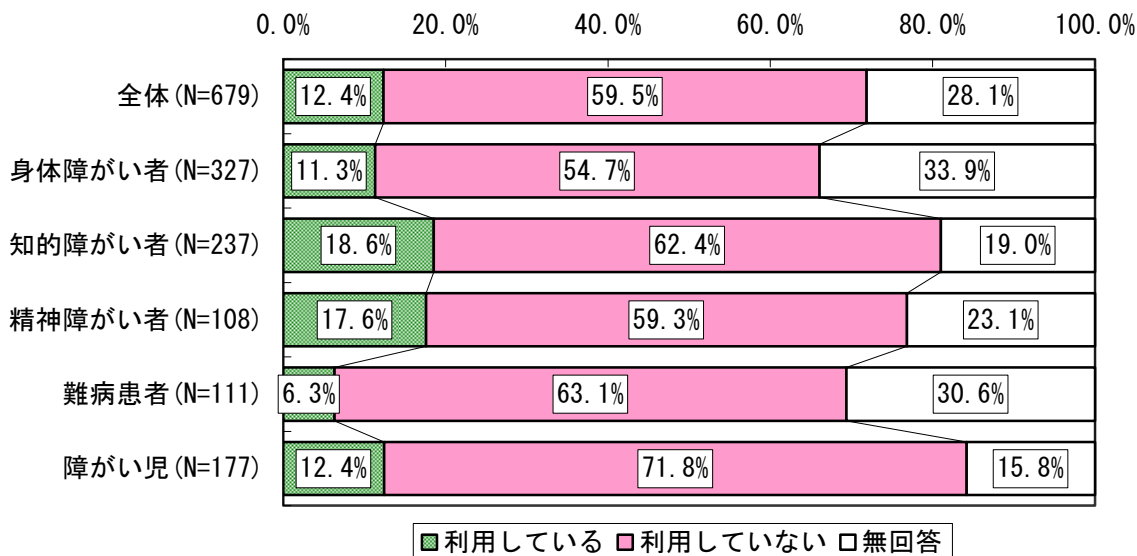


### ⑪ 障がい福祉サービス（相談支援）の利用状況と今後の利用意向

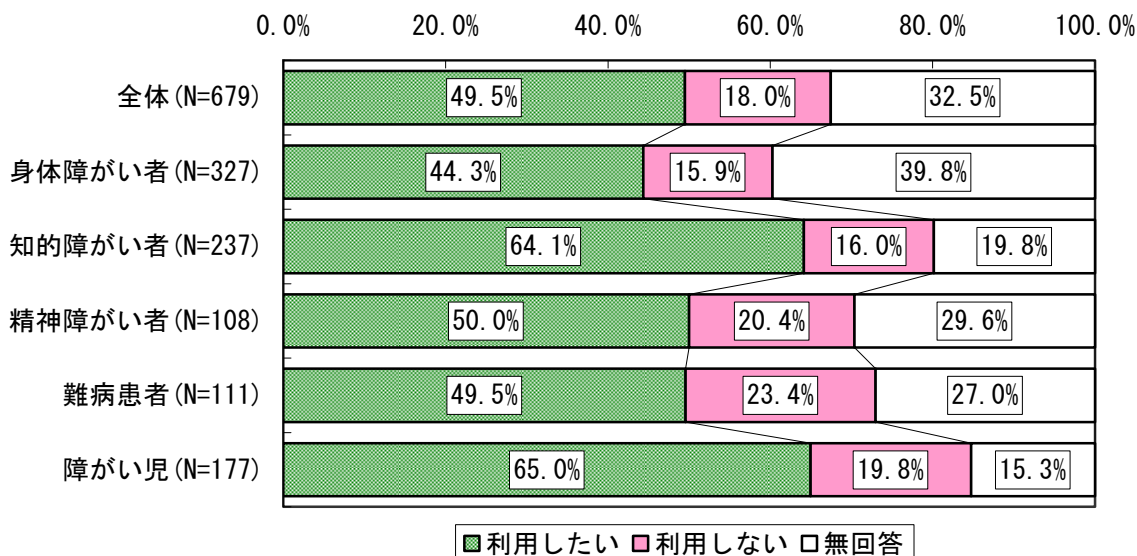
相談支援の利用状況をみると、利用者は知的障がいのある人（18.6%）で最も多く、次いで精神障がいのある人（17.6%）となっています。

今後の利用意向をみると、利用希望者は知的障がいのある人・障がい児では6割以上、それ以外では4～5割程度となっています。

■図表 55 相談支援の利用状況（第4期障がい福祉計画策定調査より抜粋）



■図表 56 相談支援の今後の利用意向（第4期障がい福祉計画策定調査より抜粋）



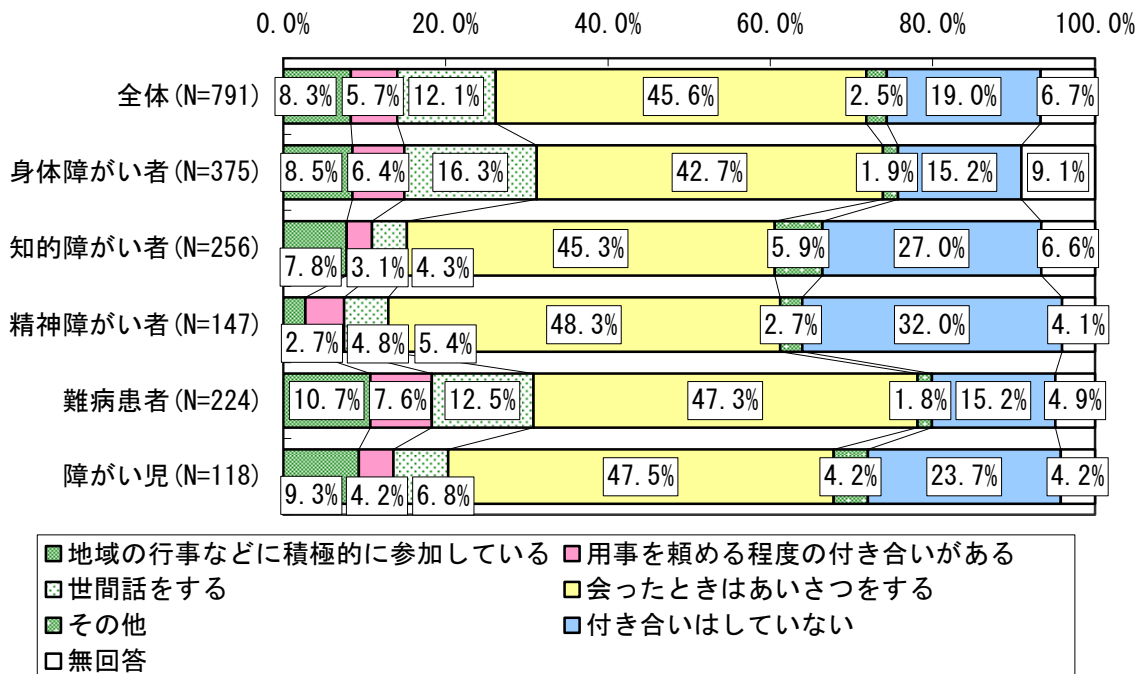
資料：平成26年度 和泉市福祉に関するアンケート調査

⑫ 地域での理解と交流

近隣との付き合いの状況をみると、なんらかの付き合いがある割合（「地域の行事などに積極的に参加している」「用事を頼める程度の付き合いがある」「世間話をする」「会ったときはあいさつをする」の合計）は、難病患者で最も高く78.1%、知的障がいのある人で最も低く60.5%となっており、6割以上の方は地域との交流があるといえます。

しかし、一方で、「付き合いはしていない」割合が、最も低い身体障がいのある人・難病患者でも15.2%、最も高い精神障がいのある人では32.0%となっており、コミュニケーションを図るための場が、より一層必要であることを示しています。

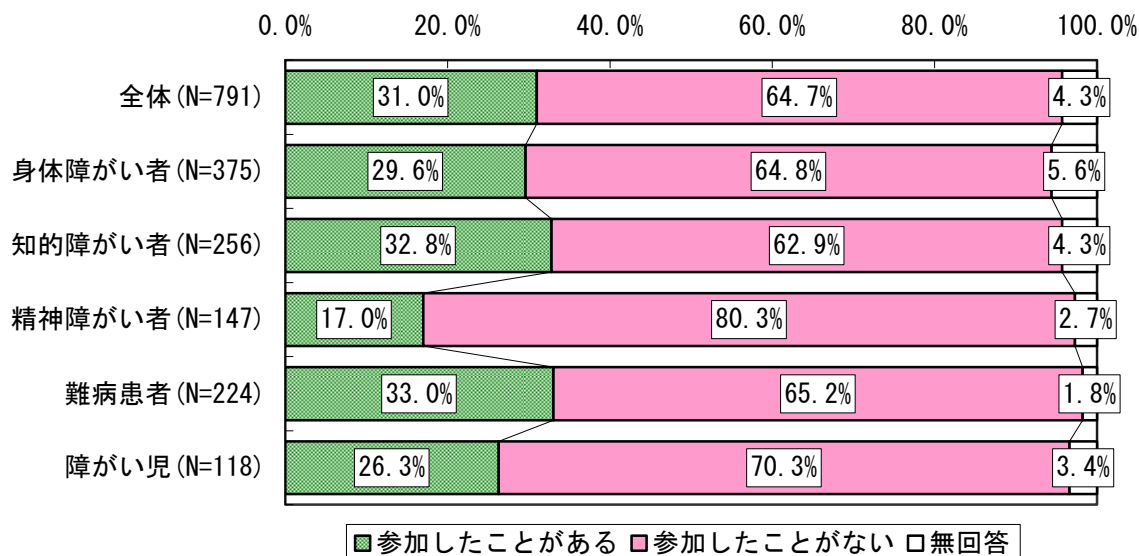
■図表 57 近隣との付き合い



自治会やサークル、障がい者団体等への参加の有無をみると、「参加したことがある」割合は、難病患者で最も高く 33.0%、精神障がいのある人で最も低く 17.0%となっています。

全体では約3割の人が地域での活動に参加しているということが分かります。

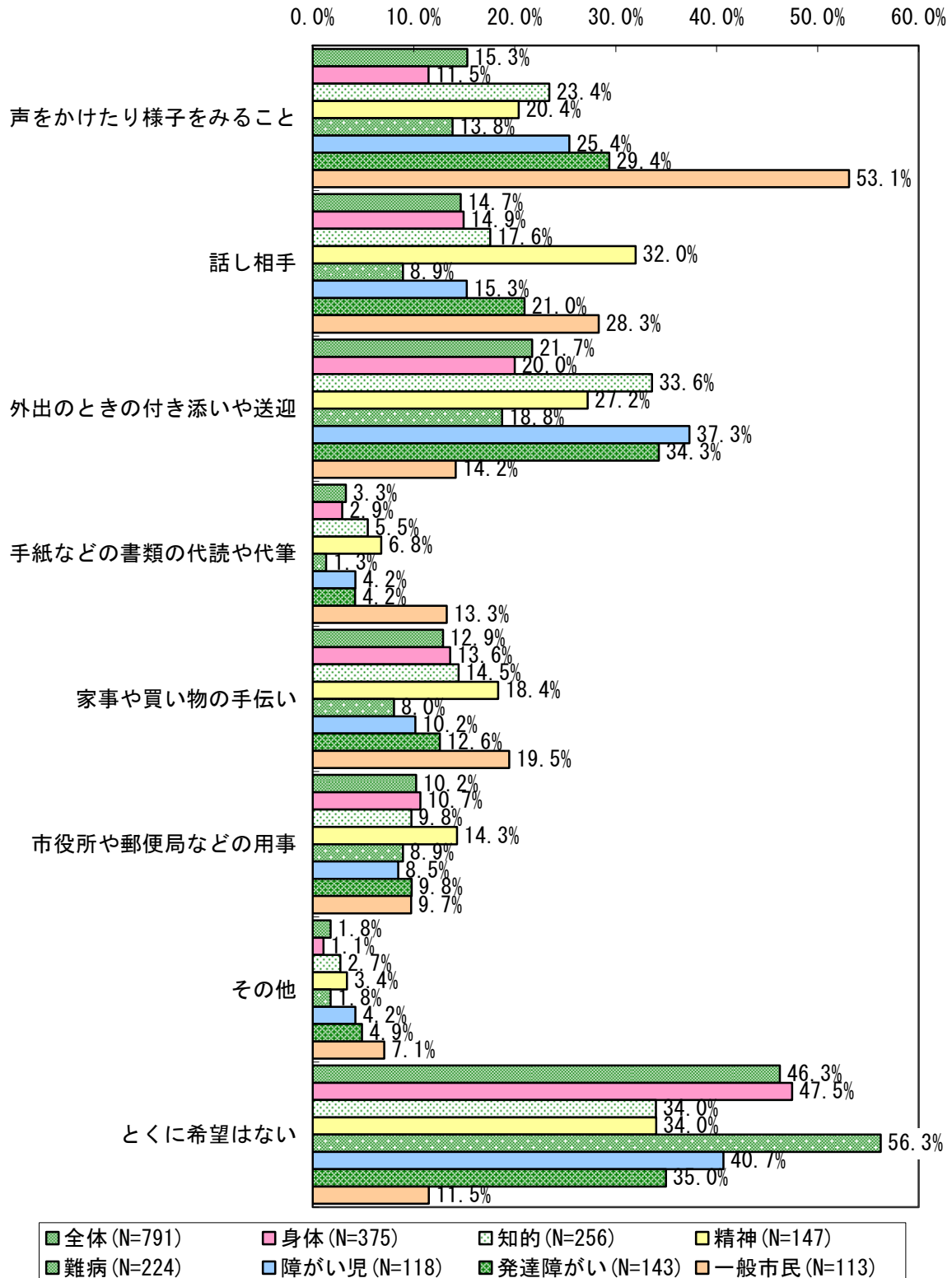
■図表 58 地域の自治会やサークル、障がい者の当事者団体などへの参加



障がいのある人にはボランティアに手助けを頼みたいことについて、障がいのない市民には障がいのある人を手助けしたいことについて、それぞれたずねたところ、障がいのある人全体では、「とくに希望はない」が 46.3%で最も多く、次いで「外出のときの付き添いや送迎」(21.7%)、「声をかけたり様子を見ること」(15.3%)となっています。

一方、障がいのない市民では、「声をかけたり様子を見ること」が 53.1%で最も多く、次いで「話し相手」(28.3%)、「家事や買い物の手伝い」(19.5%)となっています。

■図表 59 ボランティアに頼みたいこと／自分がしたい手助け（複数回答）



※「全体」の標本数に「一般市民」は含まない

## ⑬ 虐待について

虐待を受けた経験をみると、受けたことはないという回答の割合は難病患者で最も多く71.0%、精神障がいのある人で最も少なく35.4%となっています。

受けたことはないという回答を除いて、最も多い虐待の種類をみると、身体障がいのある人・精神障がいのある人・難病患者では「大声でどなったり、ののしられた」（それぞれ5.9%・32.7%・5.4%）、知的障がいのある人では「なぐられたり、けられたりした」（19.9%）となっています。

また、身体障がいのある人・難病患者に比べて、知的障がいのある人・精神障がいのある人で、虐待を受けた経験の割合が多い傾向にあります。

■図表 60 虐待の経験（複数回答）

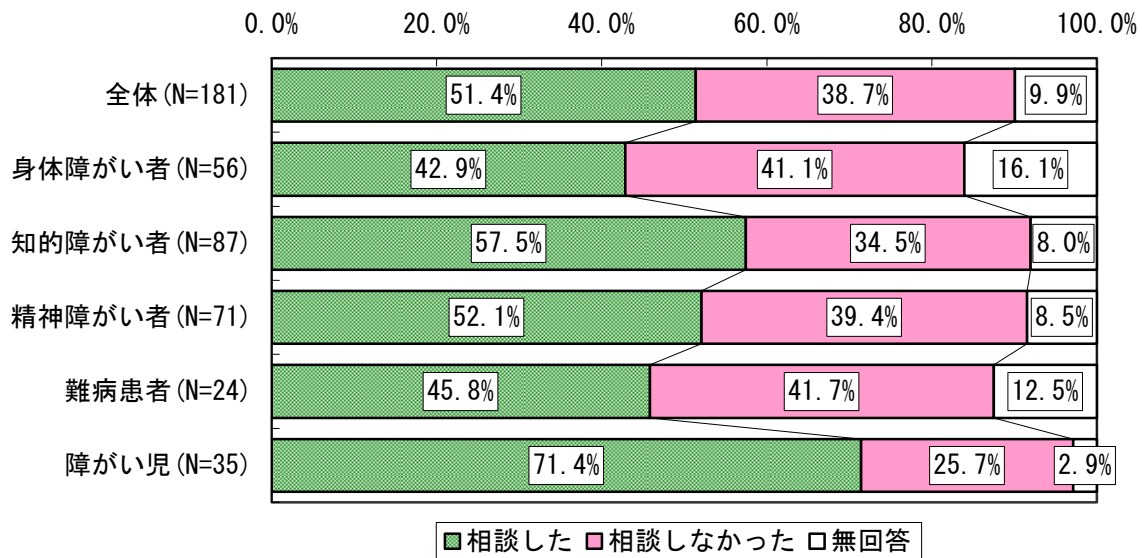
	全体 (N=791)	身体 (N=375)	知的 (N=256)	精神 (N=147)	難病 (N=224)	障がい児 (N=118)
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
なぐられたり、けられたりした	10.7%	5.3%	19.9%	24.5%	3.1%	18.6%
必要がないのに身体を拘束された	2.4%	1.1%	2.3%	7.5%	1.8%	3.4%
大声でどなったり、ののしられた	11.9%	5.9%	16.0%	32.7%	5.4%	18.6%
何を言っても、無視され続けた	6.3%	2.9%	8.6%	16.3%	2.2%	13.6%
必要な食事が長時間与えられなかった	0.1%	0.0%	0.4%	0.0%	0.4%	0.0%
必要な身の世話や身体介助を長期間されなかった	0.4%	0.3%	0.4%	0.7%	0.4%	0.0%
必要な生活費が渡されなかった	0.8%	0.3%	1.2%	2.0%	0.0%	0.0%
お金を取り上げられた	1.9%	1.1%	2.0%	5.4%	0.4%	0.8%
わいせつなことをされた	1.9%	0.5%	2.7%	4.8%	0.4%	0.8%
その他	3.8%	3.5%	5.5%	6.8%	2.2%	2.5%
以上のようなことを受けたことはない	56.9%	58.9%	50.0%	35.4%	71.0%	61.9%



虐待の相談の有無をみると、虐待を受けて誰かに相談したという割合は、知的障がいのある人で57.5%と最も多く、身体障がいのある人で42.9%と最も少なくなっています。また、18歳未満をみると、相談した割合は71.4%と高くなっています。

一方で、虐待を受けて相談しなかったという割合は、全体で38.7%となっており、約4割の人が相談しなかったと回答している状況です。虐待を受けたのがかなり過去のことで、相談体制が未整備だったので相談できなかった回答者も一定数おられる可能性があり、引き続き相談体制の充実が今後の課題となります。

■図表 61 虐待を受けて誰かに相談したか



## ⑭ 昼間の過ごし方

現在の日中活動の状況と、今後の日中活動で取り組みたい内容とを比較し、現在より将来の希望の高いものをみると、すべての人で、「働く」「地域の人や友だちと交流する」「ボランティア活動をする」「スポーツをする」「自分の買物や趣味などで外出する」が高くなっています。余暇活動を楽しむという視点からの、多様な居場所づくりが求められているといえます。

一方で、身体障がいのある人・難病患者では、「入所施設・病院などで過ごす」（それぞれ0.3ポイント・0.9ポイント）がわずかに高くなっています。また、18歳未満をみると、「通所施設」（2.6ポイント）、「病気・障がいなどの治療・リハビリ」（1.7ポイント）がそれぞれ高くなっています。障がいの状況によっては、日中を過ごすための入所施設、あるいは通所施設や治療・リハビリも一定数必要であると考えられていることを示しています。

■図表 62 現在の日中の過ごし方（複数回答）

	全体 (N=791)	身体 (N=375)	知的 (N=256)	精神 (N=147)	難病 (N=224)	障がい児 (N=118)
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
学校などに通う	15.8%	8.8%	33.6%	15.6%	11.6%	89.8%
働く(就労継続支援などの日中系作業所も含む)	18.2%	7.5%	27.7%	15.0%	17.0%	0.8%
通所施設(生活介護などを含む)に通う	16.1%	18.7%	24.6%	15.6%	13.8%	9.3%
病気・障がいなどの治療・リハビリ	15.9%	20.3%	9.8%	24.5%	20.5%	11.9%
地域の人や友だちと交流する	11.4%	12.0%	5.9%	6.1%	13.8%	5.9%
ボランティア活動をする	1.4%	1.3%	0.4%	0.7%	1.3%	0.0%
スポーツをする	6.2%	6.1%	5.1%	7.5%	8.0%	5.9%
自分の買物や趣味などで外出する	30.1%	29.3%	21.1%	27.2%	29.9%	13.6%
自宅で過ごす	52.0%	60.0%	34.8%	56.5%	56.3%	26.3%
入所施設・病院などで過ごす	6.3%	6.9%	5.9%	11.6%	4.9%	0.8%
その他	6.3%	7.7%	5.5%	7.5%	8.5%	5.1%

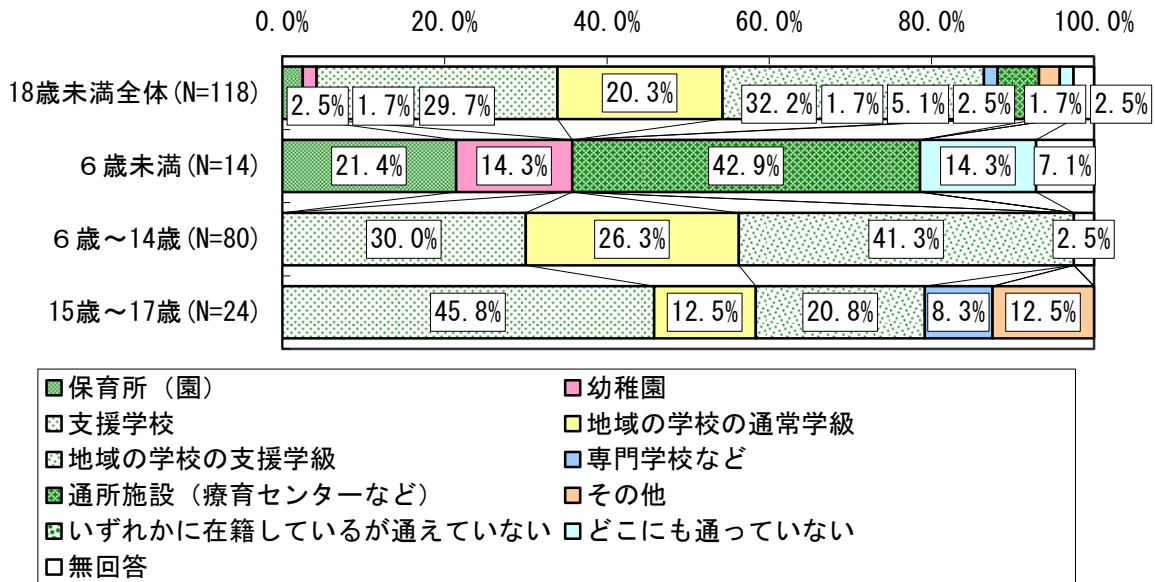
■図表 63 希望する日中の過ごし方（複数回答）

	全体 (N=791)	身体 (N=375)	知的 (N=256)	精神 (N=147)	難病 (N=224)	障がい児 (N=118)
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
学校などに通う	13.1%	7.5%	27.0%	13.6%	11.2%	68.6%
働く(就労継続支援などの日中系作業所も含む)	22.0%	11.7%	28.1%	30.6%	21.9%	11.9%
通所施設(生活介護などを含む)に通う	14.0%	16.3%	23.4%	12.9%	12.1%	11.9%
病気・障がいなどの治療・リハビリ	12.8%	17.3%	9.4%	18.4%	16.1%	13.6%
地域の人や友だちと交流する	16.9%	19.5%	16.4%	15.6%	17.9%	21.2%
ボランティア活動をする	4.8%	4.5%	1.6%	6.1%	6.3%	0.8%
スポーツをする	11.9%	10.4%	12.5%	16.3%	13.4%	16.1%
自分の買物や趣味などで外出する	32.7%	34.9%	30.5%	29.3%	33.0%	26.3%
自宅で過ごす	41.0%	47.2%	29.3%	42.9%	44.2%	22.9%
入所施設・病院などで過ごす	5.7%	7.2%	4.7%	8.8%	5.8%	0.8%
その他	4.3%	5.1%	3.1%	4.8%	5.8%	0.8%

⑮ 学び・育ち

18歳未満の人に、現在通っている学校などをたずねたところ、6歳未満では「通所施設」(42.9%)、6歳～14歳では「地域の学校の支援学級」(41.3%)、15歳～17歳では「支援学校」(45.8%)が最も多くなっています。

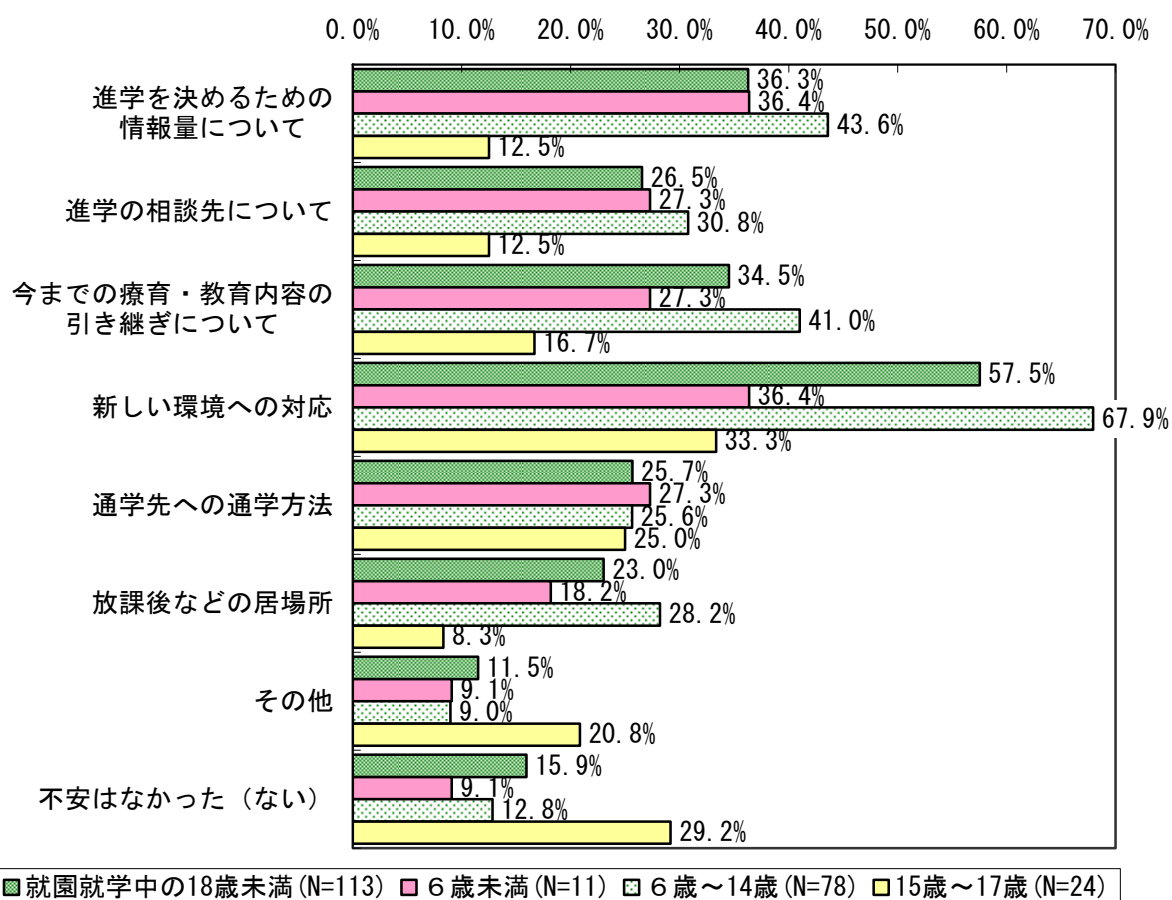
■図表 64 通学・通園の状況



「不安はなかった(ない)」という回答の割合は、6歳未満で9.1%、6歳～14歳で12.8%、15歳～17歳で29.2%となっていますが、現在学校などに通っている18歳未満の人に、進学や進級するときに不安だったこと(不安なこと)をたずねたところ、6歳未満では「進学を決めるための情報量について」「新しい環境への対応」(共に36.4%)、6歳～14歳、15歳～17歳共に「新しい環境への対応」(67.9%及び33.3%)の回答が最も多くなっています。

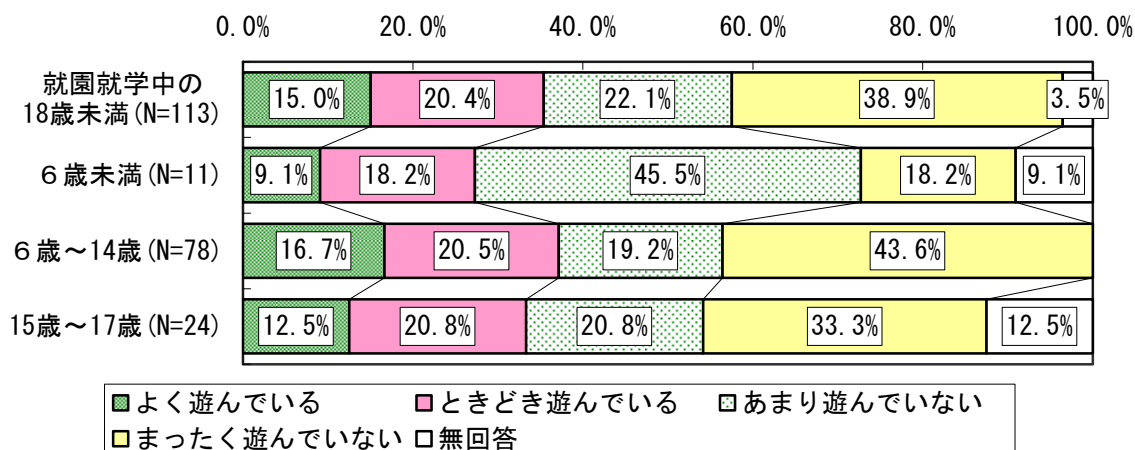
進学や進級により環境が大きく変わっても途切れ目のない支援が求められているといえます。(「図表 65 進学や進級するときの不安」参照)

■図表 65 進学や進級するときの不安（複数回答）



現在学校などに通っている18歳未満の人に、地域の同世代の子どもたちと一緒に遊んでいるかをたずねたところ、ある程度遊んでいる割合（「よく遊んでいる」「ときどき遊んでいる」の合計）は、6歳未満で27.3%、6歳～14歳で37.2%、15歳～17歳で33.3%となっています。また、「まったく遊んでいない」という回答の割合は、6歳未満で18.2%、6歳～14歳で43.6%、15歳～17歳で33.3%となっており、地域の子どもと共に育つための方法を検討する必要があります。

■図表 66 地域の同世代の子どもたちと一緒に遊んでいるか

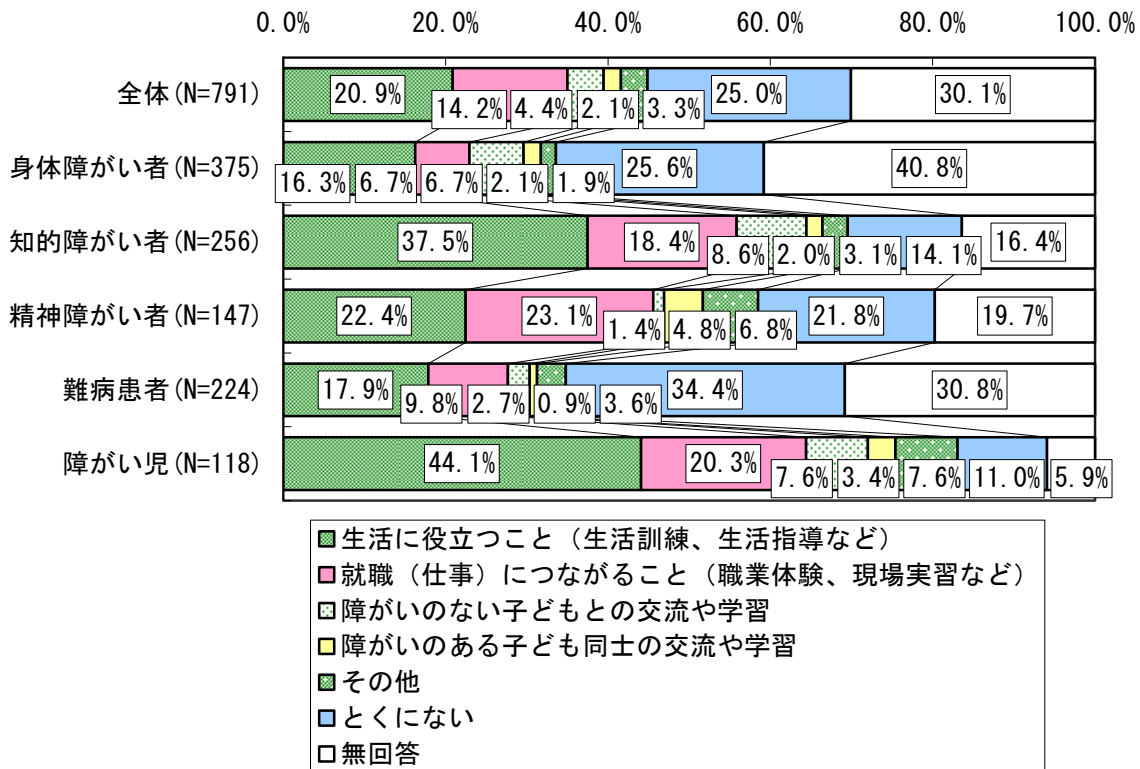


⑩ ライフステージに応じた支援

すべての年齢の障がいのある人に、学校でもっとしてほしかったこと（してほしいこと）をたずねたところ、「とくにない」を除き、身体障がいのある人・知的障がいのある人・難病患者では「生活に役立つこと」（それぞれ16.3%・37.5%・17.9%）、精神に障がいのある人では「就職につながること」（23.1%）が最も多くなっています。

また、学校になんらかのもっとしてほしかったこと（してほしいこと）があった割合（「生活に役立つこと」「就職につながること」「障がいのない子どもとの交流や学習」「障がいのある子ども同士の交流や学習」「その他」の合計）は、知的障がいのある人で最も多く69.6%、身体障がいのある人で最も少なく33.7%となっています。さらに、18歳未満では83.0%と多くなっています。

■図表 67 学校でもっとしてほしかったこと



現在、困っていることや不安に思っていることをみると、身体障がいのある人では、「自分の健康や体力が不安」が43.5%で最も多く（前回調査40.0%）、次いで「家族など介助者の健康状態が不安」（22.9%）となっています。

知的障がいのある人では、「将来的に生活する住まいや施設があるかどうか」が32.4%で最も多く（前回調査37.3%）、次いで「周囲との対話がむずかしい」（29.3%）となっています。

精神障がいのある人では、「自分の健康や体力が不安」が42.2%で最も多く（前回調査44.9%）、次いで「人間関係がうまくいかない」（31.3%）となっています。

難病患者では「自分の健康や体力が不安」が45.5%で最も多く、次いで「家族など介助者の健康状態が不安」（23.3%）となっています。

また、18歳未満では、「周囲との対話がむずかしい」が32.2%で最も多く、次いで「人間関係がうまくいかない」「将来的に生活する住まいや施設があるかどうか」（共に24.6%）となっています。

障がい種別、年齢に関わらず、全体として、健康の維持、人間関係の構築、将来の住居の確保などが求められているといえます。

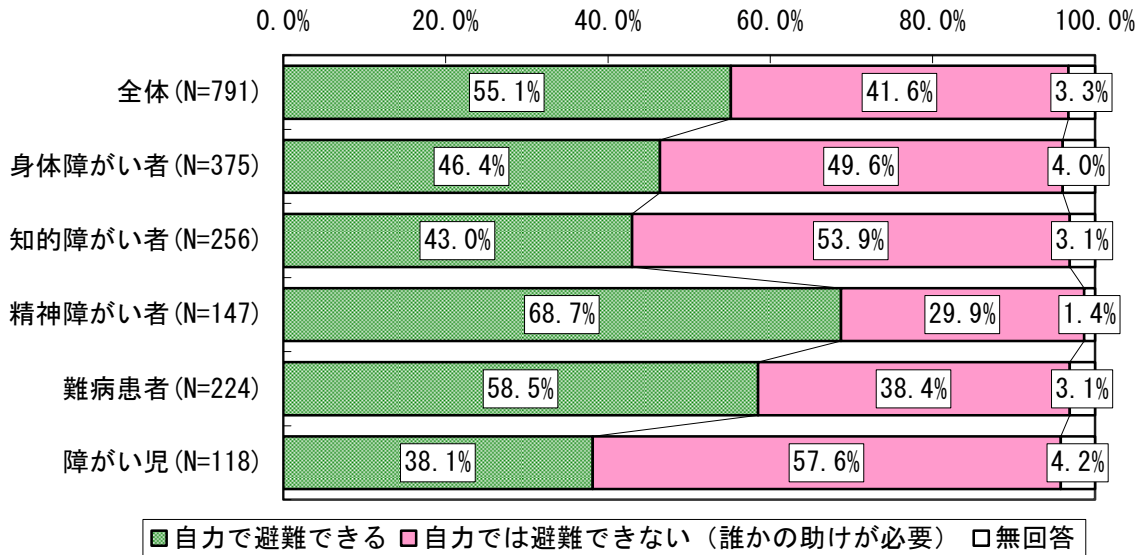
■図表 68 困っていることや不安に思っていること（複数回答）

	全体 (N=791)	身体 (N=375)	知的 (N=256)	精神 (N=147)	難病 (N=224)	障がい児 (N=118)
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
身のまわりの介助や援護をしてくれる人がいない	3.9%	4.5%	3.1%	2.7%	3.6%	2.5%
結婚できない、結婚生活が続けられない	5.2%	3.7%	6.3%	10.2%	4.0%	2.5%
一緒に暮らす人がいない	4.3%	5.1%	1.6%	6.8%	3.1%	1.7%
学校などでの進路指導が不十分	1.9%	0.8%	4.7%	4.8%	1.3%	11.9%
学校などでの設備が利用しにくい	1.6%	2.7%	3.1%	1.4%	2.7%	8.5%
障がいの程度や興味、適性にそった保育や授業の内容になっていない	2.5%	2.7%	5.5%	3.4%	1.8%	12.7%
適当な働き口がない	8.7%	5.6%	9.4%	21.8%	6.7%	6.8%
十分な収入が得られない	15.0%	12.0%	14.8%	27.9%	10.7%	5.9%
趣味や生きがいを持ってない	9.4%	9.1%	4.3%	23.1%	8.9%	5.9%
生活する上で必要な情報を得られない	4.8%	3.7%	7.0%	9.5%	2.7%	8.5%
自分の健康や体力が不安	37.7%	43.5%	18.0%	42.2%	45.5%	8.5%
家族など介助者の健康状態が不安	19.3%	22.9%	18.4%	19.0%	23.2%	13.6%
周囲との対話がむずかしい	18.3%	15.2%	29.3%	30.6%	8.5%	32.2%
人間関係がうまくいかない	13.3%	7.5%	23.0%	31.3%	3.6%	24.6%
必要な保健・福祉・医療サービスが受けられない	4.4%	4.5%	5.9%	4.1%	2.7%	6.8%
将来的に生活する住まいや施設があるかどうか	19.5%	15.5%	32.4%	24.5%	17.9%	24.6%
移動や外出するときに、駅にエスカレーターやエレベーターがないなど	7.6%	13.1%	3.9%	3.4%	9.8%	5.1%
その他	5.7%	6.1%	6.3%	4.8%	6.7%	8.5%
とくに困っていることはない	22.6%	22.7%	18.8%	14.3%	24.1%	25.4%

⑰ 災害時の避難について

地震や火事などの緊急時にひとりで避難できるかをみると、「自力で避難できる」割合は、精神障がいのある人で最も多く 68.7%、知的障がいのある人で最も少なく 43.0%となっています。また、18歳未満では、38.1%となっています。

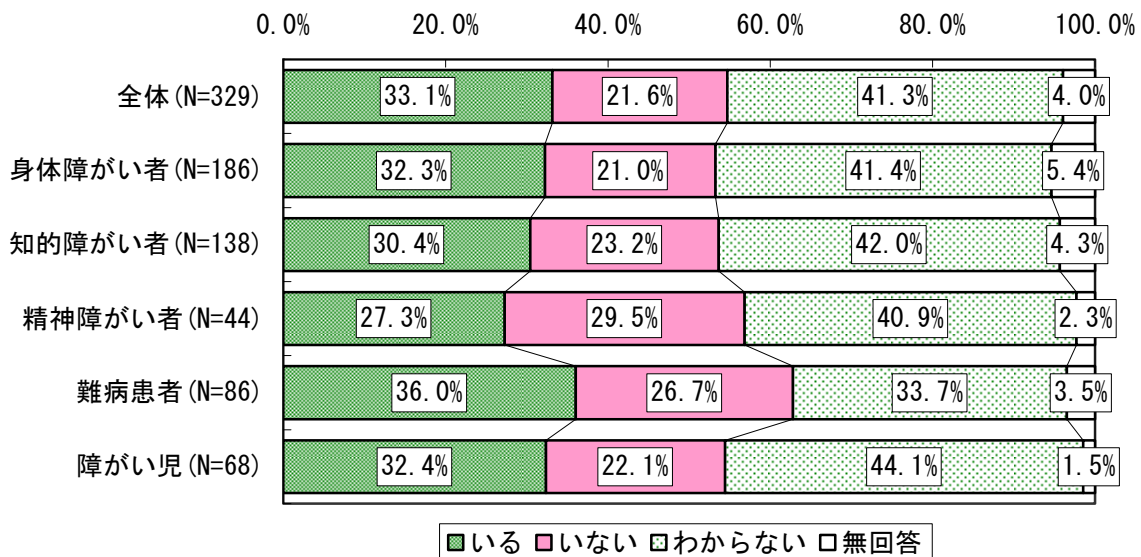
■図表 69 災害発生時に自力で避難できるか



自力では避難できないと回答した人に、近所の人で避難を手助けしてくれそうな人はいるかをたずねたところ、「いる」割合は、難病患者で最も多く 36.0%、精神障がいのある人で最も少なく 27.3%となっています。

精神障がいのある人は、自力で避難できる人は他に比べて多いのですが、自力で避難できない場合には、手助けしてくれそうな人が他に比べてやや少ない傾向があります。地域とのつながりを持つ場をつくり、関係を築いていけるような支援が必要だと考えられます。

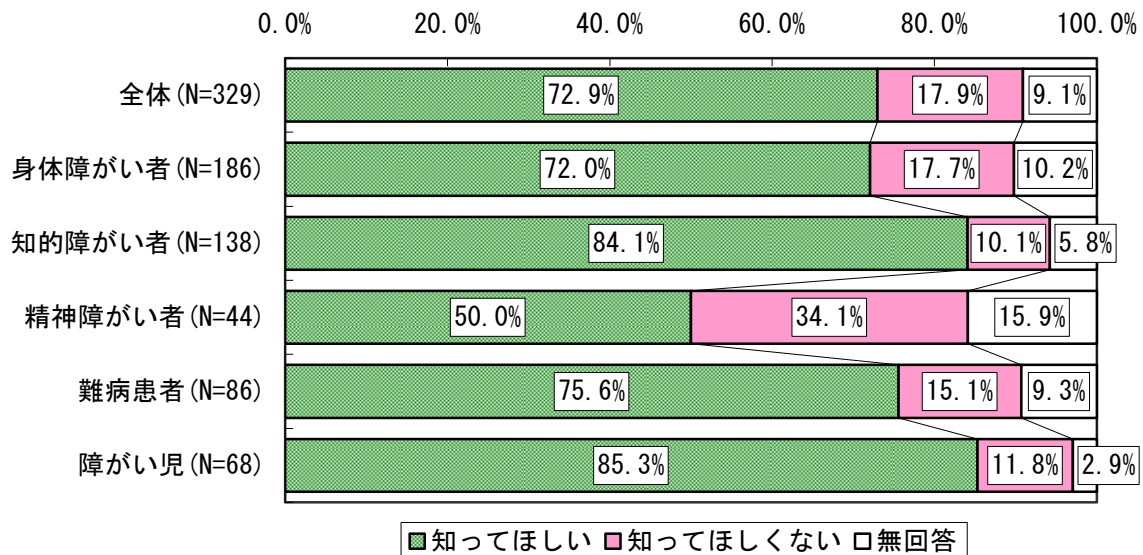
■図表 70 近所の人で避難を手助けしてくれそうな人はいるか



自力では避難できないと回答した人に、逃げられないことを周りに知らせてもよいかをたずねたところ、「知ってほしい」割合は、知的障がいのある人で最も多く84.1%、精神障がいのある人で最も少なく50.0%となっています。

知的障がいのある人は、自力で避難できる人は他に比べて少なく、自力で避難できない場合に地域の人の手助けが必要と考えている傾向にあるといえます。

■図表 71 自力で避難できないことを近所の人にとって欲しいか



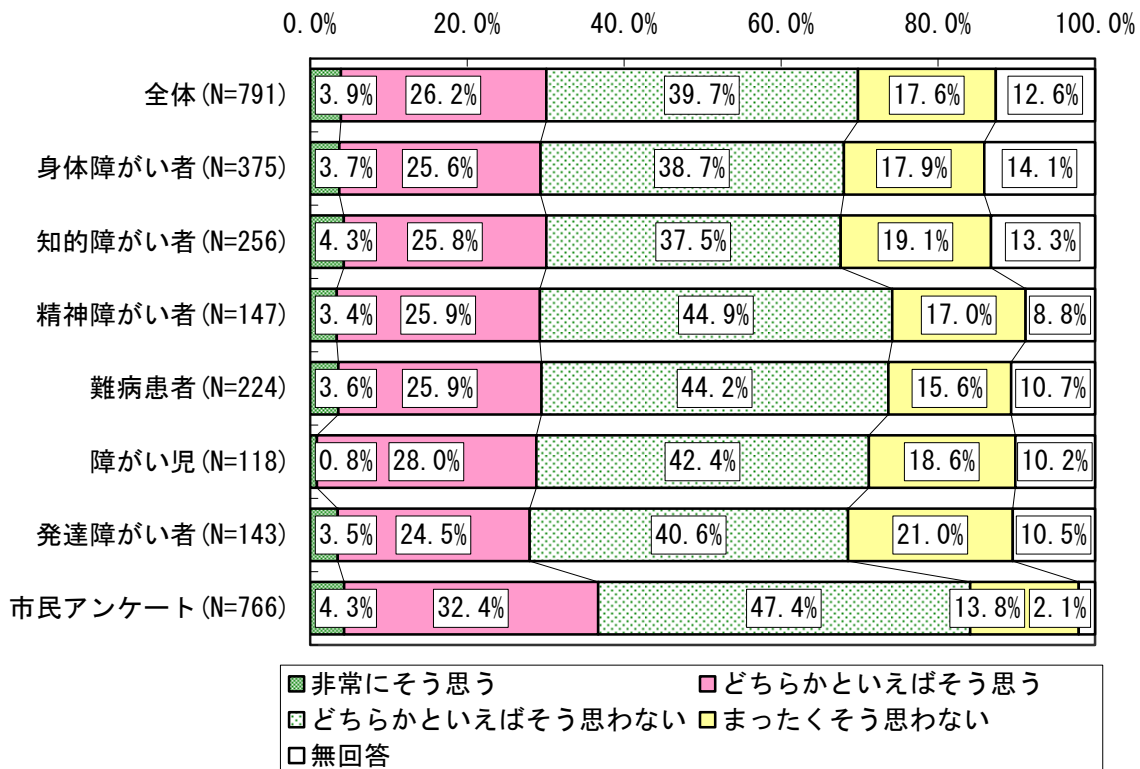


⑱ 市民全体の意識

障がいのある人と地域で共に暮らすうえで必要な、バリアフリーや人権尊重の意識などについて、「第4次和泉市総合計画の目標管理のための市民アンケート調査」結果も参考にしながら、市民全体を比較すると、和泉市の状況は次のようになっています。

地域のバリアフリーの意識についてみると、住み慣れた地域のバリアフリーがある程度できていると意識している人の割合（「非常にそう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計）は、障がいのある人全体では30.1%、市民アンケート調査結果では36.7%となっています。また、発達障がいのある人では28.0%となっています。

■図表 72 住み慣れた地域においてバリアフリーができているか

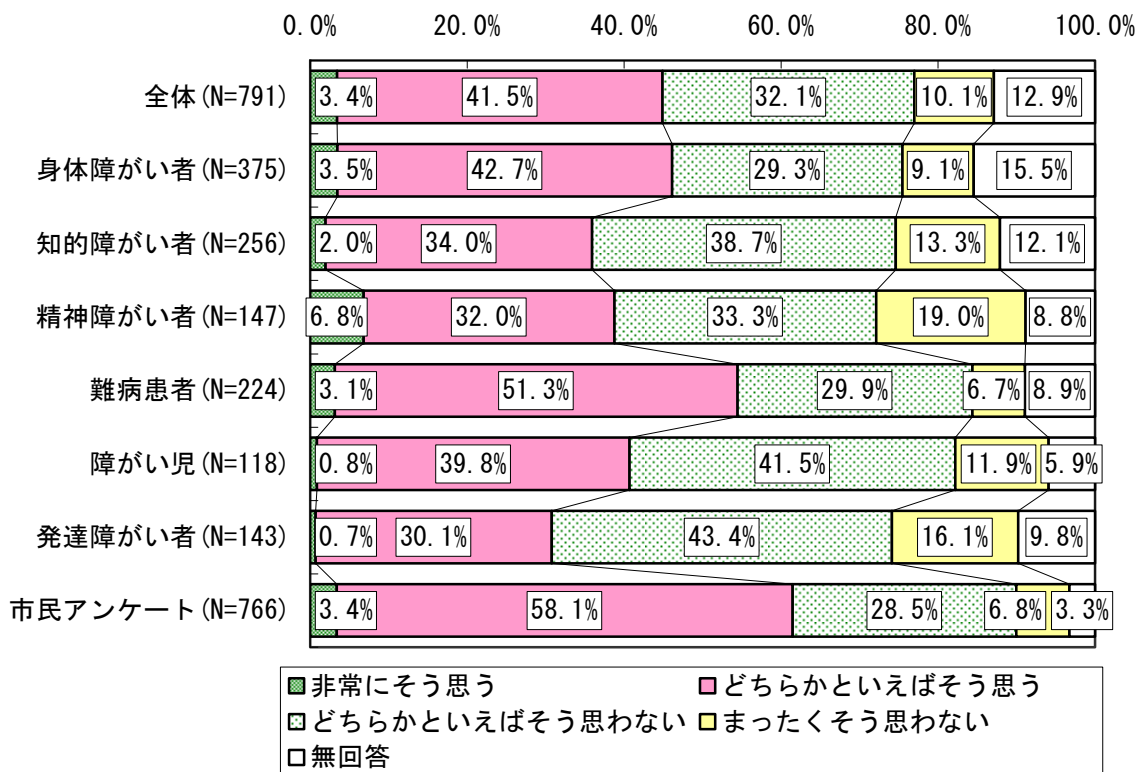


資料：市民アンケート部分については「第4次和泉市総合計画の目標管理のための市民アンケート調査」集計表（平成26年度）

※「全体」の標本数に「市民アンケート」は含まない

和泉市の人権尊重の意識についてみると、和泉市で一人ひとりの人権がある程度尊重されていると意識している人の割合（「非常にそう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計）は、障がいのある人全体では44.9%、市民アンケート調査結果では61.5%となっています。また、発達障がいのある人では30.8%となっています。

■図表 73 和泉市内で一人ひとりの人権が尊重されているか



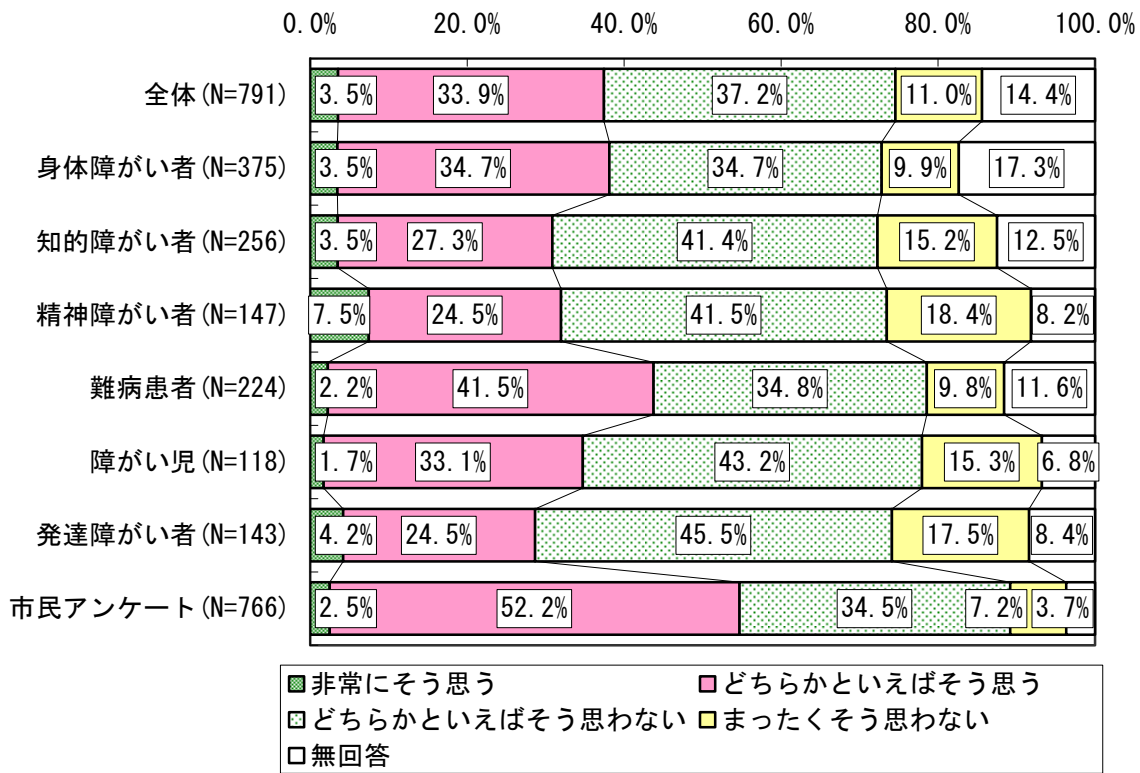
資料：市民アンケート部分については「第4次和泉市総合計画の目標管理のための市民アンケート調査」集計表（平成26年度）

※「全体」の標本数に「市民アンケート」は含まない

和泉市の差別・偏見・障がいによる自立阻害の意識についてみると、和泉市が差別・偏見・障がいの有無などにより自立を阻害されないまちになっていると意識している人の割合（「非常にそう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計）は、障がいのある人全体では37.3%、市民アンケート調査結果では54.7%となっています。また、発達障がいのある人では28.7%となっています。

このように、バリアフリーや人権尊重の意識などについては、障がいのある人の評価は、市民全体の評価に比べて低い傾向にあります。また、発達障がいのある人の評価は、他の障がいのある人に比べて低い傾向にあるため、発達障がいの人に対する理解促進について更なる啓発が課題となっています。

■図表 74 和泉市が差別や偏見、障がいの有無などにより自立を阻害されないまちになっているか



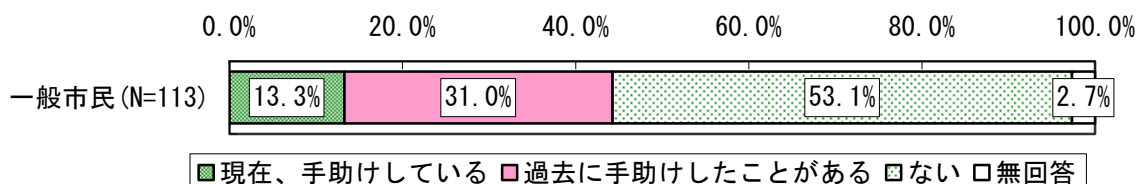
資料：市民アンケート部分については「第4次和泉市総合計画の目標管理のための市民アンケート調査」集計表（平成26年度）

※「全体」の標本数に「市民アンケート」は含まない

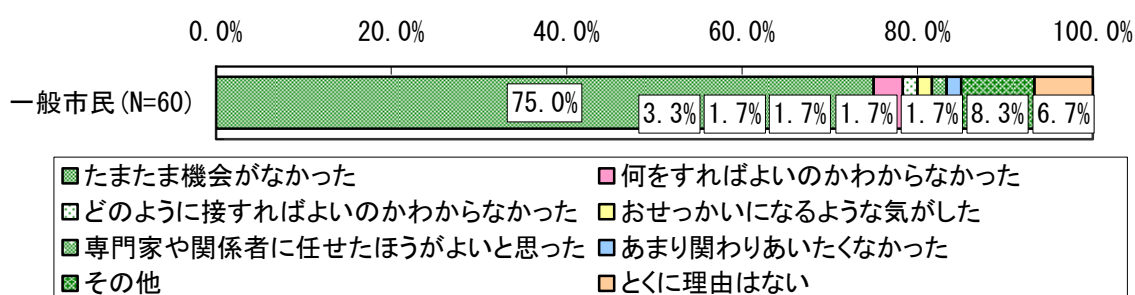
市民向けアンケートの対象者に、障がいのある人や家族への支援の状況をたずねたところ、手助けした経験のない人は53.1%となっています。

手助けした経験のない人に、その理由をたずねたところ、「たまたま機会がなかった」が75.0%で突出して多くなっています。

■図表 75 障がいのある人や家族を手助けした経験



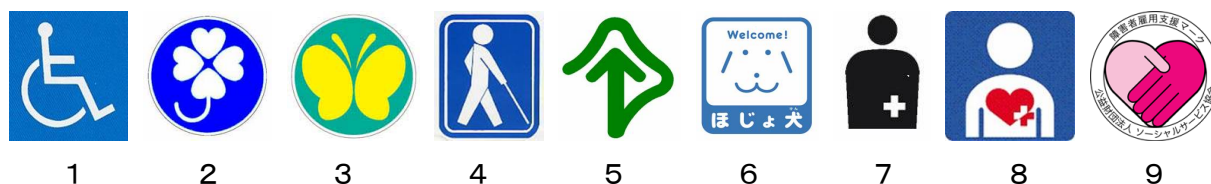
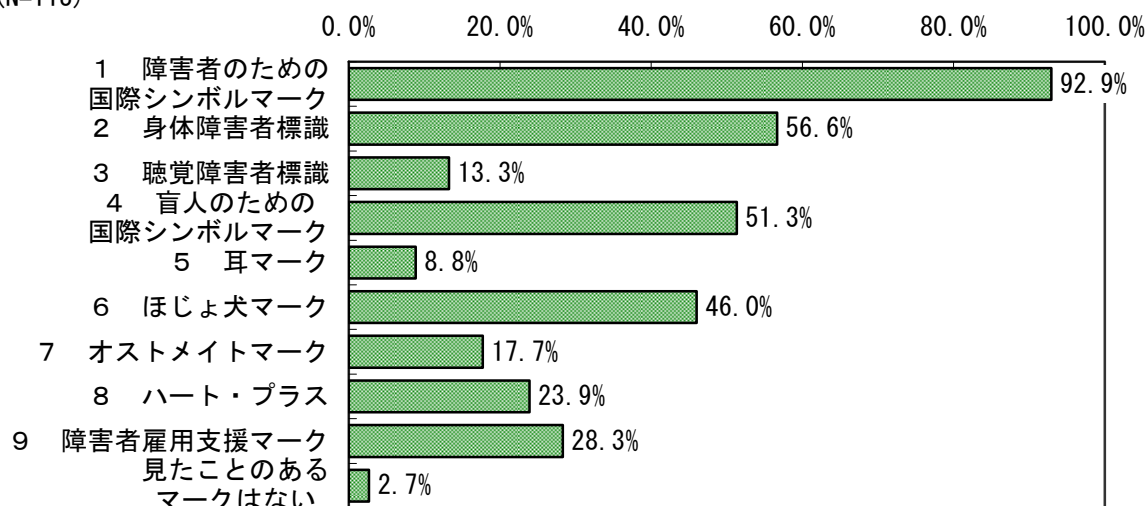
■図表 76 障がいのある人や家族を手助けしたことがない理由



市民向けアンケートの対象者に、見たことのある障がい者関係のマークをたずねたところ、「1 障害者のための国際シンボルマーク」(92.9%)、「2 身体障害者標識」(56.6%)、「6 ほじょ犬マーク」(46.0%)などは比較的認識されているものの、「5 耳マーク」(8.8%)や「3 聴覚障害者標識」(13.3%)などの認識には偏りがある傾向があります。

■図表 77 障がいのある人に関係あるマークの認知度（複数回答）

(N=113)



## (2) 当事者団体アンケート調査からみた生活の様子と課題

「和泉市身体障がい者福祉会」「和泉市視覚障がい者福祉協会」「和泉市聴力障がい者福祉協会」「和泉市精神障がい者家族会(あじさい会)」「和泉市心身障がい者(児)手をつなぐ親の会」の5団体にご協力いただきました。

■図表 78 当事者団体調査結果

項目	問題点や課題	対応施策
現在の団体活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 団体として成立・維持していくための新規会員の増加策や高齢化対策の検討</li> <li>● 精神障がいに係る医療・福祉施策等について会員の知識・意識の向上</li> <li>● 活動財源の不足</li> </ul>	
今後の団体活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老若を問わない安否確認の声かけ運動の実施</li> <li>● 手話や聴覚障がいについて市民の理解を広める取り組みの拡充</li> <li>● 「手話言語条例」制定に向けての取り組み</li> <li>● 精神障がい者の福祉・サービス向上の取り組みの強化</li> <li>● 家族支援の取り組みの強化</li> </ul>	
バリアフリー化や障がいのある人の災害・緊急時の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 予算等の制約により物理的なバリアフリーが困難な場合の人的なバリアフリーの検討</li> <li>② 聴覚障がい者がコミュニケーションや情報を得るための支援方法の拡充</li> <li>③ 外見から障がいがあるとわかりにくい人に、災害の発生・避難などを伝える手段の確立</li> <li>④ 小さなことでも市民の支援を可能にするため、障がい者等への配慮の方法の周知</li> <li>⑤ 社会的弱者が手助けを求めていることを躊躇・遠慮して避難が遅れることがあるので、心のバリアフリー化が必要</li> </ul>	<p>①： P84 1 (2) ① 「福祉のまちづくりの推進」</p> <p>②③： P86 1 (3) ① 「防災対策の推進」 P107 6 (4) 「情報バリアフリーの推進と意思疎通支援の充実」</p> <p>④⑤： P103 6 (2) ① 「市民に対する理解・啓発活動の推進」</p>

項目	問題点や課題	対応施策
障がいのある子どもの療育や特別支援教育	①支援教育の要である個別の教育支援計画の適切な作成・活用 ②保育所・幼稚園からの統合教育の推進 ③発達に課題のある子どもと家族が、学校や地域で阻害されず自尊感情が育まれるような配慮 ④身近に適切に対応できる相談機関があり、継続して支援を受けられる体制の充実	①： P89 2 (2) ① 『3 支援教育の推進』 ②： P88 2 (1) 「障がいのある就学前児童の保育・療育等の充実」 ③： P103 6 (2) ① 「市民に対する理解・啓発活動の推進」 ④： P90 2 (3) 「ライフステージに沿った支援の推進」
障がいのある人の雇用の拡大や就労支援	①正社員としての登用・法定雇用率の遵守の拡大 ②障がいのある人の求人・雇用の拡大 ③精神障がい者の雇用枠の積極的な確保・開発 ④適性検査・就労訓練の他に試みている就労支援の具体的な情報の周知 ⑤障がい福祉サービス事業所などでの作業における工賃の水準引き上げ	①②③④： P91 3 (1) ① 「一般就労の場の拡大」 ⑤： P92 3 (1) ② 「福祉的就労の場の充実」
障がいのある人の保健・医療	①障がいに対応した細やかな医療が受けられるよう、医薬等の相談員の増加、ピアカウンセラーの活用の促進 ②障がいのある人の収入の社会的な不利を補う、医療面での経済的な補助 ③散歩やウォーキングのできる公園・歩行者専用道路の整備、障がい者が安全・安心して通行できる道路の整備 ④精神障がい者の救急医療時の円滑な受け入れ先の確保 ⑤大阪府精神科救急医療システムの趣旨の、医療機関・消防署・警察等への周知	①： P100 6 (1) ① 『2 身体・知的・精神障がい者相談員活動の充実』 ②： P80 1 (1) ① 『13 自立支援医療費の支給』 P95 4 (2) 『1 障がいのある人の受診環境づくりの推進』 ③： P84 1 (2) ① 「福祉のまちづくりの推進」 ④⑤： 大阪府の事業での取り組み P95 4 (2) 『3 精神科救急医療体制の整備の推進』

項目	問題点や課題	対応施策
障がいのある人の生涯学習・余暇活動	①障がい者の交通機関・公共施設の利用しやすさの向上 ②当事者が文化的活動・スポーツを行うサークル・場所の増設 ③当事者サークル等による発表の場・機会の増設	①： P85 1 (2) ② 「移動手段の確保の推進」 ②： P97 5 (1) 『5 関連施設の整備・改善』 ③： P97 5 (1) 『2 自主的な学習活動の促進』
障がいに関する理解の促進や権利を守るための取り組み、差別の禁止、虐待防止	①高齢化社会では障がいは他人事ではないことへの理解の促進 ②子どもの頃から共に学び・育つことによる人権理解の促進 ③虐待防止法の施行により虐待を見つけた場合には通報義務があることなどの周知	①②： P103 6 (2) ① 「市民に対する理解・啓発活動の推進」 P104 6 (2) ③ 「人権教育、福祉教育の推進」 ③： P105 6 (3) ① 「虐待防止の総合的な対応」

※その他のご意見：

- 障がい者（児）が安心して過ごせる居場所を確保してほしい
- 保護者の希望に沿って、障がいのある子どもと周囲の子供が地域の小・中学校で過ごすことが理想である
- 障がい者自身が自分のできること・したいことを考え、目標にむけて努力することも必要である
- 障がい者と移動支援のガイドヘルパーだけの外出ではなく、地域のイベントなどに参加できることが理想である
- 単純に平等を追求するだけでなく、自分の人生に必要なこと・やりたいことを考えて決定することも必要である
- 社会福祉協議会・各福祉関係機関などと連携し、イベントの宣伝・相談など、多くの人と情報を交換・共有したい
- 計画策定については、重度障がい・重複障がいの予防の観点や医療ケアの必要な人への配慮も考慮してほしい





## 第3章 第3次和泉市障がい者計画の 基本的考え方





## 1. 基本理念

第2次障害者計画では、すべての市民が福祉の担い手であり受け手でもあるという地域福祉の認識に立って、公民協働によるノーマライゼーションの考え方に基づく社会の実現をめざし、「障がいのある人もみんないきいき共に暮らせるまち・和泉」という基本理念を設定して、障がいのある人を支援する施策に取り組んでいました。

本市の現況や施策の進捗状況、アンケート調査結果などをみると、行政やさまざまな専門機関が、障がい者の地域の暮らしを支えるために権利擁護や就労支援などに取り組み、基幹相談支援センターや児童発達支援センターの設置など、地域で暮らす基盤が少しずつ整ってきています。

しかし、障がい者手帳所持者数は年々増加し、障がい福祉サービスの利用がさらに増加しています。その中で、サービスを障がい者自身が選んで組み立てるといった、当事者が主体となる考え方が求められます。

個別の専門的な支援から、障がいのある人への配慮や障がいのある人が主体となる取り組みを、まち全体に広げるような流れがより一層、必要になってきています。また、団体アンケートなどで指摘されているように、障がいのある人を支援するという考え方だけではなく、子どもや高齢者などいわゆる社会的弱者も含めて、すべての人にとって暮らしやすい社会を構築するという考え方が求められています。

よって、第3次障がい者計画では、第2次計画の基本理念を発展的に継承し、めざす社会の将来像を次のように設定します。

### 障がいのある人もみんないきいき共に暮らせるまち・和泉

- 障がいのある人もない人も、共にかけがえのない人間であることを認めあい、主体として人権が尊重される社会。
- 障がいのある人自身が望む暮らし方を選び、障がい福祉サービス等についても自ら選び、決定できる社会。
- 障がいのある人が社会の一員として、就労、文化・スポーツ活動等多様な社会参加を行い、役割と責任を果たすことができるように、地域や職場等での合理的な配慮がなされる社会。
- 地域でのさまざまな人と人との交流を図る中で、一人ひとりのもつ力を引き出し、共に生きることの大切さを認識し、共に自立し支えあう社会。

## 2. 基本方針

第2次計画では、3つの基本目標の下にそれぞれの施策の方向が結びつくような施策体系となっていました。しかし、障がい者の生活場面が多様となっている今日においては、各種の機関の専門性に施策を委ねるような目標だけではなく、障がい者への合理的配慮を地域に広げ、障がいのある人もない人も共に過ごしやすい地域をつくりあげていくような基本方針が必要になってきていると考えられます。

よって、第2次計画の基本目標を発展的に継承しつつ、基本理念を実現するためにすべての施策・事業の横断的な指針として、次の5つの基本方針を設定します。個別の具体的な施策については、基本方針の方向性に基づきながら、生活場面に対応して整理した取り組み内容を掲載する構成とします。

### 1 日々の暮らしを支える地域のサービス提供基盤づくり

障がいのある人がその人らしく、本人がもつ能力や生きる力を発揮し、地域でいきいきと生活できるように、また、責任と役割を果たしながら自ら望む暮らし方を選択できるように、相談・情報提供体制の充実や人権尊重・権利擁護システムの構築をめざします。

また、障がいのある人が、自ら選び決定しながら、できるかぎり地域で自立した生活ができるように、地域生活支援や保健・医療サービスなど、地域における切れ目のない支援の充実に努めます。

自ら選び決定するという観点から、精神障がいや発達障がいなどで社会資源とつながりを築くことが困難な人に対しての適切な支援のあり方を検討します。また、地域のサービスを活用しやすいように、計画相談を含む相談支援体制の充実に図ります。

### 2 障がいのある人の尊厳を保持する地域づくり

障がいの有無に関わらず、個人の個性と差異と多様性が尊重される社会を引き続きめざします。その際には、すべての人が支援の対象として擁護されるのではなく、権利の主体として社会参加するという考え方に基づいて進めます。

障がい者が自らの生き方や暮らし方を主体的に選び、自分らしく暮らせるように、生活の実態に応じた必要な支援を引き続き展開します。

障がい者が社会の構成員として分け隔てられることなく地域社会で共に自立し支えあう社会（インクルーシブな社会）の実現を追求します。

### 3 社会参加の促進と生きがいづくり

障がいのある子どもがそのもてる力を発揮し、いきいきと輝いて生活できるように、一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して、計画的に療育や学校教育を行うことをめざします。学習障がいや自閉症などの配慮を必要とする子どもについては、教育的支援を行うなど適切に対応します。

また、障がいのある人が経済的にも可能な限り自立した生活ができるように、あるいは働くことにより必要とされる喜びや生きがいをもてるように、就労支援の強化に努めます。

さらに、重度障がいのある人もふくめ、だれもが生きがいのある生活ができるように、交流や社会参加の促進に努めるとともに、参加の支援等一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな支援を行います。

### 4 共に進める支えあいの地域づくり

障がいのある人の自立生活や社会参加を進めるうえで、日常生活上の制限を受けられる場面ができるだけ少なくなるように、市民が障がいのことや障がいのある人に対する理解を深めることができるよう啓発を進めます。

また、障がいのある人が情報の提供を受けたり行動しやすいように、意思疎通のための支援等も含めて、人にやさしい「ユニバーサルデザイン社会」の実現をめざします。

さらに、地域で安心して生活できるように、災害等緊急時の避難体制や見守り等地域住民・団体等の協力による地域福祉活動を進めます。また、行政、障がい当事者や家族、市民、事業者、NPO、地域団体など多様な主体の参画と協働により障がい者施策を連携して推進します。

### 5 差別のない社会づくり

「必要かつ合理的な配慮」という考え方の普及を図りながら、差別のない社会の実現に一層取り組みます。平成28年4月から施行される「障害者差別解消法」の趣旨にしたがい、新たな差別解消のための施策を検討します。

## 3. 最重点施策

本計画では、障がいのある人の自立と社会参加に向け、さまざまな取り組みを実施します。とくに、次の3つの分野については、生活のさまざまな場面と密接に関わり、個別施策の推進の基盤となる取り組みであることから、5つの基本方針を進めていくための最重点施策として設定し、積極的に推進します。

### 1 自立支援協議会の充実

「障がい者地域自立支援協議会」は、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が共に自分らしく暮らすことができる地域づくりに関することなどについて調査・審議する組織です。学識経験者、福祉サービス事業者、当事者団体の代表者、公募市民等の参画により構成され、地域の現状とニーズを議論し、サービスの改善や社会資源の開発など地域全体での支援の仕組みをつくる場となります。

個別の施策の推進の基礎であることから、自立支援協議会の機能の充実をめざします。

原則として年2回開催されるとともに、事務局会議を毎月開催し、課題を把握し、施策に反映するよう努めます。この計画期間の当初は、権利擁護推進・就労支援等に重点を置いて部会活動を進め、段階的に広く地域の課題への対応を充実させていくことを予定しています。

## 2 相談支援体制の整備

平成26年4月に開所した「障がい者基幹相談支援センター」を核として、相談支援体制の整備を推進します。相談支援体制の整備により、地域の課題を把握し、自立支援協議会の活発な協議を行っていきます。

また、平成27年6月から基幹相談支援センターが中心となり、委託相談支援事業所・特定相談支援事業所とともに、相談支援連絡会を開始しており、委託相談支援事業所・特定相談支援事業所との相互サポート体制の構築に努め、サービスの質の確保につながる研修等に取り組みます。

さらに、障がい者相談支援センターを地域で身近な相談援助機関として設置し、地域へ周知するとともに、虐待や成年後見を含めた相談にも対応できるよう取り組んでいきます。

障がいのある人だけでなく、高齢者や生活困窮者など支援を必要とする人への相談支援体制の充実は、第5次和泉市総合計画においても重点施策としてあげられており、この計画との整合性を図りながら進めていきます。

## 3 ネットワークの構築

現在、それぞれの専門機関や相談員の個別の支援だけでは、情報の不足などの理由により、すべてのニーズへの対応が困難であることが課題となっています。ニーズを集約するために、「最重点施策2. 相談支援体制の整備」に挙げた基幹相談支援センターの機能を活用し、ネットワークによる情報の共有化を図っていきます。

情報の共有化を行うために、この計画期間中に事業所連絡会議を立ち上げ、行政・自立支援協議会・サービス事業者等の定期的な協議によって、地域の関係機関のネットワークの構築をめざします。

また、基幹相談支援センターでは、権利擁護推進連絡会による障害者差別解消法の施行にあわせた専門職の研修会、あるいは、就労支援連絡会による各機関の役割の共有などの取り組みを予定しています。さまざまな取り組みにより、相談支援とサービス事業者など多様な関係者のネットワーク化を図ります。

## 4. 施策体系

この第3次計画の施策体系は、市民の生活に密着した施策・事業の展開を図ることができるよう、日常・社会でのさまざまな生活場面に即した、6つの柱を新しく設定し、暮らしに対応した施策・事業をすぐに見つけられるような体系とします。

### 1 地域で過ごす

- 従来の地域生活支援のさらなる充実を図ります。
- ケアマネジメント体制の構築のため、相談支援の効果的な運用に努めます。
- 発達障がい者（児）の支援やライフステージに沿った一貫した支援等、個別の支援だけでなく、地域における支援を充実します。

### 2 育つ・学ぶ

- 教育の視点だけではなく、早期発見から療育、支援教育、進路指導といった一貫した支援をさらに発展的に展開します。
- 和泉市こども・子育て応援プランとの連携を図ります。
- 障がいのある子どもとない子どもが共に育つ、インクルーシブ教育システムの構築に努めます。

### 3 働く

- 障がい者の自立につながる就労を支援します。
- 就労支援の強化だけではなく、就労訓練、就労から定着、生活の支援、職場での理解などについて一層の充実を努めます。

### 4 健やかに生きる

- 障がいの早期発見と健診後の支援、障がいの重度化の予防、医療・リハビリテーション体制の充実を努めます。
- 医療ケアの課題に対応するため、大阪府と連携した支援の導入を検討します。

### 5 遊ぶ・つきあう

- 障がい者が主体となって楽しむことによる自己実現の充実を図ります。
- 地域活動への障がいのある人の参加を推進し、交流と相互理解を促進します。

### 6 人としての尊厳を持って生きる

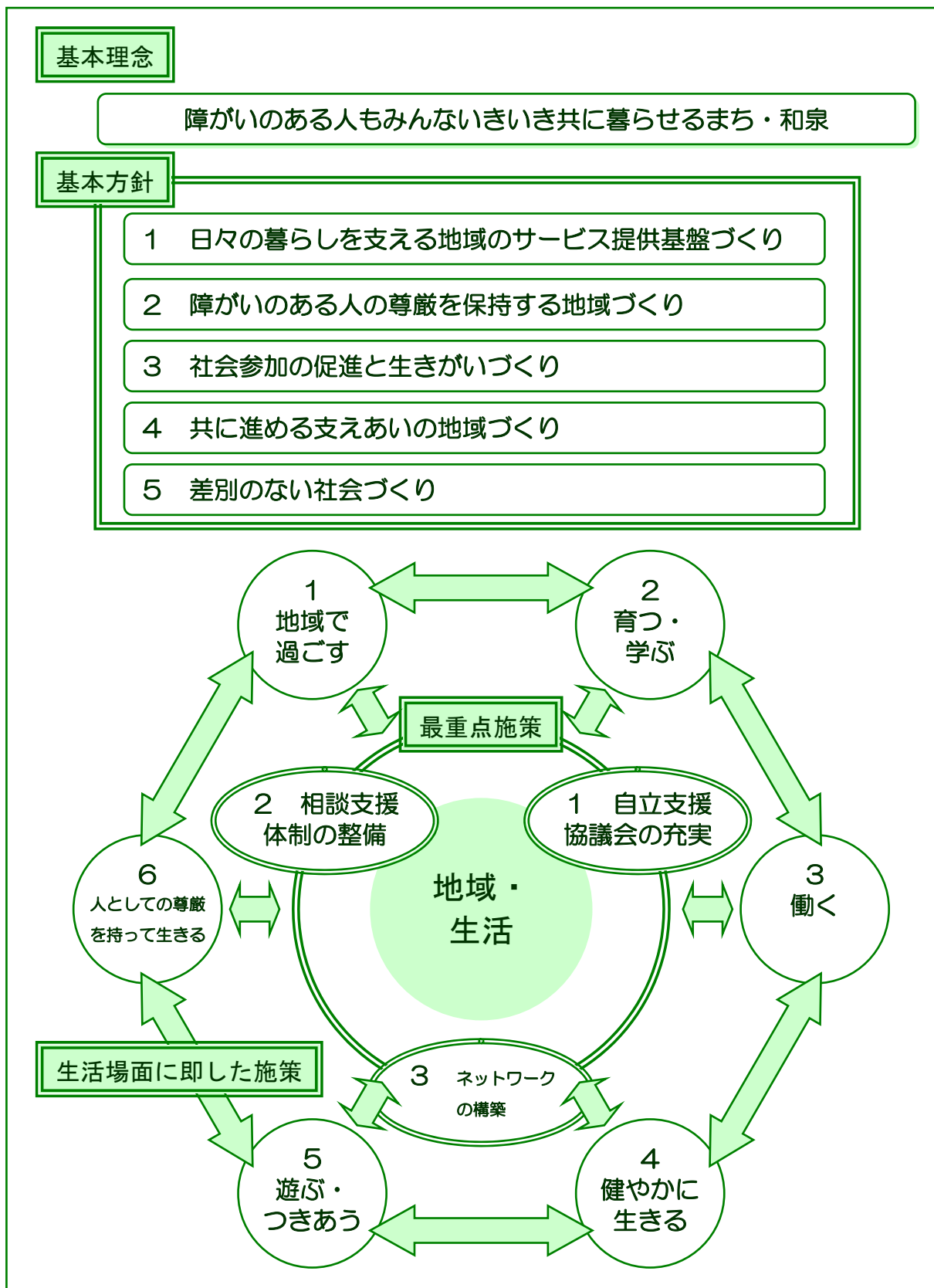
- 人として権利の主体として人権が尊重されるような施策を推進します。
- 「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」などの趣旨に沿い、差別解消のための具体的な方策を検討します。



■図表 79 第3次障がい者計画の施策体系

施策の柱	施策の方向
1. 地域で過ごす	(1) 地域生活支援の充実
	(2) 人にやさしいまちづくりの推進
	(3) 緊急時の対応の充実
2. 育つ・学ぶ	(1) 障がいのある就学前児童の保育・療育等の充実
	(2) インクルーシブ教育の推進
	(3) ライフステージに沿った支援の推進
3. 働く	(1) 働く場の拡大
	(2) 就労支援体制の強化と充実
4. 健やかに生きる	(1) 疾病の予防と障がいの早期発見とその後のフォローの充実
	(2) 医療・リハビリテーション体制の充実
	(3) 精神保健対策等の推進
	(4) 医療的ケア・難病等への支援
5. 遊ぶ・つきあう	(1) 文化・スポーツ活動の推進
	(2) 主体的な余暇活動の促進
	(3) 交流・ふれあいの場の充実
6. 人としての尊厳を持って生きる	(1) 相談・情報提供体制の充実
	(2) 障がい者や障がいへの理解の啓発
	(3) 人権・権利擁護の推進
	(4) 情報バリアフリーの推進と意思疎通支援の充実

■図表 80 第3次障がい者計画の構成イメージ



## 第4章 生活場面に即した施策の展開





## 1. 地域で過ごす

### (1) 地域生活支援の充実

#### ① 障がい福祉サービス等の充実

障がいのある人が、住み慣れた地域での自立した生活を続けられるように、訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービスなど、障がい福祉サービスの充実を図ります。

詳細については障がい福祉計画で記述しています。

番号	施策・事業名	内 容
1	居宅介護の提供	身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人で、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる「居宅介護（ホームヘルプサービス）」の提供を行います。
2	重度訪問介護の提供	重度の肢体不自由者、重度の知的障がい・精神障がいのある人を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスである「重度訪問介護」の提供を行います。
3	行動援護サービスの提供	知的・精神障がいにより行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護など、「行動援護」サービスの提供を行います。
4	療養介護の提供	主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行う「療養介護」の提供を行います。
5	生活介護の提供	常時介護を要する障がいのある人を対象とした、主として日中に障がい者支援施設などで行われる、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供などを行う「生活介護」の提供を行います。
6	短期入所サービスの提供	介護者が病気の場合などにおける、障がい者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行う「短期入所（ショートステイ）」の提供を行います。
7	重度障害者等包括支援の推進	常時介護を要する重度障がいのある人を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的（「重度障害者等包括支援」）に提供します。

番号	施策・事業名	内 容
8	施設入所支援の提供	施設入所者を対象に、主として夜間に行われる、入浴、排せつ、食事の介護などを行う「施設入所支援」を提供します。
9	自立訓練の提供	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練などを行う「自立訓練」を提供します。
10	就労移行支援の提供	職場実習など、就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練などを行う「就労移行支援」を提供します。
11	就労継続支援の提供	企業等に雇用されることが困難な障がいのある人を対象に、就労機会の提供および就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行う「就労継続支援」を提供します。
12	共同生活援助の提供	共同生活を営む住居における相談その他の日常生活上の援助を行う「共同生活援助（グループホーム）」を提供します。
13	自立支援医療費の支給	障がいのある人が医療サービスを受ける場合、その心身の障がいの状態から自立支援医療費の支給を行います。
14	補装具費の支給	障がいのある人が、その障がいの状態から補装具の購入または修理が必要と認められた場合、補装具費の購入または修理に要した費用について、補装具費の支給を行います。
15	計画相談支援給付費の支給	障がい福祉サービスの利用を希望する人に対し、その心身の状況等を勘案し、サービス等利用計画を作成します。
16	高額障がい福祉サービス費の支給	障がい福祉サービスおよび介護保険の介護給付等対象サービスの自己負担額の合計が著しく高額（「高額障がい福祉サービス費」）である時に支給します。
17	特別給付費の支給	障がい者支援施設等から施設入所支援等の障がい福祉サービスを受けた低所得者等に支給される食費および居住費（「特定入所費用」）について支給されます。
18	療養介護医療費の支給	療養介護のうち、医療に関するもの（「療養介護医療」）を受けた時に、療養介護医療費が支給されます。

番号	施策・事業名	内 容
19	地域生活支援事業の推進	<p>障がいのある人が、障がい福祉サービス、その他のサービスを利用しつつ、その有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、さまざまな事業による支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談支援</li> <li>● 権利擁護</li> <li>● 意思疎通支援</li> <li>● 日常生活用具の給付</li> <li>● 移動支援、日中一時支援</li> <li>● 創作的活動</li> <li>● 生産活動の機会提供</li> <li>● 社会との交流促進等</li> <li>● 地域活動支援</li> <li>● その他の日常生活または社会生活支援</li> </ul>
20	地域生活支援拠点の設置	<p>地域での暮らしの安心を担保し、一人暮らしなどの支援を進めるため、地域生活を支援する機能を集約する拠点のニーズを検討し、整備します。</p>

## ② サービスの質の向上と人材の確保

サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスの提供を行えるように、サービス提供事業所の質の向上に努めるとともに、それぞれの事業所に適切な人材が配置されるように、協力・指導を進めます。

番号	施策・事業名	内 容
1	自立支援協議会の部会における研修等	<p>計画作成や事例検討会等を相談支援事業所連絡会等の場で実施していきます。</p>

### ③ 相談支援体制の確立

地域のサービス資源を主体的に選べるような仕組みづくりをさらに進めます。

番号	施策・事業名	内 容
1	生活支援対象者の把握	在宅の障がいのある人で支援を必要とする人について、民生・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等による把握を進めるとともに、必要な人が適切にサービスを利用できるように努めます。
2	相談支援体制の整備	障がいのある人自身が必要なサービスを選択して利用できるようにするため、健康の状態や障がいの程度などに応じた助言ができるように相談支援体制の整備を進めます。
3	保健・医療・介護・福祉の連携	障がいのある人や難病患者等の支援を必要とする人の自立生活を促進するため、また、適切なサービスを提供するため、保健・医療・介護・福祉の連携を強化します。

### ④ 地域生活移行システムの充実

障がい者支援施設入所者や精神科病院長期入院患者の地域生活移行を推進します。詳細については障がい福祉計画で記述しています。

番号	施策・事業名	内 容
1	障がい者支援施設入所者や精神科病院長期入院患者の地域生活移行の推進	地域生活を希望する人に対し、その意向に基づき、地域生活に円滑に移行できるよう支援するため、地域移行・地域定着支援費を支給します。



## ⑤ 障がいのある人に配慮した住宅整備の推進

障がいのある人が、地域において快適な環境で暮らせるように、自宅のバリアフリー化や、市営住宅の建て替えに際してのバリアフリー化を推進します。

番号	施策・事業名	内 容
1	市営住宅の整備	市営住宅の一部を車いす用に整備するとともに、利便性の向上を図るため、エレベーターの設置を進めます。また、段差の解消や手すりの取り付け、浴室改善等、計画的にバリアフリー化を進めます。
2	住宅の改造に対する支援	在宅の重度障がいのある人が、住み慣れた地域で自立し、安心して生活ができるように、日常生活の基盤となる住宅の改造に関する費用について一部助成します。

## ⑥ 発達障がい者（児）の支援

障がいや発達に心配のある子どもに対し、集団生活や社会生活への適応力を高めるための早期発見・早期療育を推進します。また、身近な地域で質の高い療育を提供することにより、障がいや発達に心配のある子どもやその保護者への支援の充実を図ります。

番号	施策・事業名	内 容
1	発達障がい者（児）の支援の強化	発達障がい等の特性に合った専門的な療育による適切な児童発達支援を提供する平成27年7月に開設された児童発達支援センターをはじめとする発達障がい者（児）の関係機関との連携の強化を図ります。
2	障がい特性の啓発	発達障がい等、比較的認知度が低い障がいの特性について理解啓発を行い、身近な地域で住みやすい環境づくりをすすめます。

## (2) 人にやさしいまちづくりの推進

### ① 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人が安全・快適に外出し、社会参加できるように、「和泉市交通バリアフリー基本構想」を踏まえ、道路等の歩行環境や公共建築物、公園等の整備・改良を進めます。また、放置自転車対策や駐輪・駐車場の整備などを継続して実施します。

番号	施策・事業名	内 容
1	公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	<p>「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、計画的に公共施設のバリアフリー化を進めます。</p> <p>また、新設に際しては、計画の段階からユニバーサルデザインの導入を図り、障がいの有無にかかわらずだれもが利用しやすい施設となるように整備を進めます。</p> <p>さらに、整備に際しては、周辺道路等の歩行空間のバリアフリー化と一体的な整備に努め、利用者の快適性や安全性、利便性の確保を図ります。</p> <p>なお、学校等の施設については、障がいのある子どもが利用しやすいように、老朽校舎等の改修、バリアフリー化を進めていきます。</p> <p>また、障がいのある子どもが、より快適で安全な環境の中で保育・療育・教育が受けられるように、施設・設備の改善を進めます。</p>
2	民間施設の整備（既存・新設）	<p>スーパー等の多数の人が利用する建築物については、だれもが利用しやすいように「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の規定に基づく整備、および大阪府と連携した「大阪府福祉のまちづくり条例」の規定に基づく整備を進めます。</p>
3	公園・緑地の整備	<p>障がいのある人をはじめ市民が公園を利用しやすいように、公園の機能や地形等の条件を踏まえ、整備・改良を推進します。</p>
4	歩行空間の整備	<p>障がいのある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、道路などの交通環境の整備を計画的に進めます。</p> <p>また、交通バリアフリー基本構想に基づき、計画的に和泉府中駅及び光明池駅周辺の環境の整備を進めます。</p>

番号	施策・事業名	内 容
5	自転車等放置防止対策の推進	駅周辺の道路やその他公共の場所における自転車等の放置に対する措置を行い、歩行者等の安全な通行の確保と良好な生活環境を維持します。
6	駐車・駐輪対策の推進	駅周辺の駐車場整備の推進および駐輪場利用者の利便性の向上を図るとともに、開発における駐車場の附置の見直し等を検討します。

## ② 移動手段の確保の推進

障がいのある人や高齢者などの外出を促進するため、障がい福祉サービス提供事業所等と連携し、一人ひとりの心身の状況に対応した移動手段の確保を推進します。

番号	施策・事業名	内 容
1	移動支援事業の充実	障がいのある人の外出を支援するため、移動支援事業を推進します。
2	公共交通環境の整備	障がいのある人や高齢者をはじめ市民の利便性向上を図るため、交通機関の施設整備等を関係事業者に要請するとともに、市域における交通アクセスの体系・手法等を総合的な見地で検討します。
3	自動車利用に対する支援	障がいのある人の自動車の利用を支援するため、運転免許取得の助成や改造費の助成、自動車税の減免措置等を行います。
4	タクシー基本料金の助成	重度障がいのある人に対し、タクシー乗車時の基本料金を助成します。
5	身体障がい者補助犬普及	公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むように、啓発を図ります。

### (3) 緊急時の対応の充実

#### ① 防災対策の推進

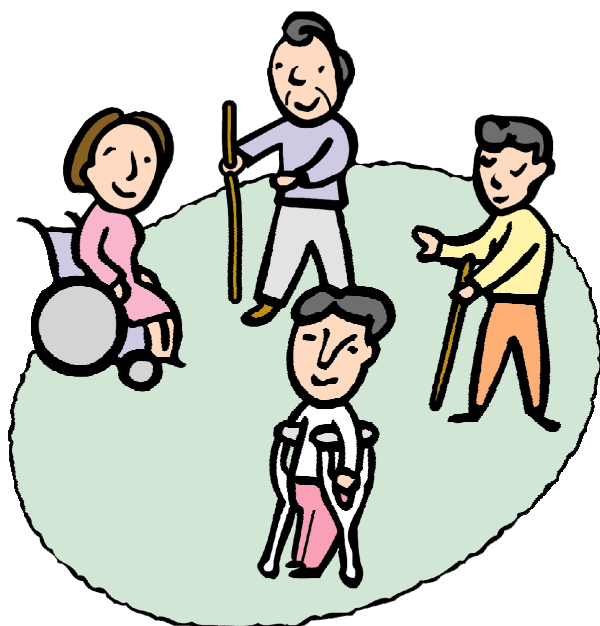
東日本大震災の発生を踏まえ、「和泉市地域防災計画」に基づき、大規模災害なども念頭においた、地域での救援・救護体制の整備に努めます。いわゆる災害弱者への支援の観点から、「和泉市避難行動要支援者避難行動支援プラン」に基づき、災害時要支援者の安否確認体制などの構築を図ります。また、地域団体や住民の協力により、安否確認や避難誘導ができる体制づくりを進めるなど、自主防災組織の育成をさらに進めます。

番号	施策・事業名	内 容
1	地域防災計画の推進	「和泉市地域防災計画」に基づき、障がいのある人に対する災害時の情報伝達、避難誘導體制の整備、避難所における生活の困難性の軽減等対策を進めます。
2	自主防災組織の育成等 地域防災体制の確立	地域団体や住民の自主的な防災組織の育成を図り、障がいのある人の参加も得ながら避難訓練等防災訓練等の活動を促進します。 災害時用援護者の安否確認情報に登録した人などが安全に避難できるように、地域団体や住民の協力を得て、避難体制や安否確認体制等地域防災体制の確立をめざします。

## ② 安心・安全な日常生活の支援の推進

障がいのある人や高齢者が悪質商法などに巻き込まれないように、情報提供などの取り組みを引き続いて進めるとともに、緊急時の連絡体制の確立を図ります。

番号	施策・事業名	内 容
1	地域防犯体制の確立	和泉防犯協議会や和泉市安全なまちづくり推進協議会等の防犯関係団体との連携を強化するとともに、地域団体や住民の協力を得て、地域における障がいのある人に対する防犯意識の普及・啓発を行い、防犯パトロールなどの地域安全活動を進めます。
2	悪質商法に関する情報の提供	悪質商法の被害、契約や取引きのトラブルに関する情報について、障がい者団体や市民にわかりやすい提供を図り、被害にあわないように注意を呼びかけます。
3	緊急通報装置の貸与	障がいのある人が安心して生活がおくれるように、急病や災害等の緊急事態発生時、簡易に警備会社に通報できるように緊急通報装置を貸与します。



## 2. 育つ・学ぶ

### (1) 障がいのある就学前児童の保育・療育等の充実

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが持てる力を伸ばし、可能性を引き出し、自立や社会参加ができるように保育・療育・教育等の内容の充実を図ります。認定こども園、保育所、幼稚園、ふたば幼児教室等による一人ひとりの支援の強化を図ります。そのためには、和泉市こども・子育て応援プランとの連携が必要です。

番号	施策・事業名	内 容
1	保育・療育・教育の充実	障がいのある子どもや発達に課題のある子どもの自立支援と福祉の増進を図るため、発達段階等に応じた保育・療育・教育を進めます。
2	保育士・教職員等研修の充実	障がいのある子どもや発達に課題のある子どもの保育・療育・教育の充実を図るため、保育士・教職員研修の充実、支援学級担当者の研修の充実を図ります。
3	加配保育士、介助員の配置	認定こども園・民間保育所における加配保育士への補助を行うとともに、支援学級介助員を必要に応じて配置します。

## (2) インクルーシブ教育の推進

### ① 学校教育の充実

児童発達支援事業の保育所等訪問支援事業と、支援教育における既存の保育所巡回指導など、障がい児施策と教育分野の施策との連携及び活用がさらに重要となっています。文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築事業」などを踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障するために、「個別の教育支援計画」の作成などに、発展的に取り組みます。

番号	施策・事業名	内 容
1	施設・整備のバリアフリー化の推進	障がいのある子どもが、より快適で安全な環境の中で保育・療育・教育が受けられるように、施設・設備の改善を進めます。
2	支援教育推進体制の整備	学習障がいや注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症などの発達障がいにより、特別な教育的支援が必要な児童・生徒について、適切な指導、支援が行えるように体制の整備を図ります。
3	支援教育の推進	支援学級の一人ひとりの子どものニーズにあった教育を展開するため、教育・医療・福祉等の専門家の意見をまとめ、就学相談活動を行います。
4	医療機関との連携による教育相談、機能訓練の充実	子どもの障がいや発達の状態に応じて、適切な教育相談や、巡回指導において理学療法士による助言を行います。

### ② 進路指導の充実

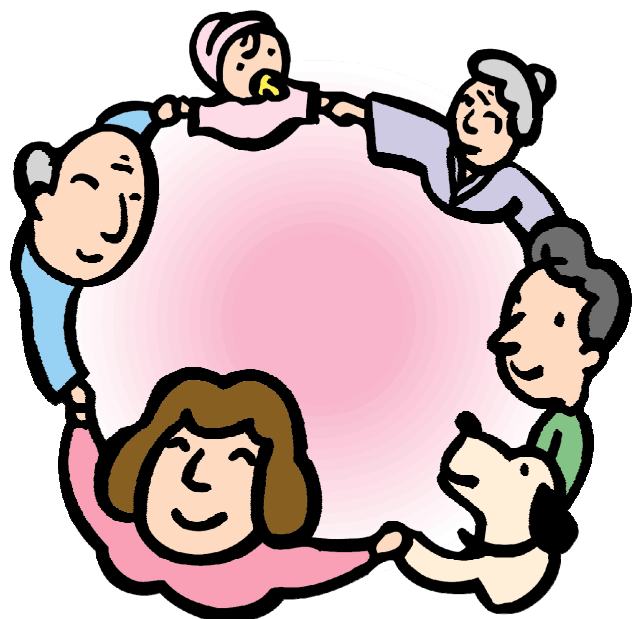
障がいのある子どもの可能性を開拓し、自己実現を図るために、関係機関との連携を密にし、就学説明会や就学相談を必要に応じて実施するなど、適切な進路指導を進めていきます。

番号	施策・事業名	内 容
1	関係機関との連携強化による適正な就園・就学指導の推進	子どもの障がいや発達の状態を早期に把握し、一人ひとりの特性に応じた適切な就園・就学指導を行えるように、関係機関との連携を進め、情報の提供や相談・指導の充実を図ります。

### (3) ライフステージに沿った支援の推進

乳幼児期から成人するまでの切れ目のない支援を実現するために、「支援教育コーディネーター」による学校以外の機関との連携など、長期的な視点でライフステージに沿って一貫した教育的支援を推進してきたことを踏まえ、一貫した相談・指導体制を推進します。

番号	施策・事業名	内 容
1	保育・療育・教育等の一貫した相談・指導体制の推進	障がいや発達に課題のある子どもが、成長とともに適切な相談・指導が受けられるように、認定こども園、保育所、幼稚園、ふたば幼児教室、小学校、その他関係機関等が連携し、将来にわたっての見通しがもてるような相談・指導の推進に努めます。





## 3. 働く

### (1) 働く場の拡大

#### ① 一般就労の場の拡大

障がいのある人が就労を通じて積極的に社会参加し、経済的基盤を確立して自立した生活をおくるために、一人ひとりの力を十分に発揮できる、多様な働き方を提案します。そのためには、法定雇用率制度の改正にともなう制度の周知や、職場開拓事業、公的機関での就労など、従来の確保方策の継続的な発展に努めます。

番号	施策・事業名	内 容
1	雇用促進のための啓発の強化	事業主をはじめ市民が、障がいのある人の雇用に関する理解と認識を深められるように、啓発を強化します。
2	雇用に関する各種助成制度の周知	大阪府やハローワークなどの関係機関と連携し、事業主を対象に、障がいのある人の雇用に関する各種助成制度や障がい者雇用率制度の周知徹底を図ります。
3	企業支援の推進	障がい者雇用を検討する企業等に対する相談・助言を行うとともに、大阪府やハローワークなどの関係機関と連携し、ITを生かした在宅就労や障がいのある人の就労事例や指導方法などの雇用マニュアルについて、事業主に対する啓発を図ります。
4	公的機関における雇用拡大の推進	市役所などの公的機関において、障がいのある人の雇用を促進するとともに、公共施設内での喫茶店や売店、清掃委託など、職域の拡大を図ります。 また、行政関連業務の委託による障がい者の雇用促進が図れるように、その方策を検討します。

## ② 福祉的就労の場の充実

一般就労の困難な人に、社会参加の機会を確保し、生きがいつくりの場を提供するため、福祉的就労を含めた広い働く場の充実を図ります。障害者優先調達推進法に基づき、行政からの発注による支援等を推進していきます。また、本市の工賃水準が周辺市とは同様であるが大阪府平均よりも低い状況を踏まえ、府の工賃向上計画支援事業などにも留意しながら、工賃の確保についても取り組むよう努めます。

番号	施策・事業名	内 容
1	福祉的就労の充実	障がい福祉サービス事業所などでの作業における福祉的就労の充実を図るため、企業等に対して啓発を進め、発注の促進を図ります。 また、優先調達法の施行に伴い、行政からの発注の促進に努めます。 社会参加の場の確保および一般就労への準備としての機能の充実に努めます。

## (2) 就労支援体制の強化と充実

障がいのある人が適性に応じて雇用されるために訓練・雇用促進・就労支援・職場定着などの施策を展開し、継続的な支援に努めます。

番号	施策・事業名	内 容
1	就職困難者支援事業の推進	第2次和泉市就労支援計画に基づき、障がいのある人の就労を促進するため、就職困難者の支援を推進します。
2	就業・生活支援センター事業の推進	障がいのある人の職業能力の向上を図るため、就業・生活支援センターにおいて実践的な技術を習得する研修を実施するとともに、企業で働く準備をするため、職場体験実習を行います。

## 4. 健やかに生きる

### (1) 疾病の予防と障がいの早期発見とその後のフォローの充実

障がいの原因となる疾病の発生予防や、障がいの早期発見と速やかな対応のために、早期発見・療育体制としての母子保健事業の充実や、訪問指導などの各種対策の一層の連携・充実を図ります。また、予防に関する生活習慣改善の普及など、広く健康管理や健康の保持・増進を推進します。

番号	施策・事業名	内 容
1	障がいの早期発見体制の充実	<p>子どもの発達の節目において乳幼児健康診査（一次健診）を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 4か月児健康診査</li> <li>● 1歳6か月児健康診査</li> <li>● 3歳6か月児健康診査</li> <li>● 2歳6か月児歯科健康診査</li> <li>● 乳児一般健康診査</li> <li>● 乳児後期健康診査</li> </ul> <p>乳幼児健康診査（一次健診）で経過観察が必要となった乳幼児に対して、専門医師や心理相談員等による健康診査や相談を行う乳幼児健康診査（二次健診）を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● のびのびクリニック</li> <li>● すくすくクリニック</li> <li>● 発達育児相談</li> </ul>
2	保健相談等の充実	<p>乳幼児の心身ともに健やかな成長を見守り、子どもの発達状況や健康などに対する保護者の悩みや不安の軽減など、子育てを支援するため、保健相談や発達相談を行います。また、悩みや不安の軽減等、成長段階に合わせた支援をするため、必要に応じて家庭を訪問し相談を行います。また、保護者同士の交流や情報交換を行うなどの場を提供します。</p>
3	家庭児童相談員による相談の充実	<p>家庭において子どもたちが健やかに育つように、養育等に関連するさまざまな問題に関して、家庭児童相談員による専門的な相談を行います。</p>
4	支援体制の充実	<p>障がいや発達に課題のある子どもの生活や発達の支援を充実するため、ふたば幼児教室を中心として、認定こども園、保育所や幼稚園、小学校、療育施設との連携を強化します。</p>

番号	施策・事業名	内 容
5	学校保健教育の充実	児童・生徒の心身ともに健康の確保を図るため、健康診断や健康教育を推進するとともに、健康相談や心の健康相談の充実を図ります。
6	食生活の重要性の啓発	保育所、幼稚園における食習慣指導や地域での育児教室において、食生活の重要性について啓発・指導を行います。
7	健康教育の充実	生活習慣病や老化が要介護状態の原因になることが多いことから、壮年期の生活習慣病予防に重点を置き、運動教室や健康づくり教室などの内容の充実を図り、受講の奨励を行います。 また、健診の受診者に対して、生活習慣改善の講座等の受講促進を図るとともに、さまざまな健康教育に関する事業内容や開催方法・場所、広報方法などの充実に努めます。
8	健康相談の充実	生活習慣病の予防を進めるため、生活習慣の改善に重点を置いた健康に関する相談事業を継続実施します。



## (2) 医療・リハビリテーション体制の充実

障がいを軽減し、自立生活を促進するために、一人ひとりの特性に合った、適切な医療やリハビリテーションを受けられる療育体制の充実に努めます。また、保健・医療・福祉の関係機関の一層の連携に取り組みます。

番号	施策・事業名	内 容
1	障がいのある人の受診環境づくりの推進	障がいのある人（子どもを含む）が体調の悪いときに身近な医療機関において円滑に受診できるように、受診時の負担の軽減を図ります。
2	医療従事者の障がい理解の推進	医療機関に従事する医師や看護師等が障がいを理解し、障がい特性を踏まえた配慮が行われるように、研修の充実を図ります。
3	精神科救急医療体制の整備の推進	精神症状の急な悪化等に対応するため、市内および広域の医療機関又は大阪府との連携を図り、いつでも安心して治療を受けられる精神科救急医療体制の整備をめざします。
4	機能訓練の実施	身体障がいがある人を対象に、機能訓練を行います。また身体機能の保持増進だけでなく、集団での活動を通じて、社会参加へのきっかけにもつながるように努めます。

### (3) 精神保健対策等の推進

心の健康づくりと、精神疾患の早期発見・対応のために、気軽に精神的な問題について相談でき、必要であれば適切な医療を受けられるような仕組みづくりについて、関係機関が連携しながら検討していきます。

番号	施策・事業名	内 容
1	心の健康に関する相談の充実	市民に対して、心の健康の保持・増進のための啓発の強化を図るとともに、思春期や壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対する心の健康に関する相談の充実を図ります。

### (4) 医療的ケア・難病等への支援

難病患者、高次脳機能障がいのある人などは、他の障がいに比較し、近年認知されてきたため、保健・医療・福祉サービスの連携した支援体制の一層の充実が必要です。また、医療的ケアの必要な人への提供などについて、大阪府での医療的ケアの包括的な支援体制の整備事業などと連携し、支援体制の構築を検討します。

番号	施策・事業名	内 容
1	医療的ケア体制整備の推進	医療的ケアの必要な人への支援体制を整備するため、府や関係機関との一層の連携に努めます。
2	難病などに対する支援の充実	難病患者の療養生活を支援するため、保健・医療・福祉サービスの充実に努めるとともに、関係機関の連携を図り、訪問指導などのきめ細かな支援体制の整備に努めます。

## 5. 遊ぶ・つきあう

### (1) 文化・スポーツ活動の推進

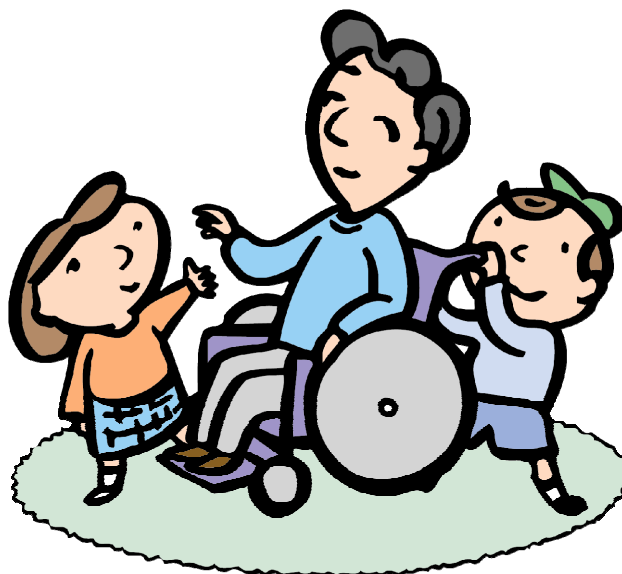
障がいのある人が、それぞれの能力と特性に応じ、生涯を通じてさまざまな形での自己実現や社会参加を図り、生活の質を高められるように、生涯学習や芸術・文化活動、スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実を図ります。

番号	施策・事業名	内 容
1	生涯学習関連施設の充実	障がいのある人が生涯を通じて学習できるように、市内の生涯学習施設の活用と内容の充実を図ります。また、利用しやすい設備や施設の改善に努めます。
2	自主的な学習活動の促進	市民が文化活動を通じて自己実現を図れるよう発表の機会の充実に努めます。
3	スポーツ・レクリエーション活動の推進	障がいのある人が健康の保持増進を図るとともに、仲間との交流など楽しむことができるように、大阪府障がい者スポーツ振興協会等とも連携し、指導者やボランティアの育成を推進するとともに、教室やイベント等の充実を図ります。
4	障がい者スポーツ大会、障がい者の集いの開催	障がいのある人がスポーツやゲームを通して自立と社会参加の促進を図るとともに、参加者の交流と生きがいづくりを推進します。
5	関連施設の整備・改善	障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動に参加しやすいように、関連施設の整備・改善に努めます。
6	学習機会の充実	市民が自己のニーズに応じた手段で学習できるよう、学習機会の充実を図ります。

## (2) 主体的な余暇活動の促進

一方的に与えられるのではなく、主体となって「楽しむ」という視点からの、余暇活動を促進します。

番号	施策・事業名	内 容
1	仲間づくりの支援	障がいのある人の団体活動や当事者活動を支援するとともに、活動等について市民に広報を行います。 また、団体同士の交流やボランティアグループ等との交流など仲間づくりの機会を提供します。





### (3) 交流・ふれあいの場の充実

障がいのある人と地域住民とが集い、交流できるような機会の充実を図り、心のバリアフリーを進めます。また、障がいのある人の社会参加を促進するとともに、家族の介護の負担などを軽減するためにも、日中活動の場の確保に努め、障がいのある子どもの長期休暇期間の居場所づくり、家族の交流の場づくりなどを推進します。

番号	施策・事業名	内 容
1	コミュニティ活動の促進	地域において、障がいの有無にかかわらず、地域住民同士のコミュニティ活動の場として、町会・自治会等への参加を促進します。 また、地域で共に支えあい、助けあう意識を高め、一人ひとりができることを実践する地域福祉の取り組みについて、普及・啓発を進めます。
2	障がいのある人とのふれあい事業の推進	障がいスポーツやレクリエーション、文化活動等を通して、障がいのある人に対する理解・認識を深められるように、機会の提供を図ります。
3	多様な日中活動の場づくり	障がいのある人が、日中仲間と過ごすための場として、また、生きがいのある生活をおくるための場として、日中系事業所や地域活動支援センターなどの拡充を図るとともに、社会福祉法人やNPO法人などの幅広い事業主体の参入を促進します。
4	地域の子育て支援拠点の充実	障がいの有無にかかわらず、就園前の児童や保護者が交流できる場を提供する、支援センターやいずみ・エンゼルハウス事業の充実を図ります。
5	夏休みなどの長期休暇時における居場所の確保	障がいのある子どもの夏休みなどの長期休暇時における居場所の確保と生活の充実を図るため、地域団体等による交流活動の促進を図ります。

## 6. 人としての尊厳を持って生きる

### (1) 相談・情報提供体制の充実

#### ① 相談体制の充実

すべての障がいのある人が、地域で安心して暮らせるように、障がいの特性やそれぞれのニーズに対応した専門的な相談窓口の充実を図るとともに、当事者性の強いピアカウンセラーによる相談サービスなど、気軽に相談でき、解決につながりやすい支援体制を検討します。さらに、最重点施策のひとつである相談支援体制の整備の一環として、「障がい者基幹相談支援センター」を基点に、各種の相談支援事業やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）など、さまざまな相談窓口と連携のとれる支援体制の構築を推進します。

番号	施策・事業名	内 容
1	相談支援事業並びに地域活動支援センター事業の推進	障がいのある人やその家族からの相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を行います。 また、障がいのある人の人権侵害の相談やサービス利用支援を行えるように、権利擁護事業を進めます。 さらに、障がいのある人がいきいきとした生活ができるように、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流等を行うための施設の充実を図ります。
2	身体・知的・精神障がい者相談員活動の充実	身近な地域で障がいのある人やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたる身体・知的・精神障がい者相談員の活動を支援し、相談活動の充実を図ります。また、当事者性を強めたピアカウンセラーの配置を今後の検討課題としていきます。
3	福祉総合相談窓口「いきいきネット相談支援センター」の周知	子どもから高齢者までを対象とする相談支援員コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置について、障がいのある人をはじめ市民に対して周知徹底を図ります。
4	民生・児童委員の相談活動の充実	障がいのある人をはじめ高齢者や子ども、一人親家庭、生活困窮者などの援助を必要とする人の相談や助言などを行う民生・児童委員の相談活動を支援し、相談活動の充実を図ります。

番号	施策・事業名	内 容
5	障がいのある子どもやその家族に対する相談の充実	関係機関等との連携を進め、障がいのある子どもの発達相談や療育相談の充実を図るとともに、保健センターや保健福祉センターでの健康相談や育児相談の充実を図ります。
6	相談窓口の周知と対応の充実	各種相談窓口の周知を図るとともに、障がいのある人が1箇所でも相談できるように、ワンストップサービスを進めます。また、だれでも相談できるように、コミュニケーション支援等対応の充実を図ります。
7	市民生活の自立支援	くらしサポートセンターは、市民の「仕事」「障がい」「育児」「健康」など日常生活のさまざまな困りごとを関係課や関係機関等と協力して解決に向けて自立支援を行う総合相談窓口です。特に仕事探しについては、一人ひとりの状況に応じて仕事探しやスキルアップの手伝いを行い、その人らしい生活ができるよう自立支援を行います。
8	相談支援機関相互の連携の推進	高齢者を支援する「地域包括支援センター」、地域のなんでも相談窓口である「いきいきネット相談支援センター」、精神保健の窓口である「保健所」、また、子育てに関する窓口等、相談支援機関相互の連携を推進します。

## ② 情報提供体制の充実

障がいのある人が、地域や障がい者福祉などに係る多様な情報を入手し、意思決定や行動の判断材料とすることができるように、わかりやすい情報の提供に努めます。そのためには、インターネット等の活用や、行政情報の点訳・音訳などを充実させます。また、障害者総合支援法など障がいに係る法制度の動向や内容の周知を図ります。

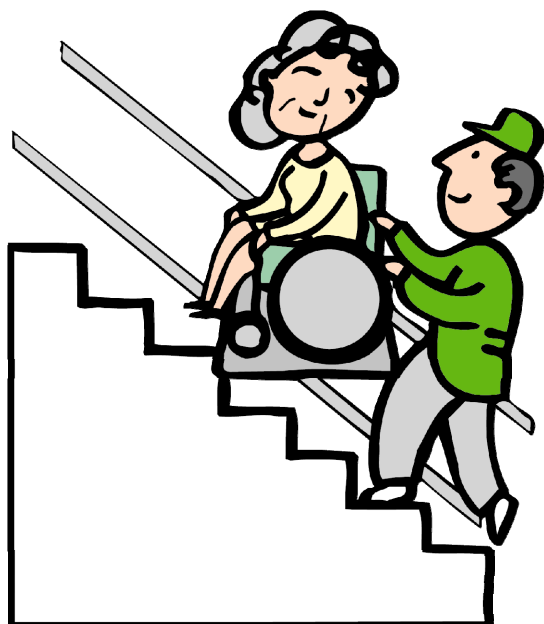
番号	施策・事業名	内 容
1	障がいに関する法律・制度の改正等情報の提供	障がいのある人に、障害者総合支援法や介護保険制度の改正に関する情報が的確に伝わるように、情報提供方法の配慮を行います。
2	さまざまな媒体による情報提供	障がい者福祉に関する各種施策をまとめた障がい福祉ガイドブックの内容の充実に努めるとともに、必要な情報が障がいのある人に的確に伝わるように、周知・活用方法について当事者参画を得て検討します。また、和泉市ホームページから情報が得やすいように、内容の充実と利便性の向上を図ります。
3	情報機器や備品の設置の促進	障がいのある人も情報入手がしやすいように、主要な公共施設内にパソコンや公衆FAXなどの情報機器・コミュニケーション機器の設置を促進します。 また、視覚障がいのある人に対する行政情報等の点訳や音声化等、情報提供の充実に努めます。 視覚障がいや聴覚障がいのある人も図書館の利用がしやすいように、図書館資料や備品の充実に努めます。

## (2) 障がい者や障がいへの理解の啓発

### ① 市民に対する理解・啓発活動の推進

障がいのある人が、地域であたりまえに生活するためには、家庭・学校・職場などすべての生活場面で、障がいのある人の人権を尊重し、障がいへの正しい知識と理解を深める仕組みづくりが必要です。そのためには、障がい者週間の取り組みなどの広報・啓発活動を推進するとともに、市民と障がいのある人とが共に参加して主体的に学べるような機会の充実に努めます。

番号	施策・事業名	内 容
1	障がい者の人権に関する啓発活動の推進	障がい者の人権問題について市民の理解を深めるため、各種広報媒体を活用して啓発を行います。「障がい者週間」(12月3日～9日)や「人権週間」(12月4日～10日)などにおいても、障がいや障がいのある人に対する理解・認識を深めるための啓発活動を推進します。
2	共生社会に関する理解啓発の推進	障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、共に生きる社会を築くため、「ノーマライゼーション」や「社会的障壁の除去」などの理念の普及啓発を進めます。



## ② 関係者に関する理解・啓発活動の推進

障がいのある人と接する機会の多い、市職員や教職員、保健医療関係者やサービス事業者など、障がい福祉に係る人材に対して、障がいや障がいのある人への理解と認識を深めるための研修等を実施し、資質の向上を図ります。

番号	施策・事業名	内 容
1	市職員に対する研修の充実	障がいや障がいのある人に対する理解と認識を深め、適切な対応が行えるように、職員研修の充実を図ります。福祉部門以外の職員を含め、すべての市職員が福祉の視点を持って、全庁的な行政の福祉化を推進します。
2	教職員等に対する研修の充実	保育士や教職員が、障がいや障がいのある人に対する理解と認識を深め、適切な対応が行えるように、研修の充実を図ります。
3	保健・医療・福祉関係者等に対する研修の充実	保健・医療・福祉関係者や民生・児童委員、障がい者関係施設職員、社会福祉協議会等に対して、障がいや障がいのある人に対する理解と認識を深められるように、大阪府等関係機関との連携のもとに研修の充実を図ります。 福祉サービス等提供事業者に対して、利用者が安心してサービスを受けられるように、障がいや障がいのある人に対する理解と認識を深められるように、研修の充実を図ります。

## ③ 人権教育、福祉教育の推進

子どもの頃からの障がい者理解を深めることを重視し、学校等における人権教育や福祉教育をさらに推進します。

番号	施策・事業名	内 容
1	人権保育・教育の推進	一人ひとりの子どもの特性や発達段階での課題に対応し、子どもの人権を尊重した保育・教育を推進するとともに、子どもが命の大切さやお互いを認め合えるような人権教育を進めます。

### (3) 人権・権利擁護の推進

#### ① 虐待防止の総合的な対応

障がいのある人が、家庭や施設等で虐待を受け、権利や尊厳を侵害されることのないように、関係機関との連携を図り、「障害者虐待防止法」の施行にともなう本市での虐待防止マニュアルの作成や虐待防止センターの周知を行うなど、総合的な虐待防止体制の整備に取り組みます。

番号	施策・事業名	内 容
1	市民に対する意識啓発	障がいのある人に対する虐待を未然に防ぐとともに、早期発見するためには、市民の理解と通告等協力が重要であることを広く啓発します。 市民の通報義務の意識啓発、相談等発見・防止活動を促進します。
2	虐待の早期発見、防止のための支援体制づくり	虐待予防や早期対応、支援などを行うため、警察、医療機関、サービス提供事業者、民生・児童委員などの関係機関や地域団体等との連携を図ります。
3	障がい福祉サービス事業者に対する啓発・指導	障がい福祉サービス利用者の人権を擁護するため、事業者に対する啓発・指導の強化を図ります。

## ② 権利擁護体制の確立

知的障がいや精神障がいのために判断能力が不十分な人が、不利益を被らないよう、成年後見制度などの普及に努めます。

番号	施策・事業名	内 容
1	権利擁護相談の充実	障がいのある人の権利擁護を進めるため、障がい者基幹相談支援センターや障がい者相談支援センター及び地域包括支援センター等における相談体制の充実を図ります。
2	権利擁護事業の推進	判断能力が十分ではない人が、地域で適切なサービスを受けられるように、福祉サービスの利用援助や金銭管理サービスなどを行う日常生活自立支援事業を推進します。
3	成年後見制度の利用促進	施設入所や在宅サービスの利用などにおいて、契約締結など法律行為が困難な場合には、成年後見制度を円滑に利用できるように、後見などの開始の審判申立請求の支援を行うとともに、普及啓発を行い利用促進を図ります。

## ③ 障がい者差別の解消

「障害者差別解消法」の施行にともない、本市において障がい者差別対策に取り組むため、市民や民間事業者への法の周知など、さらなる具体的な対応を検討していきます。

番号	施策・事業名	内 容
1	差別解消に向けた体制の構築	「障害者差別解消法」の趣旨にしたがい、法の趣旨や目的の効果的な広報・啓発活動、相談・紛争解決を実施する体制の充実などに取り組みます。



## (4) 情報バリアフリーの推進と意思疎通支援の充実

### ① 手話通訳や点字講習会等の充実

障がいのある人が地域であたりまえに生活できるように、とくに視覚障がいや聴覚障がいのある人を主な対象として、情報・コミュニケーション手段の確保に努めます。

番号	施策・事業名	内 容
1	公的機関等における窓口対応の充実	市役所をはじめ公的機関における窓口での対応をスムーズに行えるように、手話ができる職員の養成や研修を推進します。
2	手話通訳者等派遣事業の推進	障がいのある人の社会参加を促進するため、手話通訳者や朗読ボランティア等の派遣を進めます。
3	手話講習会、点字講習会の開催	市民が聴覚障がいのある人や視覚障がいのある人とコミュニケーションを図れるように、手話通訳の育成や、点字等のボランティア活動を促進するとともに手話講習会や点字講習会の開催を継続実施します。 また、要約筆記通訳の研修会を開催し、人材育成に努めます。

### ② 災害時における情報・コミュニケーションの確保

障がいのある人や高齢者について、災害時における地域での安否確認や避難誘導を機能させるために、「和泉市避難行動要支援者避難行動支援プラン」等を活用し、情報・コミュニケーション手段の確保に努めます。

番号	施策・事業名	内 容
1	避難行動要支援者支援事業の推進	大規模な災害が発生した際に自力で避難することが困難など特に配慮を要する人について、名簿を作成・管理します。また、本人からの同意を得た場合には、町会・自治会、民生・児童委員等の避難支援等関係者にあらかじめ情報提供することにより、迅速な安否確認及び避難誘導を行うことのできる支援体制をめざします。平常時からの地域での見守り活動を活発にし、災害時に一人でも多くの人助かるよう地域での支援体制構築の推進を図ります。
2	災害時情報伝達事業の推進	災害情報を迅速に届けられるように、時代の変化や情報化技術の進展に伴い、各種機器の整備を行います。



## 第5章 計画の推進





## 1. 計画の進行管理

---

### (1) 計画の進捗状況の把握・点検・評価体制

この計画の進行管理については、本市が行っている事業評価を参考にしながら実施するとともに、具体的な数値目標を設定する「和泉市障がい福祉計画」について、毎年進捗状況を把握します。点検・評価については、市民、事業者、関係機関等が参画する「和泉市障がい者施策推進協議会」において行います。

### (2) 和泉市障がい福祉計画との連携

福祉サービス等の目標については、「障害者総合支援法」に基づいて策定する「和泉市障がい福祉計画」で具体的に設定していきます。

## 2. 計画の推進体制

### (1) 全庁的な施策の推進

計画の推進にあたり、庁内関係各課との連携を強化し、全庁が一体となって各種施策を展開していくとともに、必要に応じて障がいのある人および関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

### (2) 地域における各種関係団体・民間企業等との連携

#### ① 市行政

市は、障がいのある人の保健・医療・福祉施策の充実をはじめ、関係課との連携を図り、教育・就労・住宅・生活環境等総合的な取り組みを推進するとともに、関係機関や団体等との連携を図ります。

また、計画の推進にあたっては、国や大阪府の補助制度を積極的に活用し、先駆的な事業に取り組むとともに、コスト意識やマネジメント意識をもって行政運営に努めます。

さらに、福祉に関する法制度の改正等について周知を徹底するとともに、障がいのある人がサービスの自己選択、自己決定ができるように、情報提供や相談体制の充実を図ります。

#### ② 障がい者団体

障がいのことなどについて、市と連携し市民や学校、地域団体等に対する啓発を行うとともに、団体の紹介を通して会員の拡充を図り、障がいのある人が地域で孤立することのないように、会員同士の交流等の充実が期待されます。

さらに、福祉に関する法制度等について会員や家族等の理解を深めることが期待されます。

### ③ 関係機関・団体

和泉市社会福祉協議会は、「和泉市地域福祉計画」において、地域福祉活動の中核を担う団体として、市との連携を強化し協働による事業の展開を図ることが明記されています。障がいのある人に対する見守りや支援等についても、小地域ネットワーク活動の中での取り組みが期待されます。

民生・児童委員協議会、ボランティア団体、NPO、町会・自治会等、地域の活動団体については、障がいのことや障がいのある人についての理解・認識を深めていくことが期待されます。また、日常生活や行事の中で交流を深め、障がいのある人が地域の中で孤立することなく安心して自立した生活をおくることができるように、地域での見守りや災害時の安否確認や避難支援等を行うこと、また、専門的な対応が必要な場合には、適切な機関につなぐことが期待されます。

社会福祉協議会やサービス提供事業者は、サービスの量的・質的向上を図るとともに、利用者の人権尊重の視点に立った提供を行い、利用者の自己選択や自己決定に役立つように、サービス情報等を提供することが期待されます。

企業は、障がいのことや障がいのある人に関心をもち、理解と認識を深めるとともに、障がいのある人を積極的に雇用することや障がい福祉サービス事業所などへの業務発注等が期待されます。また、従業員のボランティア活動等の奨励や地域社会への貢献活動等を推進することが期待されます。

### ④ 市民

生活全般において、障がいのある人があたり前に生活できるように、障がいのことや障がいのある人に対する関心をもち、理解と認識を深めること、また、障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が地域での交流が行えるよう、災害時の避難や緊急時の通報等が行えるようにすることが望まれます。

また、障がいのある人も自らが町会や自治会等の行事や避難訓練等地域での取り組みに積極的に参加するなど、社会の構成員として積極的に社会参加することが期待され、市行政をはじめ関係機関・団体等が一体となって支援します。

### (3) 多様な主体の協働による推進

この計画は、本市の障がいのある人に関する長期的な施策の方向を示した行政計画ですが、社会福祉協議会をはじめ、医療機関、サービス提供事業者、企業、障がい者団体、民生・児童委員、ボランティア団体、NPO、老人クラブ、町会・自治会、市民等が一体となって取り組むべき共通の指針です。

それぞれの主体がこの計画の基本理念や基本方針を理解し、お互いが連携、協力し、目標とする社会「障がいのある人もみんないきいき 共に暮らせるまち・和泉」の実現に向けて、主体的・積極的に取り組むことが期待されます。

そのため、この計画の策定の趣旨や基本理念、基本方針について、関係機関や団体、市民が共通の認識となるように、計画の普及啓発を進めます。



## 資料編





# 1. 計画の策定経過

## ■計画の策定経過

日 程	項 目	内 容
平成 27 年 7 月 3 日	第 1 回施策推進協議会・地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成 27 年度の和泉市障がい者基幹相談支援センターの運営について</li> <li>● 障がい者虐待について</li> <li>● 第 3 期障がい福祉計画の進捗状況</li> <li>● 第 3 次障がい者計画について</li> <li>● 第 3 次和泉市障がい者計画策定のためのアンケート調査票案について</li> </ul>
平成 27 年 7 月 16 日～ 8 月 3 日	第 3 次和泉市障がい者計画策定のためのアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障がい者手帳を所持している 18 歳以上の市民の中から、500 人を無作為抽出</li> <li>● 療育手帳を所持している 18 歳以上の市民の中から、300 人を無作為抽出</li> <li>● 精神障がい者保健福祉手帳を所持している 18 歳以上の市民の中から、300 人を無作為抽出</li> <li>● 特定医療費受給者証を所持している市民の中から、300 人を無作為抽出</li> <li>● 障がい者手帳等を所持している 18 歳未満の市民の中から、300 人を無作為抽出</li> <li>● 障がい者（児）向けアンケート調査の対象にあたらぬ市民の中から、300 人を無作為抽出</li> </ul>
平成 27 年 7 月 16 日～ 8 月 3 日	当事者団体アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5 団体の協力</li> </ul>
平成 27 年 11 月 24 日	第 2 回施策推進協議会・地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第 3 次和泉市障がい者計画（骨子案）について</li> <li>● 平成 27 年度和泉市基幹相談支援センター事業計画上半期報告と下半期の取組みについて</li> </ul>
平成 27 年 12 月 28 日～ 平成 28 年 1 月 25 日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第 3 次和泉市障がい者計画（素案）についての意見募集</li> </ul>
平成 28 年 2 月 23 日	第 3 回施策推進協議会・地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第 3 次和泉市障がい者計画（案）について</li> </ul>

## 2. 計画の策定体制

### ■和泉市障がい者施策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 障がい者計画及び障がい福祉計画の策定、見直し及び進行管理に関すること。
- (2) 障がい者施策に関する重要事項に関すること。
- (3) 障がい福祉サービスの利用に係る相談支援事業の中立性及び公平の確保に関すること。
- (4) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。
- (5) 地域の関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域における障がい者の自立支援に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係機関の職員
- (4) 福祉サービス事業者
- (5) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(専門部会)

第6条 会長は、必要と認めるときは、協議会に専門的事項を分掌させるため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、障がい福祉担当部署において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行時において和泉市障がい者施策推進協議会設置要綱（平成12年6月6日制定）に基づき和泉市障がい者施策推進協議会委員として委嘱されている者は、この規則の規定により委嘱されたものとみなす。この場合における当該委員の任期は、和泉市障がい者施策推進協議会設置要綱に基づく委嘱の日から起算するものとする。

**■和泉市障がい者地域自立支援協議会規則**

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

(1) 障がいの有無にかかわらず、全ての市民が共に自分らしく暮らすことができる地域づくりに関すること。

(2) 関係機関等の業務において課題となった事項への対応策に関すること。

(3) 地域の関係機関相互の連携及びネットワークの構築に関すること。

(4) 新たに取り組むべき地域の課題への対応に関すること。

(5) 障がい者及びその家族と地域社会との関係の構築に関すること。

(6) 関係機関等の職員等に対する研修に関すること。

(7) 障がい福祉サービスの利用に係る相談支援事業者の中立性及び公平の確保に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 和泉市障がい者施策推進協議会（和泉市附属機関に関する条例第1条第1号の表に規定する和泉市障がい者施策推進協議会をいう。以下同じ。）の委員

(2) 関係機関の代表者

(3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ和泉市障がい者施策推進協議会の会長及び副会長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(専門部会)

第6条 会長は、必要と認めるときは、協議会に専門的事項を分掌させるため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、委託相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第20条第2項の規定により和泉市から委託を受けた同法第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者等をいう。）及び障がい福祉担当部署において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行時において和泉市障がい者地域自立支援協議会設置要綱（平成19年6月1日制定）に基づき和泉市障がい者地域自立支援協議会委員として委嘱されている者は、この規則の規定により委嘱されたものとみなす。この場合における当該委員の任期は、和泉市障がい者地域自立支援協議会設置要綱に基づく委嘱の日から起算するものとする。

## ■和泉市障がい者施策推進協議会委員

## 和泉市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

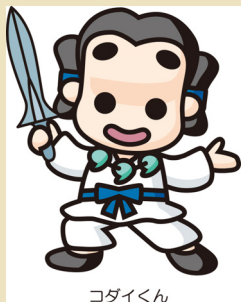
区分	関係機関・団体名	役職	氏名
学識経験者	大阪体育大学健康福祉学部	教授	●○ 大谷 悟 会長
	桃山学院大学社会学部	准教授	●○ 黒田 隆之 ※※ 副会長
	地域活動支援センターしらさぎ・ネスト	センター長	●○ 左古 久代
関係団体	和泉市社会福祉協議会	会長	●○ 有里 榮陽
	和泉市民生児童委員協議会	会長	●○ 相澤 美代榮
	和泉市障がい者団体連絡協議会 (和泉市聴力障がい者福祉協会)	会長	●○ 熊野 勉
	和泉市障がい者団体連絡協議会	会長代行	○ 山口 達雄
	和泉市障がい者団体連絡協議会 (和泉市中心身障がい(児)者手をつなぐ親の会)	副会長	●○ 有住 清美
	和泉市障がい者団体連絡協議会 (和泉市精神障がい者家族会)	副会長	●○ 木下 起佐子
	和泉市障がい者団体連絡協議会 (和泉市身体障がい者福祉会)		○ 長井 秀夫
	いずみ障がい福祉サービス事業所団体 連合会	代表理事	○ 樽本 知子
	和泉ボランティア市民活動センター 「アイ・あいロビー」	運営委員会 委員	● 大平 直樹
	和泉市身体障がい者福祉会	会長	● 石橋 壽子
	和泉市視覚障がい者福祉協会	会長	● 浦部 祐作 ※ 副会長
	重度重複障がい者家族会	代表	● 永田 リカ
	いずみ障がい福祉サービス事業所団体 連合会	会長	● 柳 望
市民委員	公募市民(施策推進協議会)		○ 小林 順子
	公募市民(自立支援協議会)		○ 塔筋 雅彦
	公募市民		● 小林 敏子
	公募市民		● 石田 栄子
国・府行政	大阪府和泉保健所	地域保健課長	●○ 角田 龍哉
	泉大津公共職業安定所	統括職業指導官	●○ 山原 秀一
オブザーバー	大阪府岸和田子ども家庭センター	地域相談課 課長補佐	● 澤井 晴子

(敬称略・順不同)

●：平成27年7月時点 ○：平成27年11月時点  
 ※：平成27年7月時点 ※※：平成27年11月時点







コダイくん



ロマンちゃん

### 第3次和泉市障がい者計画

平成28年3月発行

発行 和泉市

〒594-8501

大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

編集 和泉市 生きがい健康部 障がい福祉課

発行部数：100部 1部：1,944円

※コダイくん、ロマンちゃんは和泉市のイメージキャラクターです。